

川崎市子ども・若者の未来応援プラン

令和元年度点検・評価結果報告書



令和2年8月

目 次

1 はじめに

はじめに 1 「子ども・若者の未来応援プラン」の進行管理の考え方・・・P2

(1) 第4章「計画の推進に向けた施策の展開」の評価

計画の施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進・・・・・・・・P8

施策2 子どものすこやかな成長の促進・・・・・・・・P13

施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上・・・・・・・・P20

施策4 子育てしやすい居住環境づくり・・・・・・・・P25

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

施策5 質の高い保育・幼児教育の推進・・・・・・・・P30

施策6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進・・・・・・・・P37

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

施策7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり・・・・・・・・P47

施策8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援・・・・・・・・P54

施策9 障害福祉サービスの充実・・・・・・・・P61

(2) 第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」の進捗状況

ア 子どもの貧困対策の推進・・・・・・・・P64

イ 児童家庭支援・児童虐待対策の推進・・・・・・・・P80

ウ 困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進・・・・・・・・P101

(3) 第6章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」の実績

ア 教育・保育・・・・・・・・P109

イ 認定こども園・認可保育所・・・・・・・・P118

ウ 地域子ども・子育て支援事業・・・・・・・・P121

はじめに

1 「子ども・若者の未来応援プラン」の進行管理の考え方

(1) 進行管理の考え方

「子ども・若者の未来応援プラン」は、平成30年度から令和3年度までを計画期間として策定をしており、基本理念の基に、第4章では3つの施策の方向性・9つの施策と82の事務事業を位置付けるとともに、第5章では、「子どもの貧困」、「児童虐待」、「困難な課題を持つ子ども・若者への支援」の3つの社会的な課題への対応として、それぞれの施策の方向性や推進項目を示し、さらに第6章では、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込みと確保方策を示しています。

本プランの進行管理については、「こども未来局」を中心として、「川崎市こども施策庁内推進本部会議」で、関係部局間の横断的な調整と情報の共有化を図るとともに、「川崎市子ども・子育て会議」において、計画に位置付けた事業等の進捗状況に関する継続的な点検を行い、施策や指標の達成状況についても評価を実施し、結果はホームページ等を通じて公表します。

【第4章の進行管理】

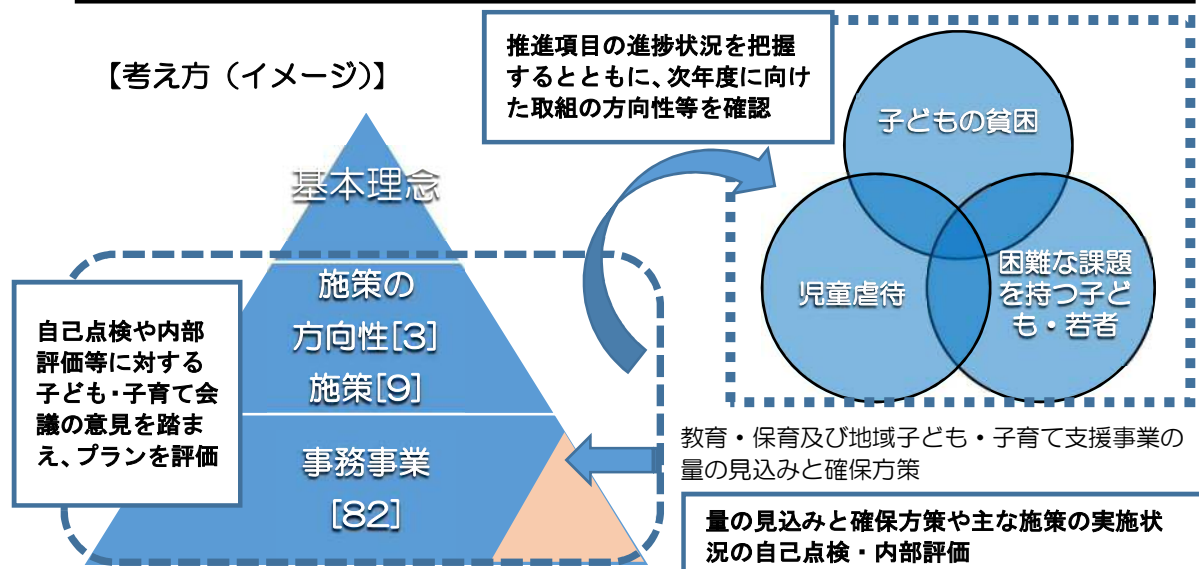
市総合計画第2期実施計画や子どもに関連する他の行政計画、関連する他分野の行政計画との整合性を図りながら、位置付けた3つの施策の方向性や9つの施策などについて年度評価を実施します。

【第5章の進行管理】

第4章の進行管理との整合性を図りながら、位置付けた3つの課題における推進項目について、その進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性等を示していきます。

【第6章の進行管理】

毎年度設定した「量の見込み」については、利用実態の把握等を行うとともに、第4章における評価との整合性を図りながら、必要に応じた見直しを行います。



(2) 進行管理の進め方

「川崎市総合計画 第2期実施計画」と整合性を図りながら、9つの施策を構成する82の事務事業について、毎年度、事業の取組内容の実績や成果指標及び事業量等を踏まえて達成度を把握し、施策への貢献度等を評価する点検・評価を実施します。

また、9つの施策ごとに、施策を構成する事務事業の評価や、指標、質的な要素等を踏まえて総合的な評価を実施し、子ども・子育て会議からの意見・評価を反映し、今後の取組を示します。

合わせて、3つの社会的課題への対応としての関連推進項目の取組状況について進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性を示します。また、プランに位置付けた教育・保育や地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込みと確保方策について、自己点検・内部評価を実施します。

2 第4章における達成度・貢献度・方向性の評価の考え方

(1) 事業の達成度

取組内容等の実績や成果を踏まえた達成状況を5段階で示します。

区分	達成度の区分	該当例
1	目標を大きく上回って達成	●目標に明記した期日よりも相当早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに大きく貢献した。 ●目標に明記した内容よりも相当高い水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく上回った。
2	目標を上回って達成	●目標に明記した期日よりも早めに達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。 ●目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。 ●目標に明記した数値を上回った。
3	ほぼ目標どおり	●目標に明記した期日、内容どおりに達成した。 ●途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。 ●目標に明記した数値とほぼ同じであった。 ●おおむね適正に処理し業務遂行に支障がなかった。
4	目標を下回った	●目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。 ●目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を下回った。 ●所定の期日に間に合わないなど、業務を適正に処理できなかった。
5	目標を大きく下回った	●目標に明記した期日よりも遅れ、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく下回った。

(2) 事業の貢献度

事業の達成度を踏まえ、施策への貢献度を3段階で示します。

区分	貢献度の区分	考え方
A	貢献している	◆各施策の成果指標等との関係性が強い事業で、事業の達成度が「3.ほぼ目標どおり」の場合は、原則として「A. 貢献している」とする。なお、当該年度の実績等があまり良好でない場合や、達成度が「4.目標を下回った」の場合は、「B. やや貢献している」とする評価も含め、総合的に判断する。
B	やや貢献している	
C	貢献の度合いが薄い	◆一方、施策を推進する経常的な事務事業等、各施策の成果指標等との関係性がそれ程強くないものの、施策を下支えしている事務事業で、取組内容の実績等が目標どおりにできた場合は、原則として「B. やや貢献している」とする。なお、当該年度の実績等が良好で、施策に貢献したと判断した場合は、「A. 貢献している」とする。逆に当該年度の実績が良好でない場合は、「C. 貢献の度合いが薄い」とする評価も含め、総合的に判断する。

(3) 今後の事業の方向性

6つの区分を設けて実施結果や評価を踏まえた今後の事業の方向性を示します。

区分	方向性区分	説明
I	現状のまま継続	計画どおり事業を継続する場合
II	改善しながら継続	事業費等は変更せず、課題に対応するため、事業手法等を見直す場合
III	事業規模拡大	計画事業費に対して予算や人員等を増加させ、一層の課題解決を図る場合 (計画事業費の範囲内での単なる事業対象等の当然増の場合は、「I」とする。)
IV	事業規模縮小	計画事業費に対して予算や人員等を縮減させ、効率化等の改善、改良、見直しを図る場合 (計画事業費の範囲内での単なる事業対象等の当然減の場合は、「I」とする。)
V	事業廃止	見直しや他の事務事業との統合等により事業を廃止する場合
VI	事業終了	計画どおりに事業を終了する場合

3 今後の施策展開について

子ども・子育て支援法第61条に基づき、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされています。

本市においては、平成30年度評価の結果及び平成30年度に行った利用状況把握調査（ニーズ調査）の結果や、本市の子ども・子育てを取り巻く状況等も踏まえ、令和元年度に、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込みと確保方策の見直しを行いました。その結果を踏まえ、令和2年度からの5年間を計画期間とする「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画」として、プラン第6章を改訂しました。改訂後のプランの推進にあたっては、このたびの点検・評価結果を十分に踏まえて、施策を展開してまいります。

【計画の施策体系図】

基本理念	未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき
基本的な視点	1 子どもの権利を尊重する 2 地域社会全体で子ども・子育てを支える 3 子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う 4 すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

施策の方向性	施策	事務事業名
Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実	1 子育てを社会全体で支える取組の推進	(1)子どもの権利施策推進事業
		(2)人権オンブズパーソン運営事業
		(3)男女平等推進事業
		(4)地域子育て支援事業
		(5)小児医療費助成事業
		(6)児童手当支給事業
		(7)児童福祉施設等の指導・監査
	2 子どものすこやかな成長の促進	(1)妊婦・乳幼児健康診査事業
		(2)母子保健指導・相談事業
		(3)救急医療体制確保対策事業
		(4)青少年活動推進事業
		(5)こども文化センター運営事業
		(6)わくわくプラザ事業
		(7)青少年教育施設の管理運営事業
		(8)いこいの家・いきいきセンターの運営
		(9)自治推進事業
	3 学校・家庭・地域における教育力の向上	(1)地域等による学校運営への参加促進事業
		(2)区における教育支援推進事業
		(3)地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
		(4)教職員研修事業
		(5)家庭教育支援事業
		(6)地域における教育活動の推進事業
		(7)地域の寺子屋事業
	4 子育てしやすい居住環境づくり	(1)住宅政策推進事業
		(2)高齢者等に適した住宅供給推進事業
		(3)民間賃貸住宅等居住支援推進事業
		(4)市営住宅等管理事業
		(5)魅力的な公園整備事業
		(6)公園施設長寿命化事業
		(7)防犯対策事業
		(8)商店街課題対応事業
Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	5 質の高い保育・幼児教育の推進	(1)待機児童対策事業
		(2)認可保育所整備事業
		(3)民間保育所運営事業
		(4)公立保育所運営事業
		(5)認可外保育施設支援事業
		(6)幼児教育推進事業
		(7)保育士確保対策事業
		(8)保育料対策事業

施策の方向性	施策	事務事業名
Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進	(1) キャリア在り方生き方教育推進事業
		(2) きめ細やかな指導推進事業
		(3) 人権尊重教育推進事業
		(4) 多文化共生教育推進事業
		(5) 健康教育推進事業
		(6) 健康給食推進事業
		(7) 教育の情報化推進事業
		(8) 魅力ある高校教育の推進事業
		(9) 学校教育活動支援事業
		(10) 特別支援教育推進事業
		(11) 共生・共育推進事業
		(12) 児童生徒支援・相談事業
		(13) 教育機会確保推進事業
		(14) 海外帰国・外国人児童生徒相談事業
		(15) 就学等支援事業
		(16) 学校安全推進事業
		(17) 交通安全推進事業
Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	(1) 児童虐待防止対策事業
		(2) 児童相談所運営事業
		(3) 里親制度推進事業
		(4) 児童養護施設等運営事業
		(5) ひとり親家庭の生活支援事業
		(6) 女性保護事業
		(7) 子ども・若者支援推進事業
		(8) 小児ぜん息患者医療費支給事業
		(9) 小児慢性特定疾病医療等給付事業
		(10) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業
		(11) 災害遺児等援護事業
	8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援	(1) 生活保護自立支援対策事業
		(2) 生活保護業務
		(3) 生活困窮者自立支援事業
		(4) 雇用労働対策・就業支援事業
		(5) 民生委員児童委員活動育成等事業
		(6) 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業
		(7) 更生保護事業
		(8) 障害者就労支援事業
		(9) 障害者社会参加促進事業
		(10) 社会的ひきこもり対策事業
		(11) 精神保健事業
	9 障害福祉サービスの充実	(1) 障害者日常生活支援事業
		(2) 障害児施設事業
		(3) 発達障害児・者支援体制整備事業
		(4) 地域療育センターの運営

(1) 第4章「計画の推進に向けた施策の展開」の評価

施策の方向性 | 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進				
施策の概要	一人ひとりがお互いに認め合い、多様な価値観が尊重されるよう子どもの権利や男女がともに子育てを担う意識の啓発を進めるとともに、企業・地域・行政などの多様な主体が連携・協働して、子育て家庭を支える取組や子育てに負担を感じる家庭への支援の取組を推進します。				
計画期間における主な方向性	≪子どもの権利≫ ・子どもの権利を尊重する社会づくりに向けて、「子どもの権利に関する行動計画」に基づき、広報・啓発などの子どもの権利への関心と理解を深めるための取組等を推進します。 ≪子育てを社会全体で支える≫ ・男女がともに子育てを担う意識の普及と環境づくりに向けて、男女共同参画の理解の促進や家庭生活への男性の参画促進に取り組めます。 ・男女がともに子育てを担っていくためには、仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた施策の推進が求められています。働き方の改革に向けた取組や、意欲や能力に応じた働く場での活躍と出産・育児を含め健康で豊かな生活の双方の実現を促す仕組みづくりなど、男女がともに仕事と生活のバランスが取れた生活が送れるよう、行政、企業・事業者、関係団体、市民が協働し、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めます。 ・地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供や相談支援など、地域子育て支援機能の充実を図るとともに、地域の「互助」の公的な仕組みとしての「ふれあい子育てサポート事業」について、利用促進に向けた広報活動の強化等を進めます。 ・子育て家庭のニーズに的確に対応した情報発信を行うため、使いやすさや見やすさに配慮した情報提供を行います。 ・小児医療費助成については、安心して適切な受診行動を取れるための啓発等に努めるとともに、制度拡充後の分析及び検証を踏まえて事業の推進を図ります。				
施策を構成する事務事業	①	子どもの権利施策推進事業	⑦	児童福祉施設等の指導・監査	⑬
	②	人権オンブズパーソン運営事業	⑧		⑭
	③	男女平等推進事業	⑨		⑮
	④	地域子育て支援事業	⑩		⑯
	⑤	小児医療費助成事業	⑪		⑰
	⑥	児童手当支給事業	⑫		⑱

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類	指標の説明	目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1 活動指標	子どもの権利に関する広報資料配布部数	目標	165,500	166,000	166,500	167,000	部
	説明 子どもの権利条例の解説パンフレット等、子どもや一般市民に対する子どもの権利に関する広報資料の年間配布部数	実績	175,420	191,090	-	-	
2 活動指標	講師派遣事業参加人数	目標	900	950	1,000	1,050	人
	説明 子どもに関わる職員や市民を対象とした、子どもの権利に関する研修・学習会等の年間参加人数	実績	1,774	1,395	-	-	
3 活動指標	救済の申立て受付件数	目標	-	-	-	-	件
	説明 相談の内、相談者から救済の申立てがあった件数（※なお、当該指標は目標設定にふさわしくないため、実績のみの把握とします。）	実績	6	7	-	-	
4 活動指標	かわさき男女共同参画ネットワーク運営会議・全体会議・イベント開催数	目標	5	5	5	5	回
	説明 運営会議、全体会議、フォーラムの開催合計数	実績	5	5	-	-	
5 活動指標	デートDV予防ワークショップの実施回数	目標	5	5	5	5	回
	説明 市内専門学校や大学における、デートDV予防ワークショップの実施回数	実績	5	5	-	-	
6 成果指標	男女平等かわさきフォーラム参加者数	目標	160	160	165	165	人
	説明 毎年度実施のフォーラム参加者数	実績	130	97	-	-	
7 成果指標	市の審議会等委員への女性の参加比率	目標	37	38	39	40	%
	説明 政策・方針決定過程への女性の参画比率	実績	30.7	31.2	-	-	

8	活動指標	地域子育て支援センターの延べ利用人数		目標	278,283	279,953	222,177 (281,634)	224,664 (281,634)	人
		説明	地域子育て支援センターを利用することの年間延利用人数※R2年度及びR3年度の目標値は『「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版(川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画)(R2年3月策定)』において新たに設定した数値(かつこ内は、第2期実施計画上の数値)	実績	246,133	212,674	—	—	
9	活動指標	ふれあい子育てサポートセンターの子育てヘルパー会員登録者数		目標	802	816	830	830	人
		説明	市内4か所のふれあい子育てサポートセンターに登録した育児の援助をしたい人(子育てヘルパー会員)の年間平均登録者数	実績	781	784	—	—	
10	成果指標	ふれあい子育てサポートセンターの利用者数		目標	16,300	16,300	14,675 (16,300)	14,756 (16,600)	人
		説明	育児の援助をしたい人(子育てヘルパー会員)と育児の援助を受けた人(利用会員)が、市内4か所のふれあい子育てサポートセンターを通し、会員相互により育児援助活動を実施した数※R2年度及びR3年度の目標値は『「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版(川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画)(R2年3月策定)』において新たに設定した数値(かつこ内は、第2期実施計画上の数値)	実績	13,906	14,858	—	—	
11	成果指標	地域子育て支援センター利用者の満足度		目標	—	9	—	9	点
		説明	「地域子育て支援センター利用者アンケート」(無作為抽出 利用者)における各質問項目(10段階)の平均値<2年に1回調査予定>	実績	—	9	—	—	
12	活動指標	小児通院医療費助成の対象者数		目標	133,000	133,000	133,000	133,000	人
		説明	各年度末時点での通院の医療費助成を行う小児(乳幼児等)医療証を交付している人数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	実績	131,622	129,425	—	—	
13	活動指標	児童手当の支給対象児童数		目標	195,000	195,000	195,000	195,000	人
		説明	各年度2月末時点の児童手当・特例給付支給対象児童数(公務員除く。) (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	実績	193,894	193,711	—	—	
14	活動指標	指導監査実施数		目標	448	482	516	550	件
		説明	認可制度、確認制度に係る実地または書面指導監査の実施数及び社会福祉法に基づく社会福祉法人並びに児童福祉法施行事務に対する実地指導監査の実施数	実績	454	488	—	—	
15	活動指標	社会福祉法人設立認可及び定款変更認可業務の執行件数		目標	3	3	3	3	件
		説明	新規法人の設立認可における審査事務の執行及び定款変更の認可申請事務の執行件数	実績	4	2	—	—	
16	活動指標	会計研修の開催回数		目標	5	5	5	5	回
		説明	施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修の実施回数	実績	5	5	—	—	

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	子どもの権利施策推進事業	①子どもの権利に関する行動計画に基づく施策の進行管理 ②子どもの権利委員会による施策検証 ③広報資料等の活用による子どもの権利に関する意識普及の促進	①広報資料・ホームページの活用によるさまざまな世代に向けた広報及び意識普及の促進（広報資料配布部数：166,000部以上） ②派遣講師や「かわさき子どもの権利のつどい」の開催等による広報及び意識普及の促進（講師派遣事業参加者：950人以上） ③「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」の策定	目標どおり達成できました。 ①条例の解説パンフレット等を作成して市内の全児童生徒及び市民に配布することで権利学習に活用し（191,090部）、「かわさき子どもページ」にイベント情報を掲載してさまざまな世代に向けた広報及び意識普及の促進を行いました。 ②保育園の職員等を対象とした研修等への講師派遣を行い（1,395人）、「かわさき子どもの権利の日のつどい」を高津市民館において開催することで広報及び意識普及の促進を行いました。 ③第5次行動計画の広報及び周知の取組を行うとともに、平成30年度事業の進捗状況の集約を行いました。また第6次行動計画を策定しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
2	人権オンブズパーソン運営事業	子どもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう、適切な助言や支援を行います。救済申立てにおいては、調査、あっせん・調整、是正等勧告、制度改善の意見表明、公表も行います。	①子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に関する相談に対する助言及び支援 ②救済申立てに関する調査・調整等の実施 ③相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンブズパーソンの運営状況の公表 ④市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進	目標どおり達成できました。 ①については、相談者に寄り添い、相談者とともに問題解決を図るとともに、複雑なケースの場合等には継続して相談を受け、解決に向け相談者を支援しました。 ◇子どもの相談：1回の相談で終了した件数79件、継続相談件数39件（令和元年度実績値） ◇男女平等の相談：1回の相談で終了した件数13件、継続相談件数5件（令和元年度実績値） ◇継続相談に対する相談・面談等回数：193回（令和元年度実績値） ②については、関係者からの資料提出や聞き取り、現地調査等により第三者として公平に調査し、調査結果をもとに関係者間の調整を行い、適切に事案の解決に当たりました。 ◇救済活動：274回（令和元年度実績値） ◇前々年度、前年度からの継続件数5件及び今年度受付件数7件に関する救済活動終了件数11件、次年度継続件数1件（令和元年度実績値） ③については、相談カードの配布（市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、外国人学校等）や人権オンブズパーソン子ども教室（小学校8校・中学校4校）の開催等を通じて広報・啓発を行うとともに、5月に平成30年度の報告書を公表しました。 ④については、市の機関や関係機関等と連携・協力し、相談・救済活動、広報・啓発活動、研修活動、関係会議への参画、関係機関・団体との意見交換等を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続

3	男女平等推進事業	男女平等かわさき条例や男女平等推進行動計画に基づき、男女共同参画センターやかわさき男女共同参画ネットワーク等と連携し、男女平等施策を推進します。また、DV防止・被害者支援基本計画に基づき、関係機関等と連携し、DVの防止及び被害者支援に取り組みます。	①「男女平等推進週間」における男女平等に関する広報の実施 ②産業、教育、地域等のさまざまな分野で活動する民間団体等で構成する「かわさき男女共同参画ネットワーク(すくらむネット21)」と合同での「男女平等かわさきフォーラム」の開催(参加者数:160人) ③すくらむネット21における情報や活動成果の共有 ④市内専門学校や大学におけるデートDV予防啓発講座の開催(開催回数:5回) ⑤DV防止に向けた広報・啓発活動の推進 ⑥国の男女共同参画基本計画などを踏まえた本市の第4期男女平等推進行動計画に基づく取組の推進 ⑦企業における女性活躍に関する取組の促進に向けた認証制度「かわさき☆えるぼし認証」の運用	ほぼ目標どおり達成できました。 ①6月の「男女平等推進週間」において、チラシを作成・配布したほか、公共施設3箇所及び広報コーナーにおいて、パネル展示を行い、男女平等意識の普及啓発を実施しました。 ②男女平等かわさきフォーラムを2月に開催し、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり97人の参加となりましたが、令和元年度のテーマに沿った男女共同参画に関する啓発パネル等の展示も併せて実施しました。 ③運営会議を年3回、全体会議を1回、フォーラムを1回開催しました。 ④⑤DV未然防止に向けた広報活動を行うとともに、デートDV予防啓発講座を専門学校・大学で計5回開催し、520人の参加がありました。さらに、教職員向けに人権研修の一環として、デートDVに関する研修を開催し、デートDV未然防止に向けた啓発活動を行いました。この他、DV被害者支援等の現状や課題を踏まえ、関係機関との調整結果や市民意見を反映し、第3期DV防止・被害者支援基本計画を策定しました。 ⑥審議会等委員の女性比率については、女性の参加比率向上に向け、庁内会議や所管課部署への働きかけを行い、改選を行う継続設置の審議会等で女性の参加状況が改善されたため、一定の効果が得られ、昨年度の30.7%から0.5ポイント増の31.2%となりました。今後は、庁内所管部署へヒアリングを実施するなど働きかけを強化し、目標が達成できるよう取組を進めます。 ⑦女性の活躍推進に積極的に取り組む中小企業を対象とした認証制度「かわさき☆えるぼし認証企業」として、19企業を新たに認証し、昨年度の認証企業と合わせて43企業となりました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
4	地域子育て支援事業	地域において子育て支援を行う団体と連携し、保護者の子育ての不安感等の緩和に向け、子どもの健やかな育ちを支援する地域子育て支援センターの運営や市民が相互に行う育児援助活動を支援するふれあい子育てサポートセンターの運営等を通して、「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組を推進します。	①地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施、事業の利用促進に向けた取組の推進(延べ利用人数:279,953人以上) ②ふれあい子育てサポート事業の実施、事業の利用促進に向けた取組の推進(子育てヘルパー会員平均登録数:816人以上) ③「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組の実施、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画部分の見直し ④「子ども・若者応援基金」を活用したグローバル人材の育成 ⑤子育てに関する情報提供 ⑥子育て世代向けのワーク・ライフ・バランスの取組の推進	目標を下回りました。 ①新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域子育て支援センターの利用人数は212,674人と目標を下回りましたが、職員向け研修を1回実施するとともに、関係機関が実施する研修を案内し、市民サービスの質の向上のための人材育成を行いました。今後は、電子媒体を活用した情報発信の強化に努め、地域子育て支援センターの周知の促進を図ります。 ②新型コロナウイルス感染症の影響もあり、子育てヘルパー会員平均登録数は784人と昨年度実績を上回ったものの、目標を下回りました。引き続き、子育てヘルパー会員募集の広報の充実等に努めるなど、ふれあい子育てサポート事業利用促進の取組を進めます。 ③「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組及び年度評価を実施するとともに、プラン第6章に定める「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策を設定し、令和2年度から6年度までの5か年を計画期間とする「川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。 ④9月から先行事業として「Stanford e-Kawasaki」と「ハイパーループ・コンペに挑戦！」の2事業を実施しました。また、11月の川崎市PPPプラットフォームセミナーへ参加するなど一般提案募集に向けた取組を開始しました。 ⑤「かわさき子育てガイドブック」を作成し、「かわさき子育て応援ナビ」(ホームページ)による情報提供を行いました。 ⑥九都県市の連携による広報活動や4県市合同のシンポジウムの開催等により普及啓発を行いました。市民向けセミナーは新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、中止しました。	4 目標を下回った	B やや貢献している	II 改善しながら継続

5	小児医療費助成事業	対象となる小児の保険医療費の自己負担額(食事療養標準負担額を除く)を助成します。	①小児医療費助成の実施・制度の運用及び検証を踏まえた事業推進 ・入院医療費助成の所得制限廃止に向けた取組の推進	目標どおり達成できました。 ①対象者への医療費助成を適正に実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続
6	児童手当支給事業	対象となる子どもの年齢に応じて、3歳未満月額15,000円、3歳以上小学校修了前の第1子、第2子は10,000円、第3子以降は15,000円、中学生は10,000円、所得制限超過世帯には子ども1人一律5,000円を6月、10月、2月に支給します。	①対象者への児童手当の適正な支給	目標どおり達成できました。 ①対象者への児童手当を適正に支給しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
7	児童福祉施設等の指導・監査	実地又は書面により、各法人・施設・事業等の運営状況について調査又は検査を実施します。	①児童福祉関係法令に基づく保育所などの児童福祉施設及び運営法人に対する指導・監査の実施 ②幼稚園型認定こども園・幼稚園における、子ども・子育て支援法上の指導監査の実施 ③社会福祉法人設立認可及び定款変更認可業務の適切な執行 ④処遇改善の職員給与への反映に係る確認手法の構築 ⑤施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修の実施(実施回数:5回)	目標どおり達成できました。 ①児童福祉関係法令に基づく保育所などの児童福祉施設及び運営法人に対する指導・監査を488件実施しました。 ②幼稚園型認定こども園・幼稚園における、子ども・子育て支援法上の指導監査を1件実施しました。 ③社会福祉法人設立認可及び定款変更認可業務を2件適切に執行しました。 ④処遇改善の職員給与への反映に係る確認手法を構築しました。 ⑤施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修を5回実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	III 事業規模拡大
総合的な評価		《子どもの権利》 ①「川崎市子どもの権利に関する条例」の解説パンフレット等を活用した権利学習の実施、各種研修等への講師派遣や「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催等により、さまざまな世代に向けた広報及び意識普及を促進しました。また、人権オンブズパーソン子ども教室の開催や相談カードの配布の実施により、相談・救済についての広報・啓発を推進しました。 《子育てを社会全体で支える》 ②男女がともに仕事と生活のバランスが取れた生活が送れるよう、行政、企業・事業者、関係団体、市民が協働し、ワーク・ライフ・バランスを推進する取組については、女性の活躍推進に積極的に取り組む中小企業を対象とした認証制度「かわさき☆えるぼし認証企業」として、19企業を新たに認証し、昨年度の認証企業と合わせて43企業となりました。 ③地域における子育て支援の推進については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域子育て支援センターの利用人数が目標を下回りました。一方で、成果指標である「地域子育て支援センター利用者の満足度」は目標を達成しました。また、ふれあい子育てサポート事業については、子育てヘルパー会員の登録が伸びずマッチングの成立が困難だったため利用人数は目標を下回りましたが、ヘルパー会員募集及び利用促進のため、広報強化に取り組み、昨年度より利用人数は増加しました。 これらを実施することにより、一人ひとりがお互いに認め合い、多様な価値観が尊重されるよう、子どもの権利の啓発を進めるとともに、子育て家庭を支える取組や、子育てに負担を感じる家庭への支援の取組の推進に寄与しました。					

子ども・子育て会議からの意見・評価	①子どもの権利について、広報資料配布部数や講師派遣事業参加人数が目標値を上回ったことは評価します。引き続き、子どもの権利に関する広報及び意識普及の取組を継続し、様々な世代に向けた意識啓発の促進が図られることを望みます。また、相談・救済の方法が子どもに伝わるよう、引き続き周知が進められることを望みます。 ②男女がともに仕事と生活のバランスが取れた生活が送れるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進する取組については、「働く場における男女共同参画の推進」に向けて、事業内容のさらなる周知等、広報・広聴の強化を図り、意欲や能力に応じた働く場での活躍と出産・育児を含め健康で豊かな生活の双方の実現を促す取組を進めていくことを望みます。 ③地域子育て支援センター事業及びふれあいサポート事業について、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、安心して参加いただける新しい参加のスタイル等の工夫をしながら、引き続き、事業内容の充実と利用促進に向けた広報・広聴の強化を図り、地域における子育て支援が推進されることを望みます。 引き続き、子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実に向けて、子育てを社会全体で支える取組が推進されることを望みます。
-------------------	---

4 改善

子ども・子育て会議からの意見・評価を踏まえた今後の取組	①子どもの権利を守るためには、子どもの権利についての意識を普及する必要があります。今後も、世代など対象に合わせた情報発信方法等について改善しながら継続し、子どもの権利が尊重されて子どもが自分らしく生きることができるよう「子どもにやさしいまちづくり」を推進します。 ②「第4期川崎市男女平等推進行動計画」に基づき、「働く場における男女共同参画の推進」に向けて、企業の取組を促進するための施策を平成30年度に創設しましたが、今後も、認証制度のさらなる周知や認証企業のPRなどの広報等を行いながら、引き続き、認証企業の増加に向けた取組を進めていきます。 ③地域子育て支援センター事業及びふれあい子育てサポートセンターについては、引き続き広報の強化を行い、利用促進に取り組めます。今後も引き続き運営団体と連携しながら、子育てに負担感・不安感を持つ家庭への地域における相談・支援体制づくりを推進するため、様々な手法を検討しながら取り組んでいきます。
-----------------------------	--

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策2 子どものすこやかな成長の促進				
施策の概要	妊娠・出産期に安心して過ごせる取組を進めるとともに、乳幼児期における子どもの発達支援や育児支援の取組を推進します。 また、学齢期においては、地域団体や青少年関係団体等と連携・協働しながら、児童の健全育成や安全・安心な居場所づくりに向けた取組を推進します。				
計画期間における主な方向性	≪安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり≫ ・妊娠期から乳幼児期の子育て家庭を対象とした母子保健の取組の中で、子どもの成長や家庭の育児等の状況について把握した情報を確実かつ的確に活用し、必要な支援を迅速に実施するため、母子保健情報管理システムによる効果的・効率的な母子保健情報の管理と分析を推進します。 ・妊産婦が地域で孤立することなく、安心して出産や育児に臨めるよう、妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発や相談・支援体制を強化します。 ・妊娠出産に関する啓発とともに、不育や不妊の悩みに対する精神的支援として相談体制の充実を図ります。 ・安心して妊娠・出産ができるように、NICU(新生児集中治療管理室)の整備を推進するとともに、周産期医療ネットワークに基づく周産期医療関連施設の連携により、引き続き、分娩のリスクに応じた医療を提供していきます。 ・思春期から妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援を推進するため、学校保健と地域保健との連携の強化を図り、保健や育児に関する普及啓発を充実していきます。 ・医療機関と連携して産前・産後のケアの充実を図り、支援が必要な妊産婦のケア、心身ともに不安定になりやすい出産直後の母子のケアを強化します。 ・休日(夜間)急患診療所や小児急病センターの継続的・安定的な運営及び小児病院群輪番制による第二次救急医療体制を確保するとともに、重症度や緊急性に応じた医療機関の利用や、身近に相談できる「かかりつけ医」等を持つことについて、市民への普及啓発を推進します。 ≪子ども・若者のすこやかな成長≫ ・こども文化センターについては、地域や関係機関等との連携を図りながら、乳幼児の親子への子育て支援や小学生・中高生の居場所づくりなどを進めるとともに、老人いこいの家との連携による多世代交流の更なる促進に向けた取組の検討を進めます。 ・わくわくプラザ事業については、子育て家庭のニーズを踏まえた事業内容の検討・取組を進めるとともに、学校や家庭、地域と連携しながら、学習や体験・交流活動の充実に向けた検討を進めます。 ・地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成が図られるよう、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、積極的な社会参加を促進し、青少年の健全育成を図ります。 ・高校生や大学生などをはじめとした若者の行政参加の促進に向けて、若者の声を市政に活かしていく機会の創出を図るため、若者の関心を惹くような参加型イベントの実施、若者の意見表明のための既存SNS等の積極的活用、若者向け情報発信の実施、主権者教育の充実などに取り組んでいきます。				
施策を構成する事務事業	① 妊婦・乳幼児健康診査事業	⑦ 青少年教育施設の管理運営事業	⑬		
	② 母子保健指導・相談事業	⑧ いこいの家・いきいきセンターの運営	⑭		
	③ 救急医療体制確保対策事業	⑨ 自治推進事業	⑮		
	④ 青少年活動推進事業	⑩	⑯		
	⑤ こども文化センター運営事業	⑪	⑰		
	⑥ わくわくプラザ事業	⑫	⑱		

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類	指標の説明	目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	活動指標 妊産婦健康診査の助成件数 説明 契約医療機関での助成件数及び里帰り出産等で利用した償還払いによる助成件数の合計数(なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	目標	178,342	179,618	167,595 (180,968)	167,407 (179,990)	件
		実績	170,081	174,662	—	—	
2	成果指標 乳幼児健康診査の受診者数 説明 3～4か月、7か月、1歳6か月、3歳(3歳6か月児対象)、5歳の各健康診査の受診者の合計数	目標	64,300	64,700	64,900	64,900	人
		実績	64,679	63,446	—	—	
3	活動指標 特定不妊治療費の助成件数 説明 治療費の助成件数(なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	目標	2,230	2,230	2,230	2,230	件
		実績	2,191	2,180	—	—	
4	成果指標 乳幼児健診の平均受診率 説明 各健診(3か月児・1歳6か月児・3歳児)における「(健康診査受診者数/健康診査対象者数)×100(%)」の平均値	目標	97.3	97.3	97.3	97.3	%
		実績	96.7	96.1	—	—	

5	成果指標	子育てが楽しいと思う人の割合		目標	97.6	97.6	97.6	97.7	%
		説明	1歳6か月児健診における問診票で、「お子さんと一緒にの生活はいかがですか」という設問に、「楽しい」又は「大変だが育児は楽しい」と答えた人の割合	実績	96.6	96.7	—	—	
6	成果指標	思春期の心と身体健康教育の参加人数		目標	6,100	6,200	6,300	6,300	人
		説明	学校等で思春期の児童を対象として実施する集団での健康教育の参加数	実績	7,443	5,851	—	—	
7	成果指標	両親学級の参加人数		目標	5,850	5,900	5,950	5,950	人
		説明	各区役所等で実施する両親学級の参加数	実績	5,197	4,435	—	—	
8	成果指標	産後ケア事業の利用人数		目標	1,000	1,010	1,020	1,020	人
		説明	宿泊型、訪問型、来所型の産後ケアの利用人数	実績	1,346	1,401	—	—	
9	活動指標	新生児訪問等の実施率		目標	92.2	92.2	92.2	92.2	%
		説明	新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施率	実績	94.2	94.2	—	—	
10	成果指標	歯科休日急患診療患者数		目標	457	457	457	457	人
		説明	年末年始等に歯科診療を行っている歯科保健センター等の患者数	実績	500	535	—	—	
11	成果指標	救急医療情報センターにおけるオペレータ受信件数		目標	57,917	57,917	57,917	57,917	件
		説明	急な病気やけがをした場合、電話により、これから受診できる医療機関(歯科を除く)を24時間365日対応により案内している救急医療情報センターにおいて、オペレータが電話を受けた件数	実績	56,108	55,709	—	—	
12	活動指標	「成人の日を祝うつどい」協力運営ボランティア人数		目標	150	150	150	150	人
		説明	「成人の日を祝うつどい」のサポーター、当日の運営スタッフ等として「成人の日を祝うつどい」の企画や運営等に携わったボランティアの人数	実績	155	154	—	—	
13	活動指標	「青少年フェスティバル」協力運営ボランティア人数		目標	140	140	140	140	人
		説明	「青少年フェスティバル」の実行委員、当日の運営スタッフ等として「青少年フェスティバル」の企画や運営等に携わったボランティアの人数	実績	175	30	—	—	
14	活動指標	こども文化センターの利用人数		目標	1,852,000	1,852,000	1,852,000	1,852,000	人
		説明	こども文化センターの利用人数	実績	1,830,474	1,657,514	—	—	
15	成果指標	わくわくプラザの登録率		目標	48.7	48.8	48.9	49	%
		説明	わくわくプラザ登録者数／対象児童数	実績	48.8	49.6	—	—	
16	成果指標	わくわくプラザ利用者の満足度		目標	—	7.5	—	7.7	点
		説明	「わくわくプラザ利用者アンケート」(無作為抽出利用者2,000人)における各質問項目(10段階)の平均値※10点満点	実績	—	7.6	—	—	
17	活動指標	ハケ岳少年自然の家の利用人数		目標	96,000	96,000	96,000	96,000	人
		説明	恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛錬し、もって健全な青少年の育成を図るハケ岳少年自然の家の利用人数	実績	98,421	92,821	—	—	
18	活動指標	黒川青少年野外活動センターの利用人数		目標	31,000	31,000	31,000	31,000	人
		説明	野外活動による体験を通して、青少年の自主性及び協調性を育み、もって青少年の心身の健やかな発達に寄与する黒川青少年野外活動センターの利用人数	実績	30,757	26,632	—	—	

19	活動 指標	子ども夢パークの利用人数		目標	92,000	92,000	92,000	92,000	人
		説明	子どもが遊び夢を育む場と子どもの活動拠点・居場所を提供し、子どもの自主的・自発的な活動を支援する子ども夢パークの利用人数	実績	87,103	88,963	—	—	
20	活動 指標	青少年の家の利用人数		目標	34,000	34,000	34,000	34,000	人
		説明	団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図る青少年の家の利用人数	実績	39,277	32,359	—	—	
21	成果 指標	いこいの家及びいきいきセンターの利用者数		目標	867,000	867,000	867,000	867,000	人
		説明	いこいの家48館及びいきいきセンター7館の年間利用者数	実績	875,135	796,619	—	—	
22	活動 指標	連携モデル事業実施館数		目標	48	48	48	48	館
		説明	多世代交流をはじめとした地域交流の促進のための連携モデル事業の実施館数	実績	48	55	—	—	

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	妊婦・乳幼児健康診査事業	妊娠出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など母子の健康増進を図るため、妊産婦健康診査費用の一部助成や乳幼児健康診査を実施しています。	①特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成の実施(助成件数:2,230件) ②妊婦健康診査の費用の一部助成の実施(助成件数:179,618件以上) ③乳幼児健康診査の実施(1歳6か月、3歳(3歳6か月児対象)は各区で実施/3か月、7か月、5歳児は医療機関で実施)(受診者数:64,700人以上) ④乳幼児健康診査未受診者フォローの実施 ⑤医療機関と連携した健診後の要支援家庭等への支援 ⑥視聴覚健診事業の実施 ⑦先天性代謝異常等検査事業の実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①治療費が高額となる体外受精及び顕微授精について治療に要する費用の一部助成により、負担軽減を行いました(助成件数:2,180件)。 ②安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査費用の一部を助成し、妊婦と胎児の健康管理を実施しました(助成件数:174,662件)。 ③④乳幼児健康診査において、乳幼児の健やかな発育・発達を確認を行い、医療機関と連携し実施しました。また、健診未受診者については、電話や訪問により受診勧奨を行い、児童や家庭の状況を把握しました(受診者数:63,446人)。3月は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い外出自粛をする方が増えたことから受診者数が減少しました。 ⑤医療機関と連携し、妊婦・乳幼児健康診査の受診状況等から要支援家庭を抽出し、継続的な支援を実施しました。 ⑥3歳児健診における視聴覚健診を実施し、適切な療育・治療につなげました。 ⑦代謝異常等による障害の発生を防ぐため、出生後の児に医療機関において先天性代謝異常等検査を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
2	母子保健指導・相談事業	思春期から、妊娠・出産、乳幼児期までのライフサイクルの各時期に応じて、健全な母性の育成、子育て支援など親子の健康づくりを進めます。	①思春期の心と身体の健康教育を実施します。(参加者数:6,200人以上) ②各区における母子健康手帳の交付・相談の実施。 ③各区地域まもり支援センターにおける両親学級等の開催による出産・育児支援。(参加者数:5,900人以上) ④乳幼児家庭への新生児訪問及びこにちは赤ちゃん訪問の実施。(訪問実施率:92.2%以上) ⑤産後ケア事業の実施。(産後ケア利用者数:1,010人以上) ⑥養育支援訪問(乳幼児訪問指導の実施) ⑦産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①学校保健と連携し、児童の発達状況に応じた思春期の心と身体の健康教育を実施しました(参加者数:5,851人)。 ②妊娠届出時に母子保健コーディネーターによる全数面談を実施し、より早期に支援の必要な家庭を把握し継続的な支援を実施しました。 ③両親学級については、一般社団法人川崎市助産師会に委託して日曜日に実施する両親学級を、年6回から年7回に増加するなど参加しやすい両親学級を実施しました(参加者数4,435人)。3月は新型コロナウイルスの感染予防のため、実施を見合わせたため、参加者数が少なくなっています。 ④新生児全戸訪問及びこにちは赤ちゃん訪問により、地域の情報や相談窓口を周知し孤立化を防ぐとともに、支援の必要な家庭の把握を行いました(訪問実施率94.2%)。 ⑤産後4か月までの産婦を対象に、宿泊型、訪問型に加え、助産所に通所し助産師のケアを受ける日帰り型を実施しました(産後ケア利用者数:1,401人)。 ⑥支援が必要な家庭を把握し、育児等の支援を行う養育支援訪問を実施しました(乳幼児訪問指導の実施)。 ⑦母親が産前産後で体調不良等である家庭に、産前・産後家庭支援ヘルパーを派遣し、育児や家事の支援を行い、負担の軽減を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
3	救急医療体制確保対策事業	救急病院、総合(地域)周産期母子医療センター、年末年始等歯科診療事業に対する運営支援を行います。また、休日(夜間)急患診療所、小児急病センター、救急医療情報システム「かわさきのお医者さん」や救急医療情報センターを着実に運営します。	①救急病院に対する運営支援等、救急医療体制の充実に向けた取組の推進 ②総合(地域)周産期母子医療センターに係る補助金の交付等運営支援の実施 ③休日急患診療所の医師会による運営に対する支援の実施 ④歯科休日急患診療事業の運営支援を通じた、歯科救急医療に係る地域医療ニーズに対応するための歯科診療の提供 ⑤救急医療情報システム「かわさきのお医者さん」や救急医療情報センターの運営	ほぼ目標どおり達成できました。 ①小児急病センター、病院群輪番制病院運営事業、救命救急センター等に対する運営支援等を行い救急医療体制を確保しました。 ②総合(地域)周産期母子医療センターに対する運営支援等を行い周産期医療体制を確保しました。 ③休日急患診療所の医師会による自主事業化に伴い、休日急患診療所事業に対する運営支援を行い、安定的な運営を確保しました。 ④年末年始等急患歯科診療事業に対する運営支援を行い、ゴールデンウィーク及び年末年始における歯科救急医療体制を確保しました。 ⑤「かわさきのお医者さん」のアクセス数は161,732件であり、救急医療情報システムや救急医療情報センターは市民に認知されています。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

4	青少年活動推進事業	青少年指導員による活動を支援するとともに、子ども会をはじめとした青少年団体と連携した取組を進めます。 青少年自身が企画から運営まで主体的に関わっていく青少年フェスティバル等を実施し、社会活動への参加を促進します。 各種団体等と連携した健全な育成環境づくりを進めます。	①青少年を育成・指導する青少年団体への支援 ②こども110番事業への支援等の青少年の健全な育成環境づくりの推進 ③「成人の日を祝うつどい」や「青少年フェスティバル」を通じた青少年の社会参加の促進 ④青少年指導員活動への支援及び青少年指導員制度の充実にに向けた検討結果を踏まえた活動の推進	ほぼ目標どおり達成できました。 ①青少年団体への支援については、各団体の行事や研修会、広報活動等への支援を行いました。 ②青少年の健全な育成環境推進協議会において、広報啓発活動やこども110番事業情報交換会の開催等の取組を行いました。 ③成人の日を祝うつどいについては、成人式サポーター8人、当日の運営スタッフも併せ、154人が協力ボランティアとして参加しました。青少年フェスティバルについては、実行委員30人が開催に向けて準備を行いました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため当日の運営は中止としました。 ④各区青少年指導員連絡協議会と連携し、第29期改選に向けた推薦依頼方法の見直しを行うなど、青少年指導員制度の充実にに向けた支援等を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
5	こども文化センター運営事業	概ね中学校区に1か所で運営しているこども文化センターにおいて、多様な体験や活動を通じた子ども・若者の健全育成を推進するとともに、市民活動の地域拠点として、市民の地域活動を支援します。	①今後の運営のあり方を踏まえた児童の健全育成に向けた取組の推進 ②施設等の計画的な維持・補修の実施 ③小杉こども文化センターの整備推進 ④多世代交流の促進に向けた、いこいの家との連携事業の推進	ほぼ目標どおり達成できました。 ①学校、高齢者施設、地域団体等との連携による多世代交流をはじめとした地域交流を促進しました。 ②外壁補修、屋上防水工事等、施設の計画的な維持・補修を実施しました。 ③近隣施設、関係団体との連絡調整など、小杉こども文化センターの開設に向けた準備を進めました。 ④老人いこいの家との連携強化により、多世代交流の促進に向けた取組を推進しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
6	わくわくプラザ事業	小学校の余裕教室や敷地内施設を活用し、校外に移動することなく、全ての児童に安心・安全な居場所を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、多様な体験・活動の機会を提供します。	①ニーズを踏まえた事業の充実にに向けた取組の推進 ②長期休業期間中の開設時間の延長の実施 ③施設等の計画的な維持・補修の実施 ④小杉小学校におけるわくわくプラザの開設(114か所目) ⑤子育て支援わくわくプラザ事業の実施	目標どおり達成できました。 ①多世代交流事業を実施するとともに、メール配信サービスの業務を開始しました。 ②学校の長期休業日等において、平日朝の開室を8時30分から8時にし変更しました。 ③プラザ室の計画的な維持・補修を適切に行いました。 ④小杉小学校にわくわくプラザを開設しました。(114か所目) ⑤全市立小学校114校で子育て支援・わくわくプラザ事業を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
7	青少年教育施設の管理運営事業	研修施設・宿泊施設・野外活動施設・子どもの活動の拠点等の施設を運営し、青少年の健全育成を推進します。	①ハケ岳少年自然の家における団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動、探求野外観察等の実施(利用人数96,000人以上) ②黒川青少年野外活動センターにおける野外自然観察活動等の実施(利用人数31,000人以上) ③子ども夢パークにおける子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等の実施(利用人数92,000人以上) ④青少年の家における団体宿泊活動等の実施(利用人数34,000人以上)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①ハケ岳少年自然の家において団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動、探求野外観察等を実施しました(利用人数:92,821人)。 ②黒川青少年野外活動センターにおいて、野外自然観察活動等を実施しました(利用人数:26,632人)。 ③子ども夢パークにおいて、子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等を実施しました(利用人数:88,963人)。 ④青少年の家において、団体宿泊研修等を実施するとともに、民間企業や大学への働きかけによる団体利用促進を図りました(利用人数:32,359人)。 ※②、④については令和2年3月においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした外出自粛などの影響により、利用人数は例年に比べ減少しています。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続

8	いこいの家・いきいきセンターの運営	いこいの家・いきいきセンターの運営を通じて、高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図ります。	①指定管理者によるいこいの家48か所、いきいきセンター7か所の運営 ②施設の老朽化対策に係る補修工事及び長寿命化予防保全工事の実施(実施数:4か所) ③多世代交流をはじめとした地域交流の促進を目的とした事業の実施 ④地域コミュニティ形成のための拠点整備に向けた検討結果に基づく取組の推進 ⑤いきいきセンター併設老人デイサービスセンター跡地の整備(1か所)	目標を下回りました。 ①指定管理者によるいこいの家48か所・いきいきセンター7か所の運営を適切に実施しましたが、台風15・19号等の災害や新型コロナウイルス感染症の影響等により、年間利用者数の目標値を達成できませんでした。これについては、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえながら、指定管理者と協議のうえ、いこいの家及びいきいきセンターの利用制限等の感染防止策を講じつつ、引き続き地域交流の場を提供していきます。 ②施設の老朽化対策に係る補修工事(1か所)及び長寿命化予防保全工事(4か所)を実施しました。 ③多世代交流をはじめとした地域交流の促進を目的とした事業(全施設)を指定管理事業として実施しました。 ④地域コミュニティ形成のための拠点整備に向けた検討結果に基づき、いこいの家機能の展開に向けた予算(1か所)を確保しました。 ⑤いきいきセンター併設老人デイサービスセンター跡地の転用工事(1か所)を実施しました。	4 目標を下回った	B やや貢献している	II 改善しながら継続
9	自治推進事業	自治基本条例の理念の浸透を図るため、区役所や関係施設のモニター等を活用した周知・広報を行っています。また、パブリックコメント手続制度及び住民投票制度を適切に運用するとともに、制度の浸透に向けて、同様に周知・広報を行っています。さらに、市民参加の促進を図るための具体的な手法について、検討を行っています。	①区役所や関係施設のモニター等を活用した自治基本条例の理念等の周知・広報 ②主に若者を対象とした市民参加型ワークショップの開催 ③パブリックコメント手続制度及び住民投票制度の適切な運用	目標どおり達成できました。 ①については、区役所の窓口番号表示システムによる自治基本条例PR動画の放映を行いました。 ②については、市内在住、在学等の高校生が、地域課題を解決するアイデアを出す参加型イベント「川崎ワカモノ未来PRO JECT」を実施し、21人が参加しました。 ③については、令和元年度、全庁でパブリックコメントが44件実施されました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

総合的な 評価	《安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり》 ①妊婦・乳幼児健康診査事業については、乳幼児健康診査平均受診率が96.1%と高い数値で推移しています。そのなかで、安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査費用の一部を助成するとともに、健診未受診者については、電話や訪問により受診勧奨を行いながら、家庭訪問等により状況を把握した支援を継続的に実施しました。母子保健指導・相談事業については、産後ケア事業において、これまでの宿泊型、訪問型に加え、助産所に通所し助産師のケアを受ける日帰り型を実施し、より利用者のニーズに合わせた体制を整えました。 《子ども・若者のすこやかな成長》 ②こども文化センターにおいては、高齢者施設、地域団体等との連携による多世代交流事業を実施するなど、地域で子ども・若者を見守り、支える仕組みづくり、多様な主体が連携する仕組みづくりを推進しました。 ③わくわくプラザ事業については、約半数の児童が登録しており、本市の全ての小学生の放課後の居場所として大きな役割を果たしています。学校の長期休業日等における平日朝の開館時間の延長やメール配信サービスの実施など、子育て世代のニーズを踏まえた事業内容の検討・取組を進めました。 これらを実施することにより、妊娠・出産期に安心して過ごせる取組及び乳幼児期における子どもの発達支援や育児支援の取組を推進しました。また、児童の健全育成や安全・安心な居場所づくりに向けた取組を推進しました。
---------------------------	---

子ども・子育て会議からの 意見・評価	①妊婦・乳幼児健康診査事業については、安心・安全な出産を迎えるための環境を整備するとともに、出産後の乳幼児の健やかな成長発達を支え、安心して子育てができる環境づくりを今後も推進していくことを望みます。また、母子保健指導・相談事業については、産後ケア事業において日帰り型が追加されましたが、健全な子育て環境づくりのために、引き続き、より利用者のニーズに合わせた体制を整えていくことを望みます。 ②こども文化センターについては、多様な主体が連携する仕組みづくりの推進が図られたことを評価します。新型コロナウイルスの影響を踏まえ、新たな時代に対応した質の高い基準を設けて、安全・安心な多世代交流の実施を検討するとともに、引き続き、地域における子育て支援及び青少年健全育成の拠点として、多世代交流の推進のための連携が進められることを望みます。また、中高生の利用促進に向けて、より一層の取組が進められることを望みます。 ③わくわくプラザについては、開館時間の延長やメール配信サービスの実施を評価するとともに、引き続き、利用者のニーズに合わせて、サービスの充実に向けた取組の推進が図られることを望みます。 引き続き、子どもがすこやかに育つことのできる環境の充実に向けて、子どものすこやかな成長の促進のための取組が推進されることを望みます。
--------------------------------------	---



4 改善	
子ども・子育て会議からの 意見・評価を踏まえた今後の 取組	①妊婦・乳幼児健康診査事業の実施により、安心・安全な出産を迎えるための環境を整備するとともに、出産後の乳幼児の健やかな成長発達を支え、安心して子育てができる環境づくりを今後も推進していきます。また、母子保健指導・相談事業については、妊娠・出産・育児に関する知識や支援の不足は児童虐待につながる恐れもあり、健全な子育て環境づくりのために、引き続き、相談支援体制や情報提供の充実を図っていきます。 ②こども文化センターについては、引き続き、中高生の利用促進等、青少年の健全育成事業を実施するとともに、今後は、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、3密状態の回避などを始め、各利用室の利用方法や各行事の実施方法を工夫しながら、乳幼児を持つ親子、小学生、中学生から高齢者まで、多世代が相互に交流することにより、子どもたちが、互いに支えあうことを学びながら育ち、地域の一員として主体的に活動していく力を培うための環境づくりを推進していきます。 ③わくわくプラザについては、全ての小学校を対象に放課後を安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。また、学校や家庭、地域と連携しながら、子育て家庭のニーズを踏まえた事業の充実を図るとともに、職員の質の向上や児童が学び・育つよりよい環境づくりを進めます。

施策の方向性 | 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上				
施策の概要	家庭や地域に開かれた学校づくりや地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりに向けて、学校・家庭・地域が連携して、よりよい学習活動を実現するための取組を推進するとともに、教職員の資質・指導力の向上を図るための取組を推進します。 また、家庭や地域の教育力を高めるため、様々な経験や知識、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代が、子どもたちの学習や体験を支える取組を推進します。				
計画期間における主な方向性	≪学校の教育力の向上≫ ・コミュニティ・スクールの取組成果をまとめたパンフレットの作成・配布や、コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラムの開催など、その成果を他の学校に波及させることにより、引き続き、よりよい教育の実現を目指していきます。 ・区・教育担当が、地域の子ども・若者支援に関わる諸団体、保健・福祉部門等の関係機関と連携するとともに、学校の抱える様々な課題に組織的に対応できるようきめ細やかに支援し、困難を抱える子ども・若者の小さなサインも見逃さない支援体制づくりを推進します。 ・学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進や、各学校が自らの教育活動等について、目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る学校評価の推進などに取り組めます。 ・ライフステージに応じた研修や、校内研修の充実など、様々な研修機会を活用して、教職員の資質・指導力の向上を図ります。 ≪家庭・地域の教育力の向上≫ ・企業等との連携による家庭教育事業の実施など、仕事を持つ保護者のほか、これまで各種事業を受講できなかった家庭の方々が学べる機会や場を提供します。 ・各行政区と各中学校区に設置している地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を、社会全体の活力や地域の教育力向上につなげられるように支援するとともに、地域教育会議の活動や魅力についての情報発信を行います。 ・地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」の全小・中学校への展開に向けた取組を推進していきます。				
施策を構成する事業	①	地域等による学校運営への参加促進事業	⑦	地域の寺子屋事業	⑬
	②	区における教育支援推進事業	⑧		⑭
	③	地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	⑨		⑮
	④	教職員研修事業	⑩		⑯
	⑤	家庭教育支援事業	⑪		⑰
	⑥	地域における教育活動の推進事業	⑫		⑱

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類	指標の説明	目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	活動指標	学校運営協議会の設置校数	目標	10	15	15	校
	説明	学校運営協議会を設置した学校(コミュニティ・スクール)数	実績	10	15	-	
2	活動指標	研修実施回数	目標	344	320	-	回
	説明	ライフステージに応じた研修とその他の必修研修、希望研修の回数	実績	322	270	-	
3	活動指標	「輝け☆明日の先生の会」実施回数	目標	21	12	-	回
	説明	講話講義等・演習等の実施回数	実績	21	10	-	
4	活動指標	学校支援協力者の派遣数	目標	5,000	5,000	5,000	人
	説明	学校支援協力者の派遣数	実績	5,187	4,658	-	
5	活動指標	PTAによる家庭教育学級開催数	目標	163	163	163	校
	説明	PTAの企画による家庭教育学級を開催した学校数	実績	163	163	-	

6	活動指標	家庭教育に関する学習機会の提供回数		目標	13	13	13	13	回
		説明	市民館等における家庭教育に関する学習機会の提供回数	実績	24	23	-	-	
7	活動指標	家庭教育推進連絡会の実施回数		目標	16	16	16	16	回
		説明	全市と各区における「家庭教育推進連絡会」の実施回数(全市と各区それぞれ2回)	実績	16	11	-	-	
8	成果指標	子どもや地域のことを考えるきっかけを得た人の割合		目標	93	93.5	94	94.5	%
		説明	地域教育会議の活動に参加して、「子どもや地域のことを考えるきっかけとなった」と回答した人の割合(「なった」「どちらかというと、なった」と回答した人を合算)	実績	83.8	93.9	-	-	
9	成果指標	泳力向上プロジェクトの参加者数		目標	2,830	2,830	2,830	2,830	人
		説明	市内のスイミングスクールと連携して実施する、泳げない子どもを対象とした水泳教室の参加者数	実績	3,077	3,521	-	-	
10	活動指標	地域の寺子屋の開設数		目標	77	状況に応じて柔軟に拡充	状況に応じて柔軟に拡充	全小・中学校	箇所
		説明	小中学校への寺子屋の開設数	実績	47	55	-	-	
11	成果指標	養成講座等による、地域の寺子屋の運営に関わる人材の確保		目標	1,000	1,500	2,000	2,500	人
		説明	寺子屋先生や寺子屋コーディネーターとして、寺子屋の運営に関わる人の数	実績	850	1,003	-	-	
12	活動指標	夢教育21推進事業の実施校数		目標	177	178	178	178	校
		説明	夢教育21推進事業の実施校数	実績	177	178	-	-	
13	活動指標	学校評価の実施校数		目標	177	178	178	178	校
		説明	自己評価及び学校関係評価を実施した校数	実績	177	178	-	-	
14	活動指標	ボランティアコーディネーターの配置校数		目標	-	-	-	-	校
		説明	ボランティアコーディネーターの配置校数	実績	142	142	-	-	

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	地域等による学校運営への参加促進事業	・家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進をします。 ・先導的な実践成果の普及・啓発を図ります。	①家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進 ②学校運営協議会の運営支援の継続及び法改正を踏まえたあり方の検討 ③コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発	目標どおり達成できました。 ①学校運営協議会または学校教育推進会議を活用しながら、全市立学校において特色ある学校づくりを進めました。 ②現在設置しているコミュニティ・スクール（学校運営協議会設置校）15校を訪問し、学校運営協議会の運営状況等を把握するとともに、コミュニティ・スクール・コーディネーターとの連携を密にとりながら、運営支援を行いました。 ③コミュニティ・スクール連絡会およびコミュニティ・スクール・フォーラムの開催やコミュニティ・スクール・ガイド2020の作成・配布等をとおして、各協議会の特色ある取組を共有したり実践成果を普及・啓発したりしました。その結果、次年度に向けて設置校拡大の道筋を立てることができました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
2	区における教育支援推進事業	・区における教育支援を推進します。 ・「区・学校支援センター」による取組を推進します。	①区における学校運営全般に対する支援 ②地域みまもり支援センターとの連携など、学校間及び学校と地域の連携強化 ③各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」での情報共有など、地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援の推進 ④「区・学校支援センター」による学校支援協力者の登録・学校への紹介等の取組の推進	目標どおり達成できました。 ①区担当による学校訪問を定期的に行うことで、PDCAサイクルに基づく学校運営改善の支援ができました。 ②③区役所の関係機関等と適切に連携しながら迅速かつ丁寧な学校支援を行うことで、学校と地域の連携が強まり、支援のネットワーク体制が広がりました。 ④各区で登録している学校支援協力者の情報共有を行うことで、他区の学校への派遣へとボランティアの活用を広げることができました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
3	地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	・特色ある教育の充実や活性化を図るため、様々な分野の専門家を講師として学校に招き、その専門性を生かした指導により、子どもたちの知的好奇心や感性を育みます。 ・各学校が、学校評価を活用して、自らの教育活動等について目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図ります。 ・地域の協力者の支援により、地域の特性を生かした教育活動を進めます。	①学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりの推進 ②各学校が、自らの教育活動等について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施 ③学校教育ボランティア配置による学校活動の支援	目標どおり達成できました。 ①「夢教育21推進事業」を全校で実施し、学校がそれぞれの地域にある資源を活かして特色ある学校づくりを進めました。 ②学校評価の実施について、全校で自己評価及び学校関係評価を実施しました。 ③学校教育ボランティア配置による学校活動の支援については、ボランティアコーディネーターを142校に配置し、学校教育活動の活性化を図りました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	I 現状のまま継続
4	教職員研修事業	子どもたちとともに学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた教職員研修を推進します。特に、学校全体の教育力向上をめざして、若手教員の資質向上とミドルリーダー育成の充実を図ります。	①教職員の資質、指導力の向上をめざした研修の実施及び育成指標に基づく研修の実施 ②優秀な人材の確保に向けた、教職をめざす人のための、かわさき教師塾「輝け☆明日の先生」の実施	目標どおり達成できました。 ①については、必修研修としてライフステージに応じた研修を13講座95回、その他の必修研修を26講座79回、希望研修を53講座96回実施しました。また策定した教員育成指標に基づく研修計画を作成し、ライフステージ研修等の内容等について見直しを図りました。また一部の研修でeラーニングの実施や実施回数を削減する等、教職員の多忙化に配慮しながら研修の質の転換を図りました。 ②については、11月から2月までの土曜日に5日間、かわさき教師塾「輝け☆明日の先生」を設置し、講話講義等を7回、演習等を3回実施しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続

5	家庭教育支援事業	家庭の役割や子育ての重要性を啓発し、親同士の交流や学習を促進します。また、区単位・市単位で家庭教育や子育て支援に関わる関係機関の情報交換とネットワークづくりを進め、子育て期の市民を地域全体で支えあう家庭教育環境を構築します。	①市民館等における家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会の提供 ②PTAによる家庭教育学級開催の支援(開催数:163校以上) ③全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による情報共有の推進 ④企業等と連携した事業実施及び福祉部門と連携した情報提供など家庭教育支援の推進	目標どおり達成できました。 ①市民館等において家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会を提供しました。 ②PTAによる家庭教育学級の163校での開催を支援しました。 ③「家庭教育推進連絡会」について、感染症対策により中止した回もありましたが、全市で1回、3区でそれぞれ2回、4区でそれぞれ1回実施しました。 ④企業等と連携した事業を1回実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続
6	地域における教育活動の推進事業	各中学校区と各行政区に地域教育会議を設置し、「教育を語る集い」や「子ども会議」を実施するとともに、「川崎市子どもの権利条例」に基づき、川崎市子ども会議を実施します。また、市内のスイミングスクールと連携して、子ども達の泳力向上に向けた取組を進めます。	①各行政区・各中学校区地域教育会議の活性化に向けた支援 ②地域教育会議交流会の開催による情報共有等の推進 ③市子ども会議の開催と各行政区・各中学校区子ども会議との連携 ④地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施(参加者数:2,830人以上)	目標どおり達成できました。 ①②地域教育会議においては、コミュニティ・スクールの拡充と合わせて国が打ち出している「地域学校協働本部」を本市でどう構築していくか、教職員の働き方改革に向けた取組も含めて、今後の地域教育会議のあり方を作業部会や代表者会議、全市交流会などを通して議論してきました。 ③市子ども会議を開催し、市長への提言を行うとともに、各行政区・中学校区子ども会議の担当者連絡会や、子ども集会などを通じて、連携を図りました。 ④市内16か所のスイミングスクールと連携し、泳げない子どもを対象とした水泳教室を開催しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
7	地域の寺子屋事業	退職した教員、PTA、地域住民、学生などに寺子屋の先生を担っていただきながら、平日週1回放課後に実施している学習支援と、土曜日毎月1回開催している体験活動を通して、多世代交流型の学びの場をつくります。	①地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進(地域や学校の状況に応じて柔軟に拡充) ②養成講座等による、地域の寺子屋の運営に関わる人材(寺子屋先生・寺子屋コーディネーター)の確保(目標値1,500人) ③地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発	目標を下回りました。 ①地域や学校の実情に応じて寺子屋を拡充するとともに(平成30年度末47か所⇒令和元年度末55か所)、翌年度の更なる開講に向けて準備を進めました。 ②寺子屋先生養成講座を1か所4回として年8か所開催し、うち1か所は中学生の学習支援を行う人材の養成を行い、合計で129人の参加がありました。また、寺子屋コーディネーター養成講座を1か所5回として市内2か所で開催するとともに、特に外国につながる子どものサポートを行う寺子屋を拡充するための人材育成の講座を1か所で開催し、合計で43人の参加がありました。 ③12月21日に地域の寺子屋推進フォーラムを開催し、寺子屋が開講していない学校の親子も参加できる体験プログラムの実施や、寺子屋同士の情報交換会などを行いました。	4 目標を下回った	A 貢献している	II 改善しながら継続

総合的な 評価	《学校の教育力の向上》 ①現在設置しているコミュニティ・スクール(学校運営協議会設置校)15校を訪問し、学校運営協議会の運営状況等を把握するとともに、コミュニティ・スクール・コーディネーターとの連携を密にとりながら、運営支援を行いました。 ②教職員の資質・指導力の向上をめざした研修の実施及び育成指標に基づく研修の実施については、必修研修としてライフステージに応じた研修を13講座95回、その他の必修研修を26講座79回、希望研修を53講座96回実施しました。また策定した教員育成指標に基づく研修計画を作成し、ライフステージ研修等の内容等について見直しを図りました。また一部の研修でeラーニングの実施や実施回数を削減する等、教職員の多忙化に配慮しながら研修の質の転換を図りました。 《家庭・地域の教育力の向上》 ③市民館等において家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会を提供しました。またPTAによる家庭教育学級の163校での開催を支援しました。 ④地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点である地域の寺子屋を、地域や学校の実情に応じて拡充(平成30年度末47か所⇒令和元年度末55か所)するとともに、翌年度の更なる開講に向けて準備を進めました。また、地域の寺子屋推進フォーラムの開催や、寺子屋が開講していない学校の親子も参加できる体験プログラムの実施、寺子屋の意義をより多くの方へ周知するための意見交流などを行い、多世代交流型の学びの場の取組を推進しました。 これらを実施することにより、学校・家庭・地域が連携して、よりよい学習活動を実現するための取組を推進するとともに、教職員の資質・指導力の向上を図るための取組を推進しました。また、家庭や地域の教育力を高めるため、様々な経験や知識、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代が、子どもたちの学習や体験を支える取組を推進しました。
------------	---

子ども・子育て会議からの 意見・評価	①コミュニティ・スクールの取組等によるよりよい教育の実現については、引き続き、コミュニティ・スクールを活用した特色ある学校作りが図られることを望みます。 ②様々な研修機会を活用した教職員の資質・指導力の向上については、教職員の多忙化に配慮しながら、指導力の向上を目指した研修の実施及び育成指標に基づく研修が行われたことや研修制度の見直しが図られたことを評価します。引き続き、学校全体の教育力向上のため、研修の改善等による学校支援を推進していくことを望みます。 ③仕事を持つ保護者のほか、これまで各種事業を受講できなかった家庭の方々が学べる機会や場の提供については、市民館等を活用した家庭教育に関する学習機会の提供、企業と連携した家庭教育の支援事業の実施などが行われ、家庭の教育力の向上を図ったことを評価します。 ④「地域の寺子屋事業」について、55か所に拡充したことを評価するとともに、今後も拡充に向け、実際に寺子屋事業を実施している方にその良さを伝えていただくなど、寺子屋の意義の周知に向けた取組を進めていくことを望みます。また、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、新たな時代に対応した質の高い基準を設けて、安全を担保しつつ事業を推進していくことを望みます。 引き続き、子どもがすこやかに育つことのできる環境の充実に向けて、学校・家庭・地域における教育力の向上のための取組が推進されることを望みます。
-----------------------	---

4 改善

子ども・子育て会議からの 意見・評価を踏まえた今後の取組	①コミュニティ・スクールの取組等によるよりよい教育の実現については、改訂した規則のもと、本市にあった学校運営協議会制度の在り方を検証し、コミュニティ・スクールの充実を図っていきます。 ②様々な研修機会を活用した教職員の資質・指導力の向上については、来年度も、引き続き教員育成指標に基づき、研修計画の見直しを図るとともに、研修の内容や方法を改善しながら学校支援を推進し、自ら学び続ける教員としての資質・能力の向上を図ります。 ③仕事を持つ保護者のほか、これまで各種事業を受講できなかった家庭の方々が学べる機会や場の提供については、今後も市民館等における、家庭教育に関する学習機会の提供や、PTAによる家庭教育学級開催の支援に取り組んでいきます。 ④地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」については、全小中学校への寺子屋の拡充を目指して、感染症対策を実施しながら、引き続き事業を推進するとともに、寺子屋事業をより多くの方に知ってもらうために、フォーラムの開催など、広報活動に取り組めます。
---------------------------------	--

施策の方向性 | 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策4 子育てしやすい居住環境づくり			
施策の概要	子育て家庭が安心して暮らせるよう、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進するとともに、良好で快適な地域の環境づくりに向け、身近な公園の適切な維持・管理等を行います。 また、犯罪の未然防止に向けて、市内の防犯灯の適切な維持管理を行うとともに、地域の状況に応じて計画的な防犯灯の設置を進めるなど、安全・安心な地域づくりを進めます。			
計画期間における主な方向性	≪子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備≫ ・子育て世帯の居住環境の向上に向け、子育てに配慮した住宅の普及を推進します。 ・重層的な住宅セーフティネットの構築に向け、市営住宅の活用や、民間賃貸住宅を活用した住まいの確保等を推進します。 ≪安全・安心な居住環境の整備≫ ・安全・安心な公園・緑地の整備に向け、子どもたちの自然的環境における遊びや体験の場としても活用できるよう、自然的環境を活かした公園や緑地づくりを促進します。 ・老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化を進めるとともに、長寿命化の取組により、遊具など公園施設の適切な維持管理を推進します。 ・子ども・若者に公園を安全に利用できるよう、防犯機能を有する施設管理用カメラの設置を進めていきます。 ・地域からの需要が高い防犯カメラ設置補助等、地域の防犯力を高める取組を進めることにより安全・安心なまちづくりを推進していきます。			
施策を構成する事務事業	①	住宅政策推進事業	⑦	防犯対策事業
	②	高齢者等に適した住宅供給推進事業	⑧	商店街課題対応事業
	③	民間賃貸住宅等居住支援推進事業	⑨	
	④	市営住宅等管理事業	⑩	
	⑤	魅力的な公園整備事業	⑪	
	⑥	公園施設長寿命化事業	⑫	
	⑬		⑬	

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類	指標の説明	目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1 活動指標	住宅政策審議会の開催	目標	3	3	3	3	回
	説明 住宅及び住環境に関する政策の重要事項について、市長の諮問に応じ、調査・審議することを目的に開催する審議会の開催回数	実績	3	2	-	-	
2 成果指標	サービス付き高齢者向け住宅の登録数	目標	1,970	2,173	2,375	2,628	戸
	説明 高齢者すまい法第5条の登録を受けたバリアフリー構造で生活相談・安否確認のサービスを提供する高齢者向け住宅の登録戸数	実績	1,844	1,865	-	-	
3 成果指標	子育て等あんしんマンション認定件数	目標	4	4	4	4	件
	説明 子育て世帯など誰もが安心して暮らすことができる居住環境を整えるため、安心、安全、バリアフリーなどの要件を充足する良質なマンションとして認定した数	実績	1	1	-	-	
4 活動指標	居住支援協議会の会議開催数	目標	5	5	5	5	回
	説明 不動産団体や福祉関連団体等の多様な主体との連携によるプラットフォーム「居住支援協議会」での協議（総会、専門部会等）により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の実現に向けた取り組みを行っています。	実績	6	5	-	-	
5 成果指標	すまいの相談窓口における相談者の契約手続き等の同行支援件数	目標	-	6	12	12	件
	説明 すまいの相談窓口において福祉等の既存制度に基づく支援がない方（介護保険や障害認定等に基づくヘルパー等がいない方等）への対応として、契約手続き等の同行支援を実施します。	実績	-	9	-	-	
6 成果指標	市営住宅使用料収入率（現年）	目標	99.2	99.17	99.34	99.41	%
	説明 現年度分の市営住宅使用料の収入率	実績	99.17	99.43	-	-	
7 成果指標	市営住宅使用料収入率（過年）	目標	14.56	14.51	14.32	14.86	%
	説明 過年度分の市営住宅使用料の収入率	実績	10.19	9.23	-	-	

8	活動指標	遊具を更新した公園数		目標	13	12	12	11	公園
		説明	公園施設長寿命化計画に基づき遊具の更新を行った公園の箇所数	実績	14	37	—	—	
9	活動指標	住宅の防犯診断の実施件数		目標	50	50	50	50	件
		説明	空き巣など侵入泥棒への防犯対策として行う住宅の防犯診断の実施件数	実績	58	55	—	—	
10	活動指標	出張防犯相談コーナーの開催回数		目標	35	35	35	35	回
		説明	区役所等で開催する、防犯相談や防犯用品の展示等を行うコーナーの開催回数	実績	35	38	—	—	
11	成果指標	市内刑法犯認知件数		目標	8,500	8,500	8,500	8,500	件
		説明	県警発表による市内の空き巣等の刑法犯認知件数（年度ではなく暦年）	実績	7,615	6,654	—	—	
12	活動指標	街路灯LED化実施数		目標	90	97	99	101	件
		説明	商店街が保有する街路灯を水銀灯などの従来型街路灯からLED化した事業への支援件数の累計	実績	95	95	—	—	
13	成果指標	商店街による安全安心事業への支援件数		目標	45	47	49	51	件
		説明	防犯カメラやAEDを設置した事業への支援件数の累計	実績	44	44	—	—	
14	成果指標	商店街による施設撤去事業への支援件数		目標	22	26	30	34	件
		説明	街路灯、アーチ、アーケードの施設の撤去を実施した事業への支援数の累計	実績	28	38	—	—	
15	活動指標	創業予定者向けセミナーの講義回数		目標	12	12	12	12	回
		説明	商人デビュー塾の開催	実績	12	12	—	—	

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	住宅政策推進事業	「住宅基本計画」に基づき、住宅の質の向上や住宅市場の活性化、子どもから高齢者まで市民の居住の安定を図るため、民間住宅から公営住宅まで、住宅政策全般に関する施策立案や調査等を実施します。	①住宅基本計画の推進と進行管理 ②子育て世帯の市内定住促進に資するモデル事業の実施 ③断熱化の促進に向けた支援制度の検討	ほぼ目標どおり達成できました。 ①住宅政策審議会(2回開催)の他、より専門的な事項について調査・審議するための専門部会(2回開催)を活用し、住宅基本計画に基づく住宅セーフティネットの構築に向けた取組等を推進しました。 ②子育て世帯の市内定住促進については、子育てしやすい住環境等の実現に向けて、川崎市すまいいかすプロジェクトを立ち上げ、民間事業者等との連携を強化し、住宅ストックの活用・世代間循環の促進に取り組みました。その一環として、子育て世帯が広い住宅を比較的低コストで取得しやすい環境の形成に向けて、計画的に開発された戸建て住宅地での住宅ストックの活用に関する勉強会や相談会等を実施しました。 ③断熱化の促進に向けた支援制度の検討については、身近なところから始められる住宅の断熱化や温熱環境の改善の周知を図ることを目的に、市民参加型のエコリノベーションショップを開催し、参加者からの意見を踏まえ、民間事業者と連携した効果的な支援の方向性について検討を進めました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続
2	高齢者等に適した住宅供給推進事業	・高齢者世帯や子育て世帯に対して民間事業者の供給により、適正な居住水準の良質な賃貸住宅を提供するとともに、入居者の収入に応じて家賃負担を減額する事業者に対して費用を助成します。また適正な水準のサービス付き高齢者向け住宅の供給を誘導し、市民に対して情報の提供を行います。 ・子育て等あんしんマンションを認定し、住民の交流と地域コミュニティの醸成を図るため、子育て相談員を派遣します。	①「高齢者居住安定確保計画」の改定に向けた検討 ②サービス付き高齢者向け住宅等に関する誘導・指導監督による供給の促進 ③多様なサービス付き高齢者向け住宅の誘導に向けたモデル事業の実施 ④「子育て等あんしんマンション認定制度」の制度改定及び同制度に基づく良質な子育て世帯向け住宅の供給促進(認定件数:4件以上)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①「高齢者居住安定確保計画」の改定に向けて、高齢者向け優良賃貸住宅における家賃負担のあり方等について検討を進めました。 ②サービス付き高齢者向け住宅の供給促進については、事業規模の拡大に事業者が慎重となっている影響から、新規登録21戸、累計で1,865戸に留まりましたが、整備運営指導指針に基づき良質なサービス付き高齢者向け住宅の誘導を行いました。また、指導監督については、既存登録住宅のうち11住宅に対して立ち入り検査を実施しました。 ③福祉機能等を複合的に備えたサービス付き高齢者向け住宅の誘導に向け、四方嶺住宅跡地におけるサービス付き高齢者向け住宅の事業者公募を実施しました。 ④「子育て等あんしんマンション認定制度」については、制度の改定時期を見直し、手続きの簡素化により支援を受けられるマンションを拡大するとともに、子育て施策等に関する情報提供の充実等、ソフト支援を拡充するため、既存の「マンション管理組合登録制度」と統合・再編しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
3	民間賃貸住宅等居住支援推進事業	・不動産団体や福祉関連団体等からなる居住支援協議会の適切な運営や、住宅セーフティネット法改正に伴い創設された住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度等の推進により、民間賃貸住宅への入居支援や居住継続支援等の取組を行います。 ・また、川崎市居住支援制度により、市の指定する保証会社を活用した入居支援や、市や支援団体などが、言葉の違いによるトラブル発生時の通訳派遣や入居者の見守りを実施する等の居住継続支援を行います。	①居住支援協議会で構築した入居支援体制による支援の実施 ②既存住宅を活用した住宅確保要配慮者世帯向けの住まいの確保に関する取組(登録住宅制度等)の推進 ③すまいの相談窓口における相談者の契約手続き等の同行支援の実施(6件) ④居住支援制度による入居支援	目標どおり達成できました。 ①入居支援体制については、引き続き、住情報提供事業で実施する「すまいの相談窓口」において不動産店のマッチングを実施すると共に、対象者を従来の高齢者だけでなく、障害者や外国人等全ての住宅確保要配慮者に拡充し、案内チラシやホームページを多言語対応とするなどの充実を図りました。 ②登録住宅制度に関する家主向けセミナー(1回)を開催したほか、神奈川県居住支援協議会と連携し、申請書作成やシステム入力等に関する登録支援を実施しました。 ③契約手続き等の同行支援については、すまいの相談窓口に関する委託の仕様に追加することとし、不動産店や物件内覧、福祉部局や関連機関への同行を9件実施しました。 ④居住支援制度については、135件の入居支援を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

4	市営住宅等管理事業	関係法令に基づいて管理代行制度を導入し、管理代行者である川崎市住宅供給公社が入居者の募集、入居手続き、建物の維持・修繕等を実施し、市が住宅使用料等の収納調定、使用料未納者に対する法的措置、公社による管理代行業務の指導管理を行っています。	①「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく計画的な修繕・維持管理の実施 ②市営住宅等管理業務に係る外部委託及び委託業務に関するモニタリングの実施 ③市営住宅等管理業務の検証及び今後のあり方の検討 ④住宅に困窮する若年子育て世帯等の入居機会の拡大に向けた期限付き入居制度の実施 ⑤市営住宅等の使用料の適正管理及び不適正使用への対応等	ほぼ目標どおり達成しました。 ①市営住宅等の計画的な修繕・維持管理について、委託先の川崎市住宅供給公社と密接に連携・調整し、適切に対応しました。 ②市営住宅等管理業務について川崎市住宅供給公社に委託しており、前年度業務終了後モニタリングを実施するとともに、定量的な評価指標の導入や評価の確認のため、住宅政策審議会評価部会を新たに立ち上げ、評価の客観性を確保させるスキームを確立しました。 ③現行の管理手法の課題を検証するとともに、令和4年度以降の管理手法・体制を検討しました。 ④昨年度に導入した期限付き入居制度は、子育て世帯向け募集を4回実施し19世帯が入居しました。 ⑤市営住宅等の使用料収入率は、過年度で目標値及び前年度実績を下回ったものの、現年度99.43%、全体91.51%となり、収入未済額も約1,924万円（見込み）縮減することができました。また、高額所得者や入居要件を充足しない使用者に対する退去指導を180件行い、自主退去111件について不適正使用を是正しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
5	魅力的な公園整備事業	老朽化の進んだ公園について、地域のご意見を踏まえた再整備計画を策定し、公園の再整備を進めるとともに、公園のバリアフリー化整備や新設などを進めます。	①特色ある公園づくりに向けた公園の再整備の推進 ②バリアフリー化に向けた取組の推進 ③〈仮称〉神明町公園の整備 ④施設管理用カメラ設置の推進	ほぼ目標どおり達成できました。 ①特色ある公園づくりに向けた公園の再整備の推進については、稲田公園さかなの家跡地の暫定整備を実施しました。 ②バリアフリー化に向けた取組の推進は、久末公園及び千年第4公園の再整備を実施しました。 ③〈仮称〉神明町公園の整備については、入札における予定価格の積算に誤りがあったことから入札を中止し、積算を見直したうえで年度内に再入札を実施したため、年度内に整備が完了できませんでした。 ④施設管理用カメラの設置については、さいわいふるさと公園に施設管理用カメラを設置しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続
6	公園施設長寿化事業	市民が安全かつ快適に利用できるよう、長寿命化計画に基づく計画的な遊具更新と遊具点検を実施し、公園施設の適切な維持管理を行います。	①長寿命化計画に基づく遊具など公園施設の設計・整備（三田第1公園ほか11公園）	ほぼ目標どおり達成できました。 ①長寿命化計画に基づく遊具など公園施設の設計・整備については、錦ヶ丘北公園のほか36公園の遊具を更新しました。なお、三田第1公園の遊具については、点検の結果などから更新年度を繰り下げました。また、長寿命化計画に基づき、職員による日常点検及び専門業者による遊具及び橋りょうの定期点検を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	I 現状のまま継続
7	防犯対策事業	地域で発生する空き巣等の犯罪の防止に向け、多様な主体と連携して、パトロールなどへの支援による自主防犯活動を推進したり、防犯カメラの設置を補助するなどの取組を進めます。	①多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動の推進 ②防犯カメラ設置補助の実施 ③ESCO事業によるLED防犯灯の維持管理等の実施 ④市内の犯罪情報の一元化及び迅速な情報配信を目的とした「かわさき安全・安心ネットワークシステム」の運用 ⑤警察官OBなど専門知識を有する「安全・安心まちづくり対策員」による地域パトロールと住宅の防犯診断の実施（診断件数50件以上） ⑥出張防犯相談コーナーの開設（開設数35回以上） ⑦専門相談員による犯罪被害者支援相談の実施	目標どおり達成できました。 ①の多様な主体との連携は市及び各区において、安全安心まちづくり協議会を開催し、防犯意識の共有化を図りました。 ②の防犯カメラ設置補助については、68台の補助を実施しました。 ③のESCO事業については、約68,000灯の防犯灯の維持管理を行うとともに、312灯の防犯灯を新設しました。 ④の「かわさき安全・安心ネットワークシステム（防犯アプリ）」については、約30,000件ダウンロードされ、約420件の犯罪・不審者情報を配信しました。 ⑤の住宅の防犯診断については、55件実施しました。 ⑥の出張防犯相談コーナーは、老人いこいの家等での開催を増やし、38回実施しました。 ⑦の犯罪被害者支援相談については、27回実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

8	商店街課題対応事業	商店街が実施する街路灯LED化等の省エネ化による機能向上や防犯カメラ設置等による安全安心な施設整備を支援します。 空き店舗活用事業や創業者向け支援事業を実施します。	①街路灯のLED化等の商店街エコ化プロジェクト事業(実施数:全90商店街以上) ②防犯カメラ、AED等の設置を補助する安全安心事業の実施(実施数:全45商店街以上) ③老朽化した街路灯等の除去を行う商店街施設の撤去の支援 ④市内商店街等における創業予定者向けセミナーの実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①エコ化プロジェクト事業については、新たな実施はありませんでしたが、これまでの取組により、目標を上回っています。 ②安全安心事業については、設置を予定していた商店街で合意形成に時間を要したため、新たな実施はありませんでしたが、この商店街においても次年度の防犯カメラやAED等の設置を予定しています。 ③商店街施設の撤去支援については、商店街に組織継続や維持管理の可否について検討を強く促した結果、10件の実施があり目標を大きく上回りました。 ④創業予定者向けのセミナーについては、商売を始めるコツ、ノウハウや先輩起業家訪問ツアー等の計12回の創業実践準備講座を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続
---	-----------	---	---	---	-----------	----------	-----------

総合的な評価		《子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備》 ①子育て世帯の市内定住促進については、子育てしやすい住環境等の実現に向けて、川崎市すまい・いかすプロジェクトを立ち上げ、住宅ストックの活用・世代間循環の促進に取り組みました。また、「子育て等あんしんマンション認定制度」については、手続きの簡素化により支援を受けられるマンションを拡大し、子育て施策等に関する情報提供の充実等、ソフト支援を拡充するため、既存の「マンション管理組合登録制度」と統合・再編しました。 《安全・安心な居住環境の整備》 ②老朽化の進んだ公園については、バリアフリー化や特色ある公園づくりに向けた再整備を実施するとともに、安全・安心に利用できるよう、施設管理用カメラを設置しました。 ③地域の防犯対策については、防犯カメラの設置補助を実施するとともに、防犯灯の新設及び既存の維持管理を行いました。 これらを実施することにより、子育て家庭が安心して暮らせる居住環境づくりを推進しました。また、犯罪の未然防止に向けて、安全・安心な地域づくりを推進しました。					
--------	--	--	--	--	--	--	--

子ども・子育て会議からの意見・評価		①子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備については、市民のニーズを踏まえて、子育て家庭が安心して暮らせるよう、引き続き、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進することを望みます。 ②良好で快適な地域の環境づくりに向けた、身近な公園の適切な維持・管理については、子ども・若者が公園を安全に利用できるよう、老朽化の進んだ公園について、再整備を進めるとともに、引き続き、防犯機能を有する施設管理用カメラの設置を進めていくことを望みます。 ③地域の防犯対策については、地域からの需要が高い防犯カメラ設置補助等、地域の防犯力を高める取組を進めるとともに、犯罪の未然防止に向けた市内の防犯灯の適切な維持管理や、地域の状況に応じた計画的な防犯灯の設置を進めるなど、安全・安心なまちづくりを推進していくことを望みます。 引き続き、子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実に向けて、子育てしやすい居住環境づくりが推進されることを望みます。					
-------------------	--	---	--	--	--	--	--



4 改善							
子ども・子育て会議からの意見評価を踏まえた今後の取組		①子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備については、社会状況の変化や市場の動向を踏まえながら、住宅基本計画に基づき、住宅政策審議会及び専門部会において、より専門的に調査審議を実施するなど、計画に位置付けた施策を推進していきます。 ②良好で快適な地域の環境づくりに向けた、身近な公園の適切な維持・管理については、老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化などの取組は必要不可欠な事業であることから、継続的に事業を推進し、公園の魅力の向上を図っていきます。 ③地域の防犯対策については、防犯灯LED化ESCO事業によるLED防犯灯の新規設置事業や防犯カメラ設置補助事業など、地域の防犯力を高める取組を進めることにより、安全・安心なまちづくりを推進していきます。					

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策5 質の高い保育・幼児教育の推進
施策の概要	高まる保育ニーズや子育て家庭の多様なニーズに適切な対応を図るため、民間の多様な主体の参画を促進しながら、地域の保育需要にあった保育受入枠の拡大に向けた取組を推進するとともに、きめ細かな保護者への相談支援を実施するなど、待機児童解消に向けた取組を継続します。 また、質の高い保育・幼児教育の推進に向けては、保育の担い手となる人材の確保・育成を図るとともに、民間の多様な事業主体への支援を進めます。
計画期間における主な方向性	《多様な手法による保育受入枠の拡大》 ・武蔵小杉駅周辺や新川崎・鹿島田地区など大規模集合住宅の開発が活発な地域や、鉄道主要駅周辺地域を中心に、今後も増加を続ける保育所利用申請者のニーズに対応するため、重点的に保育所の整備が必要な箇所を定める一方で、国の「子育て安心プラン」(平成29(2017)年6月)に基づき、新たに容積率緩和制度の活用や、都市公園法改正に伴う公園内での保育所整備についても検討し、引き続き多様な整備手法を用いることによって、必要な場所に必要量の保育受入枠を柔軟かつ効率的に確保していきます。 ・保育所整備費補助や賃借料補助については、地価・賃料の高騰など保育所の新規整備における都市部特有の課題として、制度の更なる充実や安定的な事業実施を図るよう、今後も国に対して働きかけを継続します。 ・保育所等の新規整備のほか、既存保育所の増築・分園化等も含めた定員枠の拡大や、年齢別定員(特に3歳児の受入枠)の変更、国の保育補助者雇上げ強化事業を活用した基準内での定員を超えた受入れを民間保育所に呼びかけるなどの取組を継続し、総合的な保育受入枠の確保に取り組みます。 ・認可外保育施設のうち、設備や運営の基準等が認可保育所や小規模保育事業の設置基準を満たすことができる施設については、事業者が積極的に支援し保育の質の向上を図りながら、円滑な認可保育所や小規模保育事業等への移行を促進します。 ・「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定」(平成26(2014)年)に基づき、市境にある市有地や国有地、民有地等で周辺の保育需要を双方に補完し合える土地等を活用し、保育所等の共同整備に向けた検討を進めていきます。 《区役所におけるきめ細やかな相談・支援の継続》 ・区役所において、利用申請前の段階から、保育所入所保留となった申請者に対するアフターフォローまで、これまでに蓄積された相談支援に関するノウハウを活用しながら、保護者の視点に立ったきめ細やかな相談・支援を継続します。 ・引き続き、保育資源等の情報収集を行うとともに、利用者のニーズに応じたわかりやすい情報提供に努めます。 《保育士確保対策の更なる強化》 ・全国の保育士養成施設への働きかけ及び連携を強化し、保育士の確保を進めます。 ・保育士資格を持ちながら就職していない潜在保育士が多数いることを踏まえ、円滑な就職・復職を支援するための取組を進めます。 ・認可外施設を含む市内保育施設の保育従事者の保育士資格取得を支援します。 ・保育士宿舍借り上げ支援事業や保育士修学資金貸付等事業など、国が主導する制度については、保育人材の確保を支援するその他の取組と効果的に連動させながら、積極的に活用します。 《幼稚園における保育ニーズへの対応の推進》 ・多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応を図るため、幼稚園から認定こども園への移行を促進し、移行に向けて計画的な整備を進めます。 ・認定こども園への移行にあたっては、幼保連携型認定こども園への移行を最終的な目標として見据え、円滑に移行が進むように、施設の個別の状況に応じた支援と段階を踏んだ取組を行います。 ・幼稚園在園児を対象とした幼稚園型一時預かり事業については、平日及び土曜日の11時間以上(教育時間を含む)の預かりや、長期休業日等の預かりを実施する幼稚園の更なる増加、2歳児の預かり保育を促進できるよう、支援策の充実を検討します。 ・幼稚園の運営事業者が、新規に小規模保育事業(0～2歳児対象・定員19人以下)を開設することや、幼稚園を既存の小規模保育事業と連携する施設と位置づけ、3歳到達時には幼稚園で受け入れる仕組みは、40人規模の認可保育所の整備と同様の効果があるため、今後はこうした手法を積極的に推進します。 《多様な主体による保育の質の確保》 ・多様な運営主体が事業を展開していく中で、保育の質の維持・向上に向けて、様々な機会を捉え実践的な知識や保育技術を公民で共有します。 ・将来的に保育士等の処遇改善加算の受給要件となる可能性があるキャリアアップ研修については、神奈川県が実施主体であるものの、より多くの市内対象者が早期に受講できるよう、当分の間、本市においても実施します。 ・処遇改善の更なる充実に向け、国に働きかけを行うとともに、給付額が着実に保育士等に行き渡るよう、施設や法人への運営指導を強化します。 ・地域型保育事業については、小規模である事業特性を踏まえ、連携する保育所等の教育・保育施設(連携施設)を設定し、利用する子どもの交流や保育内容の運営支援を行います。 ・新たな公立保育所については、今後、「(仮称)保育・子育て総合支援センター」として、これまでの取組を強化しながら、民間保育所支援策の量的・質的な拡充と、民間保育所機能との更なる連携の強化に向けた検討を進めます。 《多様な保育サービスの提供》 ・多様化する保育ニーズに的確に対応するため、新規に開設する民間保育所等の延長保育については、原則として20時までの実施を標準とします。 ・一時保育については、今後も積極的に実施施設の拡大を目指します。 ・休日保育については、ニーズの高い地域と時期を検証し、的確なサービス供給量の確保に努めます。 《特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実》 ・特別な支援が必要な子どもへの支援に際しては、小学校への円滑な接続を視野に入れ、保護者、療育センター、小学校等との連携の取組を進めていきます。 ・医療的ケアが必要な子どもが保育を必要とする場合、公立保育所のセンター園では、今後も一定の条件の下で受け入れを実施します。民間保育所での受け入れについては、専任の看護師の確保に対する支援策の創設について、国への働きかけを強化します。

計画期間 における 主な方向性	《公立保育所の民営化・民設化と施設老朽化対策への対応》 ・公立保育所の民営化については、各施設における適切な手法を見極めながら、令和3(2021)年4月の完了を目指し、取組を推進します。 ・公立保育所の指定管理者制度導入園(公設民営)については、引き続き民設民営化を進め、平成31(2019)年4月の完了に向けて取組を推進します。 ・「新たな公立保育所」については、早期に建替えるべき保育所と長寿命化を進めるべき保育所を分けることで、効率的で計画的な維持保全を進め、公立保育所全体のライフサイクルコストの低減を図ります。 ・老朽化した民間保育所の建て替えや大規模修繕に関する効率的な支援策については、国の制度の活用など、その手法や資金調達の関係も含め、設置・運営法と調整を図り、本市の持続可能な支援策を検討します。 《多様な主体・手法による保育施策の推進》 ・認可外保育施設における適正な保育内容や保育環境が確保されるよう、引き続き、指導体制を確保し、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく立入調査・指導を実施します。 ・川崎認定保育園など認可外保育施設を積極的に活用するため、事業者への支援や、保育従事者に対する処遇改善について、持続可能な支援策の検討を進めます。 《幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進》 ・子どもたちが安心して過ごし、充実した活動ができる教育・保育環境を整えていけるよう、幼稚園のそれぞれの特色を活かした実績を踏まえ、引き続き充実した幼児教育を推進します。 ・特別な支援を必要とする子どもの受入れの推進など、幼稚園における特色ある教育の充実を図るため、必要な経費の助成や幼児教育相談員の巡回等、幼稚園における教育の振興や支援に引き続き取り組みます。 ・国の基準を踏まえながら、教育職員の確保や安定雇用等、市としての運営水準の向上を図ります。 ・幼稚園、認定こども園、保育所と小学校、地域療育センター等の専門機関と連携して情報交換や研修の実施、子ども同士の交流等を通して、相互に教育内容や子どもの状況等を把握するなど、幼保小の連携を図りながら、子どもたちが安心して小学校生活をスタートできるように、小学校教育との円滑な接続を行います。 《保育料収納率の更なる向上に向けた取組》 ・保育料徴収業務においては、引き続き口座振替の促進を図るとともに、これまで実施してきた保育料収納率の向上に向けた取組をさらに強化します。 ・国の幼児教育・保育の無償化については、今後の国の制度設計を注視するとともに、近隣他都市と協力しながら、待機児童対策と整合のとれた制度となるよう、機会を捉えて、国への働きかけを行います。						
	施策を構成する 事務事業	①	待機児童対策事業	⑦	保育士確保対策事業	⑬	
		②	認可保育所整備事業	⑧	保育料対策事業	⑭	
		③	民間保育所運営事業	⑨		⑮	
		④	公立保育所運営事業	⑩		⑯	
		⑤	認可外保育施設支援事業	⑪		⑰	
		⑥	幼児教育推進事業	⑫		⑱	

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明	目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	成果 指標	待機児童数	目標	0	0	0	0	人
		説明 厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づき集計した、翌年度4月1日時点の待機児童数	実績	14	12	-	-	
2	成果 指標	横浜保育室利用人数	目標	29	29	29	29	人
		説明 横浜保育室を利用する川崎市民の人数(翌年度4月1日時点の利用児童数)	実績	27	24	-	-	
3	活動 指標	認可保育所の整備における保育受入枠の拡大	目標	2,350	2,151	1827 (2,127)	1,562 (2,037)	人
		説明 民間事業者の活用など多様な手法を用いた認可保育所の整備による翌年度4月1日時点の定員拡大数	実績	1,870	1,563	-	-	
4	活動 指標	民間保育所の定員数	目標	26,135	28,385	29,530 (30,720)	30,850	人
		説明 翌年度4月1日時点の民間保育所における定員数※R2年度及びR3年度の目標値は『「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版(川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画)(R2年3月策定)』において新たに設定した数値(かつこ内は、第2期実施計画上の数値)	実績	25,790	27,530	-	-	
5	活動 指標	地域型保育事業(小規模保育・家庭的保育・事業所内保育)の定員数	目標	1,027	1,263	1,188 (1,500)	1,340 (-)	人
		説明 翌年度4月1日時点の民間保育所における定員数※R2年度及びR3年度の目標値は『「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版(川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画)(R2年3月策定)』において新たに設定した数値(かつこ内は、第2期実施計画上の数値)	実績	885	1,033	-	-	
6	活動 指標	一時保育の実施園数	目標	84	86	88	88	か所
		説明 翌年度4月1日時点の民間保育所における一時保育実施園数	実績	83	85	-	-	

7	活動指標	民設民営に移行した公設公営の保育所の園数		目標	4	3	6	-	園
		説明	翌年度4月1日時点において新たに民設民営に移行した公設公営の保育所の園数	実績	4	3	-	-	
8	活動指標	公民保育所職員研修の参加者数		目標	4,500	4,500	4,500	4,500	人
		説明	保育の質の向上を図るに当たって重要となる、公民保育所職員を対象とした各種研修への参加人数	実績	5,202	5,372	-	-	
9	成果指標	保育所等における利用者の満足度		目標	-	8.2	-	8.2	点
		説明	「認可保育所等利用アンケート」(無作為抽出利用者2,000人)における各質問項目(10段階)の平均値 ※10点満点	実績	-	7.8	-	-	
10	活動指標	認可外保育施設受入児童数		目標	4,591	4,296	4,077	4,023	人
		説明	市単独施策である川崎認定保育園及びおなま保育室の翌年度4月1日時点の利用者人数	実績	4,039	3,501	-	-	
11	活動指標	保護者への保育料補助の助成対象児童数		目標	4,653	4,421	4,175	3,956	人
		説明	川崎認定保育園に通園する児童の保護者への保育料補助の実施人数	実績	4,669	3,929	-	-	
12	活動指標	病児・病後児保育事業の実施施設数		目標	7	7	7	7	か所
		説明	病気の回復期に至っていない病児・病後児を対象とした保育事業の実施施設数	実績	7	7	-	-	
13	活動指標	私立幼稚園保育料等補助金支給人数		目標	18,370	17,196	16,232	15,137	人
		説明	私立幼稚園保育料等補助金支給人数(私学助成の幼稚園を対象とした本補助金は、施設型給付への移行に伴い、対象者数は減少します。なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	実績	18,721	17,511	-	-	
14	活動指標	一時預かり事業の実施園数		目標	31	32	33	33	園
		説明	翌年度4月1日時点の幼稚園における一時預かり事業の実施園数	実績	31	32	-	-	
15	活動指標	幼稚園から認定こども園への移行園数		目標	3	3	4 (3)	2 (-)	園
		説明	翌年度4月1日時点の民間保育所における定員数※R2年度及びR3年度の目標値は『川崎市子ども・若者の未来応援プラン』第6章改定版(川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画)(R2年3月策定)』において新たに設定した数値(かつこ内は、第2期実施計画上の数値)	実績	3	2	-	-	
16	成果指標	就職相談会、保育所見学・体験型事業、試験対策講座事業等の参加者数		目標	2,300	2,600	2,700	2,700	人
		説明	就職相談会、セミナー、保育所見学・体験型事業、復職支援研修、試験対策講座等の参加者数	実績	2,848	2,567	-	-	
17	活動指標	保育士宿舍借り上げ支援事業の補助対象者数		目標	907	997	1,117	1,216	人
		説明	法人が常勤保育士のために借り上げを行う保育士宿舍についての実施者(補助対象者)数	実績	1,334	1,638	-	-	
18	成果指標	就職相談会及び保育所見学・体験型事業によるマッチング件数		目標	2,800	2,900	3,000	3,100	人
		説明	就職相談会及び保育所見学・体験型事業による求人事業者と求職者とのマッチング件数	実績	3,014	2,995	-	-	
19	活動指標	保育士修学資金貸付等の利用者数		目標	63	120	120	120	人
		説明	保育士修学資金貸付等の利用者数	実績	31	56	-	-	
20	成果指標	保育料収納率		目標	98.8	98.96	99.08	99.18	%
		説明	収納率＝徴収額／調定額×100(%)	実績	98.87	98.96	-	-	

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	待機児童対策事業	地域の保育需要にあった認可保育所の整備や認可外保育施設等への支援を進めるとともに、きめ細やかな保護者への相談支援を実施するなど、待機児童解消に向けた取組を推進します。	① 区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施 ② 横浜市との協定に基づく待機児童対策の推進(横浜保育室利用人数:29人)	ほぼ目標どおり達成できました。 ① 区役所における利用者支援については、保留通知発送後の約2週間、平日夜間・土曜日に相談窓口を開設し、112人の利用がありました。 ② の川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用の促進について、令和2年4月1日時点で横浜保育室を利用する川崎市民は24人(前年同月27人)となりました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続
2	認可保育所整備事業	高まる保育ニーズに適切に対応するため、「川崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可保育所の整備、公立保育所の民営化等により認可保育所等における保育受入枠の拡大を推進します。	① 令和2年4月の定員数の確保に向けた整備等(定員2,151人増)	目標を下回りました。 5回の公募の実施による民間事業者を活用した認可保育所の整備をはじめ、多様な整備手法により保育受入枠の拡大に努め、保育所整備に適した約40の物件で、定員数合計2,000人を超える応募があったものの、保育所等整備事業者選定委員会により不選定となった事業者があったため、目標を達成することはできませんでした。今後は、過去相談があった物件に関して再度関係事業者に対するヒアリングの実施や、公募受付期間前から市ホームページで公募地域等を事業者宛て事前に周知するなど、更なる応募数増につながる取組を実施します。 ① 令和2年4月の定員数の確保に向けた整備等 定員1,563人増(内訳:民有地等活用型60人、鉄道事業者活用型60人、民間事業者活用型1,090人、公立保育所民営化20人、公立保育所建替えによる定員増10人、既存保育所の定員増20人、川崎認定保育園の認可化155人、地域型保育事業による受入枠の確保148人)となりました。	4 目標を下回った	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続
3	民間保育所運営事業	国及び市が定める子どものための教育・保育給付費等の支給・充実により、運営内容の支援・向上を図ります。また、運営内容に関する日々の相談や園訪問等により、適正な運営の確保を図ります。	引続き待機児童の解消と多様な保育の推進を図るため、民間保育所・地域型保育事業の適正な運営の確保に向けた支援を次のとおり行います。 ① 民間保育所の受入枠の確保(R2.4の定員数:28,385人) ② 地域型保育事業の受入枠の確保(R2.4の定員数:1,263人) ③ 一時保育の実施数の拡大(R2.4の実施園:86か所) ④ 職員等の処遇改善及びキャリアアップ等運営支援の推進 ⑤ 延長保育の推進 ⑥ 「福祉サービス第三者評価」の推進 ⑦ 障害児保育の推進 ⑧ 夜間、年末保育事業、休日保育事業の推進	ほぼ目標どおり達成できました。 ① 民間保育所の定員について、前年度25,790人から27,530人と増員し、ほぼ目標どおり達成しました。 ② 地域型保育事業について、前年度885人から1,033人と増員し、ほぼ目標どおり達成しました。 ③ 一時保育事業の実施園については、前年度83か所から85か所に増やし、ほぼ目標どおり達成しました。 ④ キャリアアップ研修の実施など、国の処遇改善等加算の適切な執行に向けた運営支援を推進しました。 ⑤ 延長保育について8,525人の実績がありました。 ⑥ 「福祉サービス第三者評価」について39園の実施がありました。 ⑦ 障害児保育について、受入れを実施するとともに、各区1か所のセンター園においては、医療的ケアを必要とする子どもの受入体制を確保しました。 ⑧ 夜間、休日保育事業について各事業を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅲ 事業規模拡大

4	公立保育所運営事業	センター園及びブランチ園のエリアの中で、実践的な知識や保育技術の向上について、民間事業者との情報共有や連携を図り、認可外保育施設等の支援等を実施するとともに、公民合同の研修会により保育人材を育成します。また、事業実施スペースの創出など、公立保育所のさらなる機能強化のため、老朽化した施設の再整備等を行います。	①公立保育所の老朽化対策の推進(川崎区保育・子育て総合支援センターの運営開始、生田・生田乳児保育園の運営開始、古川保育園及び中原保育園の工事着手、藤崎保育園の基本・実施設計) ②公立保育所の民営化の推進(R2.4民営化園:3園) ③公民保育所職員研修の実施(参加者数:4,500人以上) ④公立保育所における地域の子ども・子育て支援及び民間保育所等への支援(川崎区保育・子育て総合支援センターの開設) ⑤公民の連携や人材育成研修棟の実施【各区地域課題対応事業から移行】	ほぼ目標どおり達成できました。 ①公立保育所の老朽化対策の推進については、次のとおり実施しました。 ・川崎区保育・子育て総合支援センター及び生田保育園の運営を開始しました。 ・古川保育園及び中原保育園の工事に着手しました。 ・藤崎保育園の基本・実施設計に着手しました。 ②公立保育所の民営化の推進については、R2.4.1に3園の民営化を実施しました。 ③公民保育所職員研修を実施し、約5,400人が受講しました。 ④公立保育所において「体験保育」などの地域の子ども・子育て支援や「施設連携訪問」などの民間保育所等への支援を実施しました。 ⑤「各種連携会議」などを通じた公民の連携や「保育士実技研修」をはじめとした専門実技研修などの人材育成研修等を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
5	認可外保育施設支援事業	継続的な待機児童解消に向けた多様な保育ニーズへの対応策として、川崎認定保育園利用者への保育料補助を実施し、認可外保育施設等への支援を拡充して安定的な保育受入枠の確保を図るとともに、子ども・子育て支援新制度に基づく認可化及び地域型保育事業への円滑な移行を推進します。	①保護者への保育料補助の実施(助成児童数:4,421人) ②川崎認定保育園の認可化の推進・川崎認定保育園及びおななか保育室による児童の受入の促進(R2.4の受入児童数:4,296人) ③病気の回復期に至っていない病児・病後児を対象とした保育事業の実施(実施園:7園) ④認可外保育施設への保育指導員の立入調査や巡回指導等	ほぼ目標どおり達成できました。 ①川崎認定保育園保育料補助については、年2回(前期分・後期分)実施しました。幼保無償化実施後も、保育料補助事業を継続して実施し、保護者の経済的負担軽減に寄与しました(助成児童数:3,929人)。 ②川崎認定保育園及びおななか保育室の認可化については、川崎認定保育園11園、おななか保育室2園について、令和2年4月に向けて認可保育所及び小規模保育事業への移行を行いました。また、川崎認定保育園及びおななか保育室については、市HPの空き情報の掲載や区役所窓口等での案内を通じて、児童の受入を促進しました(R2.4の受入児童数3,501人)。 ③病児・病後児保育事業について、市内7施設において、安定的に実施しました。幼保無償化実施後も、保育料補助事業を継続して実施、保護者の経済的負担軽減に寄与しました。(助成児童数:3,929人) ④市内認可外保育施設253施設について保育指導員を派遣し、立入調査や巡回指導を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	III 事業規模拡大
6	幼児教育推進事業	私立幼稚園に在園児の保護者に補助金を交付し、保育料等の負担を軽減します。幼稚園型一時預かり事業の実施園及び保育時間等の拡大を図るとともに、幼稚園から認定こども園への移行促進を図ります。川崎市幼稚園協会事業への補助及び幼児教育相談員による巡回相談を実施し、幼児教育の推進を図ります。	①幼稚園児の保護者への保育料補助の実施(助成児童数:17,196人) ②幼稚園型一時預かり事業の推進(R2.4市内実施予定園数:32園)及び実施園における預かり保育の長時間化・通年化や受入年齢拡大の推進 ③認定こども園への移行促進(R2.4移行園数:3園) ④幼児教育相談員による巡回相談の実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①施設等利用費及び保育料補助については、私学助成を受ける幼稚園に在園する子ども17,511人の保護者に対し、補助を実施しました。 ②一時預かり事業については、預かり保育の長時間化・通年化を促進するための市独自補助の予算を措置するとともに、国基準に基づく2歳児の定期的な預かりなど、幼稚園型一時預かり事業の実施園数は32園となりました。 ③移行促進については、多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応を図るため、認定こども園へ2園が移行しました。また、各幼稚園との年度内の移行に向けた調整が難航し移行計画数を確保できなかったものの、今後の移行を見越して各園と調整を進めました。 ④巡回相談については、市内私立幼稚園からの依頼に基づき、13園に対し助言等の支援を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

7	保育士確保対策事業	就職相談会等の実施や5県市共同で実施する保育士・保育所支援センター事業により、市内保育所等への就職を促します。 研修等による潜在保育士の復職支援や無料の試験対策講座等による保育士資格取得支援により、市内保育人材を増やす取組を推進します。 学生等を対象としたセミナーや保育体験事業により市内保育所等への就職促進や保育士を目指す機運の醸成を図ります。 宿舍借り上げ支援事業や修学資金貸付等補助の実施により、市内保育所等への就職及び就労継続を促します。	①「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携による潜在保育士等の確保策の推進 ②就職相談会・セミナー、保育体験事業、潜在保育士等支援研修等の実施(参加者数:2,600人以上) ③保育士宿舍借り上げ支援事業の実施(補助対象:997人) ④保育士資格取得支援の実施 ⑤保育士修学資金貸付等補助の実施(補助対象:120人)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①かながわ保育士・保育所支援センターと連携した就職相談会を5回行いました。また、同センター内において、年間を通じた個別就職相談を実施しました。これら事業により、16人が市内保育施設に就職しました。 ②市主催・連携の就職相談会等の参加者が2,567人、これら事業による求人事業者と求職者とのマッチング件数が2,995件となり、新型コロナウイルス対策により一部事業が中止となる中で、ほぼ目標を達成しました。 ③補助対象者は認可及び認可外施設併せて1,638人となり、目標を上回りました。 ④保育士試験対策講座を年5事業実施しました。また、保育士資格の取得を支援するための補助金交付事業を行いました。 ⑤7都府県23校・49人が修学資金貸付を利用したほか、就職準備金貸付についても7人の利用がありました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
8	保育料対策事業	滞納長期化を防止するため、督促や催告に合わせた電話による納付指導を行います。 長期滞納者に対しては滞納処分を行います。	①保育料収納対策の強化の実施(収納率:98.96%以上) ②国の子育て支援施策との連携	目標どおり達成できました。 ①滞納長期化を防止するため、監督や催告に合わせた電話による納付指導を実施するとともに、長期滞納者に対しては滞納処分を行い、収納率は98.96%となりました。 ②国の幼児教育・保育の無償化の取組に対し、国や近隣他都市と密に連携をとりながら、新たな保育料制度へ向けてのルールの整理や事務処理方法等を取り決め予定どおり実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続

総合的な 評価	《多様な手法による保育受入枠の拡大》《幼稚園における保育ニーズへの対応の推進》《多様な主体・手法による保育施策の推進》 ①共働き世帯の増加等に伴い、高まり続ける保育ニーズに対応するため、保育所の新規整備を中心に、公立保育所の民営化に伴う定員増や認可化等により保育受入枠の拡大を図るとともに、幼稚園の一時預かり事業や川崎認定保育園等の積極的な活用を図りました。 《区役所におけるきめ細やかな相談・支援の継続》 ②保育所等の利用を希望する保護者を支援するため、平日夜間や土曜日の相談窓口の開設や認可外保育施設の空き情報の積極的な提供など、区役所における利用者支援を充実させるとともに、横浜市との協定に基づき、保育施設の相互利用の促進を図りました。 《保育士確保対策の更なる強化》 ③保育所等の増加により不足する保育士を確保するため、「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携等による潜在保育士の就業促進を図るとともに、就職相談会や保育体験研修を実施するなど、保育士確保対策を進めました。 《多様な主体による保育の質の確保》 ④保育の質の維持・向上を図るため、公民保育所職員研修を実施したほか、公立保育所において「体験保育」などの地域の子ども・子育て支援や「施設連携訪問」などの民間保育所等への支援を実施しました。また、「各種連携会議」などを通じた公民の連携や「保育士実技研修」をはじめとした専門実技研修などの人材育成研修等を実施しました。 上記に加え、《多様な保育サービスの提供》、《特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実》、《公立保育所の民営化・民設化と施設老朽化対策への対応》、《幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進》、《保育料収納率の更なる向上に向けた取組》を実施することにより、地域の保育需要にあった保育受入枠の拡大に向けた取組とともに、待機児童解消に向けた取組を継続して推進しました。また、質の高い保育・幼児教育の推進に寄与しました。
---------------------------	---

子ども・子育て会議からの 意見・評価	①保育所の新規整備や、公立保育所の民営化に伴う定員増や認可等による定員枠の拡充、また、幼稚園における一時預かり事業や川崎認定保育園などの認可外保育施設の活用により、高まる保育ニーズへの対応が進んだことを評価するとともに、引き続き、保育所の新規整備にあたっては、事業者選定において様々な工夫により安定的かつ継続的な保育の実施を確保するよう効果的な整備を進め、保育受入枠の確保に向けた取組を推進することを望みます。 ②保育所等の利用を希望する保護者を支援するため、引き続き、区役所における平日夜間や土曜日の相談窓口の開設、認可外施設の空き情報の提供などによる、利用者支援の充実が図られたことを評価します。引き続き、これまでの取組で蓄積された経験等を全市的に共有しながら実施され、更なる市民サービスの向上を図ることを望みます。 ③保育士が不足している現状に対応するため、引き続き、「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携を図るとともに、就職相談会の開催や保育体験研修を実施することで、更なるマッチング機会の充実を図り、保育士の確保に繋げていくことを望みます。 ④保育の質の維持・向上を図るため、公立保育所が川崎市の保育の質の維持・向上に向けた取組を実施していくことが必要であり、引き続き、公民保育所職員研修や体験保育などの地域の子ども・子育て支援や民間保育所等への支援、さらには、保育士実技研修などの人材育成研修等を継続して取り組んでいくことを望みます。 引き続き、子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実に向けて、待機児童解消や質の高い保育・幼児教育への取組が実施されることを望みます。
--------------------------------------	---



4 改善	
子ども・子育て会議からの 意見・評価を踏まえた今後の取組	①今後も保育ニーズの高まりが見込まれる中、引き続き、認可外保育施設の認可化移行のほか、新たな保育所整備にあたっては、過去相談があった物件に関して再度関係事業者に対するヒアリングの実施や公募受付期間前から市ホームページで公募地域等を事業者宛て事前に周知するなど、更なる応募数増につながる取組を実施するとともに、財務状況や保育内容を慎重に見極めながら、事業者選定を行い、保育受入枠の確保に取り組みます。また、増加する保育ニーズの受け皿として、幼稚園における一時預かり事業の拡充や川崎認定保育園などの認可外保育施設への支援に継続して取り組みます。 ②引き続き、平日夜間や土曜日の相談窓口の開設など、区役所における利用者支援を充実させるとともに、横浜市との協定に基づき、保育施設の相互利用の促進を進めます。 ③保育士確保に向けた取組としては、引き続き、市内各地におけるエリアマッチングの推進を主軸としつつ、県外・遠隔地からの人材誘致を進めるため、県外出張型相談会を拡充し、保育体験宿泊研修の効率化を図りながら、効果的な事業となるよう推進していきます。 ④各関係機関と連携しながら、課題を抽出し更なる研修体制を整えるとともに、キャリアアップ研修の受講を促進し、市内保育施設職員の更なる質の向上に繋げていきます。また、引き続き、地域の子ども・子育て支援、民間保育所等への支援、人材育成支援等を公立保育所が中心となり取組みながら保育と地域子育ての一体的な事業推進拠点として効率的かつ効果的なサービスを行っていきます。

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進					
施策の概要	将来の社会的な自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を育てていくため、すべての学校で「キャリア在り方生き方教育」を実施するとともに、子ども一人ひとりの「分かる実感」を大切にするため、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導に取り組みます。また、すべての子どもがいいきいきと個性を発揮しながら成長できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談・指導・支援を実施するとともに、学校における子どもの安全を確保するため、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進します。					
計画期間における主な方向性	≪「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる≫ ・「キャリア在り方生き方教育」をすべての学校で計画的に推進し、すべての子どもたちに、社会で自立して生きていくための能力や態度、共生・協働の精神を育みます。 ・一人ひとりのつまづきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細やかな対応を図るため、習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。 ・本市では、命の大切さを実感させる「いのち・心の教育」をすべての教育活動の基盤として位置づけて推進しており、今後も、これまでの取組を継続していきます。 ・多文化共生教育を推進していくため、今後も引き続き、民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を講師として派遣するとともに、外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換や各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換を推進していきます。 ・自らの健康に関心を持ち、よい生活習慣を維持・向上させる自己管理能力を育成する等、生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むため、健康教育の一層の充実を図り、心身の調和的な発達を促進します。 ・小中9年間にわたる「健康給食」の推進及び学校給食を活用した更なる食育の充実を図ります。 ・情報モラルを含む情報活用能力を、児童生徒の発達の段階に応じて体系的に育むなど、「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」(平成29(2017)年3月策定)に基づく取組を推進します。 ・保護者や教職員ではないが、気軽に相談したり、勉強を教えてもらえたり、進路についてのアドバイスがもらえる、身近にいて信頼できる外部人材を配置するなど、定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援の充実を図っていきます。 ・教育活動サポーターの継続配置により学校におけるきめ細やかな指導を支援するとともに、自然教室の実施等により、豊かな情操を養います。 ≪一人ひとりの教育的ニーズへの対応≫ ・「第2期川崎市特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成を目指した支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築などを通じて、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援の充実を図ります。 ・「かわさき共生＊共育プログラム」を継続実施するとともに、各校の推進担当者に向けての研修会や、効果を検証するためのアンケートである「効果測定」を活用して児童生徒指導の充実を図ります。 ・各学校において児童支援コーディネーターや特別支援教育コーディネーター等を中心に、包括的な児童生徒の支援体制を整備するとともに、様々な教育的ニーズに対応するため、スクールカウンセラーによる相談活動や、スクールソーシャルワーカーを通じた専門機関等との連携強化を図ります。 ・「ゆうゆう広場」での体験活動など様々な取組を通して児童生徒の自己肯定感を高め、登校支援を行うとともに、夜間学級での学び直しも含めて、一人ひとりのニーズに応じた教育の機会を確保し、社会的な自立のための支援を行います。 ・日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めるとともに、初期の日本語指導や中学3年生への学習支援等の充実を図るなど、海外帰国・外国人児童生徒のニーズに応じた支援を推進します。 ・就学援助費について、すべての保護者に対して申請意思の確認を行い、援助を必要とする家庭に対して確実な支給を継続するとともに、事務の円滑化・効率化を実施します。 ・奨学金の制度については、社会環境の変化を注視しながら必要に応じて制度の見直しを検討し、引き続き適正な支給・貸付を行います。 ≪児童・生徒等の安全の確保≫ ・登下校時の児童生徒の安全を確保するために、スクールガード・リーダーを継続配置していくとともに、地域交通安全員の適正な配置を行うとともに、通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善を推進します。また、防災教育として、学校防災教育研究推進校による先導的な研究の推進などを図ります。 ・園児・児童だけでなく、あらゆる世代を対象にした交通安全教室やキャンペーン等の啓発活動等を継続的にを行い、交通安全意識を高めることで、一人ひとりが交通ルールやマナーを遵守し、交通事故の防止につなげます。					
施策を構成する事務事業	①	キャリア在り方生き方教育推進事業	⑦	教育の情報化推進事業	⑬	教育機会確保推進事業
	②	きめ細やかな指導推進事業	⑧	魅力ある高校教育の推進事業	⑭	海外帰国・外国人児童生徒相談事業
	③	人権尊重教育推進事業	⑨	学校教育活動支援事業	⑮	就学等支援事業
	④	多文化共生教育推進事業	⑩	特別支援教育推進事業	⑯	学校安全推進事業
	⑤	健康教育推進事業	⑪	共生・共育推進事業	⑰	交通安全推進事業
	⑥	健康給食推進事業	⑫	児童生徒支援・相談事業	⑱	

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明	目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	活動指標	キャリア在り方生き方教育実施校数	目標	177	178	178	178	校
		説明 市立小・中・高・特別支援学校におけるキャリア在り方生き方教育の実施校数	実績	177	178	－	－	
2	活動指標	担当者研修会等実施回数	目標	3	3	3	3	回
		説明 全市担当者向け研修会・説明会の実施回数	実績	3	3	－	－	
3	活動指標	学校等訪問研修会等実施回数	目標	－	－	－	－	回
		説明 学校等訪問研修会等の実施回数	実績	41	32	－	－	
4	活動指標	教育活動サポーターの配置回数	目標	4,655	4,655	4,655	4,655	回
		説明 小学校、中学校への教育活動サポーター配置回数	実績	4,655	4,576			
5	活動指標	習熟の程度によるきめ細やかな指導の実施校数	目標	165	166	166	166	校
		説明 習熟の程度によるきめ細やかな指導を実施している学校数(小中全校実施)	実績	165	166	－	－	
6	活動指標	担当者研修会実施回数	目標	2	2	2	2	回
		説明 かわさき共生＊共育プログラム推進担当者研修会の実施回数	実績	2	2	－	－	
7	活動指標	学校等訪問研修会等実施回数	目標	－	－	－	－	回
		説明 研究協力校を含む、要請校内研修の実施回数	実績	41	35	－	－	
8	活動指標	情報化推進モデルの研究校数	目標	5	5	5	5	校
		説明 情報化推進モデルの研究校数	実績	6	3	－	－	
9	活動指標	学校からのリクエストに応じた研修の実施回数	目標	40	40	40	40	回
		説明 悉皆研修3回を除くその他研修のうち、学校からのリクエストに応じた実施回数	実績	47	48	－	－	
10	活動指標	メンタルフレンド配置数	目標	－	－	－	－	名
		説明 メンタルフレンド(ボランティア学生)の適応指導教室への配置数	実績	24	19	－	－	
11	成果指標	適応指導教室登録数	目標	－	－	－	－	名
		説明 適応指導教室に登録した不登校児童生徒数	実績	249	242	－	－	
12	活動指標	大型備品更新実施校数	目標	31	21	20	22	校
		説明 学校給食に係る大型備品の更新計画に基づき入れ替えを行った学校数	実績	28	17	－	－	
13	活動指標	児童支援コーディネーター研修回数	目標	12	12	12	12	回
		説明 児童支援コーディネーター新任研修の実施回数	実績	12	12	－	－	

14	活動指標	学校巡回カウンセラー派遣回数(カッコ内は年間相談人数)		目標	-	-	-	-	回 (人)
		説明	小学校、特別支援学校、高等学校への派遣回数	実績	620 (254)	661 (231)	-	-	
15	活動指標	スクールソーシャルワーカー派遣回数(カッコ内は年間支援児童生徒数)		目標	-	-	-	-	回 (人)
		説明	スクールソーシャルワーカー派遣回数	実績	2,122 (211)	2,569 (234)	-	-	
16	活動指標	就学援助実施数		目標	-	-	-	-	人
		説明	就学援助認定者数	実績	11,729	12,427	-	-	
17	活動指標	人権尊重教育推進会議の開催回数		目標	2	2	2	2	回
		説明	市立学校における人権尊重教育の深化を図り、子ども一人ひとりが尊重され心豊かに共に生きる社会の形成者として成長する教育活動を支援することを目的とする会議の開催数	実績	2	2	-	-	
18	成果指標	人権研修参加者数		目標	2,450	2,450	2,450	2,450	人
		説明	管理職及び教職員経年研修・人権推進担当者研修・PTA人権研修・学校用務員給食調理員等人権研修・学校校内研修・研究支援・その他への参加者数	実績	2,768	2,456	-	-	
19	活動指標	子どもの権利学習派遣事業実施数		目標	105	105	105	105	学級
		説明	子どもの権利学習(CAPプログラム)を実施するNPO法人等から、講師の派遣を受けた学級数	実績	104	122	-	-	
20	活動指標	民族文化文化講師派遣校数		目標	53	53	53	53	校
		説明	民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を「民族文化講師」として派遣した学校数	実績	53	50	-	-	
21	活動指標	外国人教育推進連絡会議開催数		目標	2	2	2	2	回
		説明	外国人教育推進連絡会議を開催した回数	実績	2	2	-	-	
22	活動指標	薬物乱用防止教室の実施数		目標	57	57	57	57	校
		説明	各中学校、高等学校において、年1回以上実施する薬物乱用防止教室の実施校数	実績	57	46	-	-	
23	活動指標	スクールヘルスリーダー派遣数		目標	6	6	6	6	校
		説明	経験の浅い養護教諭への指導助言・支援を図るための人材の派遣校数	実績	9	7	-	-	
24	活動指標	開放講座の実施数		目標	10	10	10	10	回
		説明	市立高等学校において、在籍する教員が地域住民に對して行った講座の回数	実績	13	6	-	-	
25	活動指標	特別支援教育サポーターの配置回数		目標	21,638	21,638	21,638	21,638	回
		説明	小・中・高等学校において特別な支援が必要な児童生徒に対して特別支援教育サポーターを配置した回数	実績	21,638	20,615	-	-	
26	活動指標	センター的機能担当教員の計画巡回訪問校数		目標	-	-	-	-	校
		説明	特別支援学校のセンター的機能担当教員の計画巡回訪問校数	実績	116	113	-	-	
27	活動指標	センター的機能担当教員による計画・要請訪問数		目標	-	-	-	-	回
		説明	通級指導教室のセンター的機能担当教員による計画・要請訪問数	実績	1,198	1,117	-	-	

28	活動指標	研修(必修・希望)の実施回数		目標	43	43	43	43	回
		説明	必修研修・希望研修の実施回数	実績	43	41	-	-	
29	活動指標	聴講生制度の講座数		目標	4	4	4	4	コマ
		説明	市立高等学校において、教育課程に位置づけられた教科の中で、市民を聴講生として受け入れて行った講座の週当たりのコマ数	実績	4	2	-	-	
30	活動指標	帰国・外国人児童生徒教育相談件数		目標	-	-	-	-	件
		説明	外国につながりを持ち、日本語を使って学校生活を送ることに不安がある児童生徒への就学相談を実施した件数	実績	174	168	-	-	
31	活動指標	日本語指導等協力者派遣数		目標	-	-	-	-	回
		説明	日本語指導が必要な児童生徒の初期指導を目的として母語話者を派遣した回数	実績	11,132	10,974	-	-	
32	活動指標	帰国・外国人児童生徒教育担当者会・国際教室担当者連絡協議会の開催回数		目標	3	3	3	3	回
		説明	各学校の担当者を対象として、受入れや支援についての研修や実践の共有を行った回数	実績	3	3	-	-	
33	活動指標	スクールガード・リーダーの配置数		目標	20	20	20	20	名
		説明	警察〇Bを活用した通学路の巡回や学校への安全指導等を行うスクールガード・リーダーの配置数	実績	20	20	-	-	
34	活動指標	学校防災教育研究推進校指定校数		目標	4	4	4	4	校
		説明	学校防災教育の研究に取り組む推進校の指定校数	実績	4	4	-	-	
35	活動指標	交通安全教室の開催回数		目標	490	490	490	490	回
		説明	交通安全に対する意識の高揚に向けた年齢段階に応じた交通安全教室の開催回数	実績	534	505	-	-	
36	活動指標	路面表示の実施件数		目標	50	50	50	50	箇所
		説明	児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン対策の実施件数	実績	54	108	-	-	
37	活動指標	電柱巻付表示の実施件数		目標	750	750	1,450	1,500	件
		説明	児童生徒の登下校時の安全確保のための計画的な電柱巻付表示の実施件数	実績	783	721	-	-	
38	成果指標	市内交通事故発生件数		目標	3,425	3,350	3,275	3,200	件
		説明	市内の交通事故発生件数(年度ではなく暦年)	実績	3,291	2,920	-	-	

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	キャリア在り方生き方教育推進事業	将来の社会的自立に必要な能力や態度を育ていく「キャリア在り方生き方教育」を推進するため、「手引き」等関連する資料を活用しての研修や担当者研修を通して理解を深めるとともに、指導体制の構築や家庭との連携を図ります。	①各校におけるキャリア在り方生き方教育の実施 ②多様性を尊重する教育の計画的・系統的な推進に向けた学校支援 ③「キャリア在り方生き方ノート」高等学校用ノート試作版の作成 ④リーフレット配布等による保護者等への理解促進	目標どおり達成できました。 ①については、「キャリア・進路指導担当者研修会」を年間3回実施しました。また、学校等訪問研修会等を32回実施しました。 ②「キャリア・進路指導担当者研修会」「かわさき共生・共育プログラム推進担当者会」「かわさきパラマウント」について説明するとともに、希望研修会「教室でできるパラマウント」を開催し、学校での多様性を尊重する教育の実践を支援しました。 ③高校生用「キャリア在り方生き方ノート」を作成し、配布しました。 ④「教育だよりかわさき」にキャリア在り方生き方教育の実践例を掲載、紹介し、保護者の教育活動への理解を深めました。また教育改革推進だよりで各学校における今日の教育課題への取組を紹介し、管理職を中心とした教職員への啓発を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
2	きめ細やかな指導推進事業	習熟の程度に応じた、きめ細やかな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。非常勤講師を配置し、習熟の程度に応じた学習や課題別学習等の少人数指導を推進します。また、1学級あたり35人を超える小学校2年生以上の学校において、少人数学級を実施します。	①小中9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導の実施 ②「きめ細やかな指導 実践編」の冊子等を活用した取組の実施 ③学校の実情に応じた少人数指導・少人数学級等の実施	目標どおり達成できました。 ①については、小中協力校6校を中心に、小中9年間を見据えた実践的な研究を推進しました。 ②については、「冊子」を活用するとともに、教師向け指導力向上の映像教材を作成し、各学校に配布しました。 (小学校114校、中学校52校) ③については、学校担当者会を2回(4月、10月)開催し、各学校の取組を共有しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
3	人権尊重教育推進事業	人権尊重教育推進会議等での情報交換及び各種研修や研究校への研究支援を通して教職員等の意識の向上を図ります。また、補助教材や学習資料の作成、配布、講師派遣を通して子どもの人権感覚を育みます。	①人権尊重教育推進会議の開催を通じた人権尊重教育についての情報共有や意見交換の実施(2回) ②人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施(研修参加者数:2,450人) ③人権教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用 ④子どもの権利学習派遣事業の実施(派遣学級数:105学級)	目標どおり達成できました。 ①については、人権尊重教育推進会議を5月15日と1月22日の年2回開催しました。 ②については、延べ2,456人が研修に参加しました。 ③については、人権補助教材や子どもの権利学習資料等を配布し、活用を促進しました。また、研究推進校においては、研究報告会を通じて、子どもの権利学習資料を活用した授業を市内の学校に向けて公開しました。 ④については、中学校への派遣回数が増加したことに伴い、122学級で実施しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
4	多文化共生教育推進事業	外国人教育推進連絡会議等での情報交換及び「学校でできる多文化ふれあい交流会」を通して教職員の意識の向上を図ります。また、講師派遣を通して子どもたちの異文化理解の促進を図ります。	①民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を「民族文化講師」として派遣(53校、157人) ②外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換 ③実践事例報告会の開催による各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換	ほぼ目標どおり達成できました。 ①については、延べ144人の民族文化講師を50校に派遣しました。実施校の中には、当初見込んだ講師数よりも少ない講師数で実施したことにより、派遣数が減少しました。 ②については、外国人教育推進連絡会議を7月と1月の年2回開催しました。会議で共有した外国につながる児童生徒への支援施策の意見を踏まえ、「外国につながる児童生徒・保護者のための支援事業一覧(学校版)」を作成・配布しました。 ③については、「学校の中でできる多文化ふれあい交流会」を1月に開催し、実践事例の紹介や各学校での取組状況についての情報交換を行いました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続

5	健康教育推進事業	疾患を早期発見し健やかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、子どもたちの望ましい生活習慣の確立、心の健康の保持・増進、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、各学校における健康教育の一層の充実を図ります。	①喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康教育の推進 ②児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応のための研修等の実施 ③学校保健安全法に基づく各種健康診断の実施 ④スクールヘルスリーダー派遣による若手の養護教諭等への支援(6名)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①薬物乱用防止教室は中学校、高等学校で全校各1回以上の実施を企画しましたが、臨時休業の影響により一部の中学校で実施ができませんでした。 ②児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応のため、講演会を1回実施しました。 ③学校保健安全法に基づく各種健康診断を実施しました。 ④スクールヘルスリーダー6名を7校に派遣し、若手の養護教諭等への支援を行いました。	3 ほぼ 目標ど おり	B やや 貢献して いる	I 現状 のまま継 続
6	健康給食推進事業	児童生徒等の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効果的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。	①川崎らしい特色ある「健康給食」の推進 ②小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進 ③中学校給食の円滑な実施 ④小学校及び特別支援学校の給食充実に向けた取組の推進 ⑤安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援 ⑥給食費管理等についての調査・研究の結果を踏まえた取組の検討	目標どおり達成できました。 ①川崎らしい特色ある「健康給食」の推進については、主要食材は国産品を使用し、和風の天然だしを使った薄味で美味しい味付けの工夫や、「かわさきそだち」の野菜を使用した献立を提供するなど、「健康給食」をコンセプトとした中学校給食を推進しました。 ②小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進については、栄養教諭を中核としたネットワークを活性化し、中学校区を拠点とした小・中学校のグループ化に組み直すなど、小・中学校間の連携を強化しました。また「学校における食に関する指導プラン」について、改訂版を策定しました。 ③中学校給食の円滑な実施については、学校給食センターPFI事業モニタリングを適切に実施し、安全で安心な給食を安定的かつ円滑に提供しました。 ④小学校及び特別支援学校の給食充実に向けた取組の推進については、小学校では令和2年度からの外国語教育の本格実施に伴う授業数増に対応するため、給食実施回数を増加させることとしました。また、故障による機器の交換及び計画的な老朽機器の更新を17校で実施し、給食調理業務を新たに2校で委託化を実施しました。 ⑤安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援については、安定的に低廉で良質な給食物資を供給するため、給食物資の検査や苦情発生時の迅速な対応を給食会と連携して行いました。また、給食会の運営体制を維持していく上での適切な費用を補助し、健全な経営に向けた支援を行いました。 ⑥給食費管理等についての調査・研究の実施については、給食費の管理の在り方について、公会計化の実施に向け、給食費徴収システムの機能の検討、条例の制定などの取組を進めました。	3 ほぼ 目標ど おり	A 貢献し ている	II 改善 しながら 継続
7	教育の情報化推進事業	児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、学校業務の効率化のために、ICT環境の整備、研究や研修の充実、校務支援システムの検証および運用などの取組を進めます。	①「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく取組の実施 ②児童生徒の情報活用能力の育成のための情報化推進モデル校による研究の推進及び研究成果を活かした取組の実施 ③タブレット型PC等を活用した教員のICT機器の活用能力の向上及び授業における活用推進 ④業務の効率化に資する校務支援システムの活用推進及び新システムへの移行に向けた開発・仮稼働の実施 ⑤情報システムのネットワーク環境の在り方の検討結果に基づく取組の推進	目標どおり達成できました。 ①「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく取組の実施について、本計画における3つの方針に対する27項目の各事務事業の推進を図りました。 ②児童生徒の情報活用能力の育成のための情報化推進モデル校による研究の実施について、研究内容を精選し、情報化推進モデル校3校で情報活用能力育成のための研究を進め、公開授業及び研究のまとめを行いました。 ③タブレット型PC等を活用した教員のICT機器の活用能力の向上及び授業における活用推進について、教職員の授業力向上のための各校皆の研修を3回、その他研修等を55回行いました。 ④業務の効率化に資する校務支援システムの活用推進及び新システムへの移行に向けた開発・仮稼働の実施について、校務支援システムの再構築及びデータ移行、仮稼働等を行いました。 ⑤情報システムのネットワーク環境の在り方の検討結果に基づく取組の推進について、新たな教育用ネットワークの増強の必要性から、ネットワーク環境全体の在り方について検討を始めました。	3 ほぼ 目標ど おり	B やや 貢献して いる	II 改善 しながら 継続

8	魅力ある高校教育の推進事業	魅力ある高校づくりのために、定時制高等学校の再編、全県的な普通科志向への対応、生徒や保護者、市民の幅広いニーズに応えるための特色ある教育の展開を進めます。	①「市立高等学校改革推進計画」第2次計画の策定 ②高等学校における聴講生制度、図書館開放、開放講座の実施(講座実施数:10回程度) ③定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援の実施 ④川崎高校及び附属中学校における中高一貫した体系的・継続的な教育の推進	目標どおり達成できました。 ①川崎市立高等学校改革推進計画第2次計画を策定しました。 ②図書館開放を233日実施しました。聴講生制度の講座は2コマ、開放講座は6回と目標を下回りましたが、応募者のキャンセル等によるもので、今後はより魅力ある講座づくりへの取組を進めていきます。 ③定時制生徒の将来の自立に向け、2校で相談・支援を実施しました。 ④ICTを活用した新たな学習の推進や、国際理解教育等に取り組みしました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
9	学校教育活動支援事業	小学校5年生、及び中学校1年生において、八ヶ岳少年自然の家を利用して2泊3日の宿泊体験学習を行います。教育活動サポーターを各学校の要請に基づいて配置します。	①教育活動サポーターの配置 ②小・中・特別支援学校における自然教室の実施	目標どおり達成できました。 ①教育活動サポーターを小学校80校に計3,298回、中学校30校に計1,246回、高等学校1校に計32回配置しました。 ②小・中・特別支援学校において、八ヶ岳少年自然の家等での自然教室を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	I 現状のまま継続
10	特別支援教育推進事業	特別支援教育サポーター配置による対象児童生徒への支援、看護師の配置による医療的ケアの実施、特別支援教育を担当する教職員を対象とした研修の実施等の取組を進めます。	①特別支援学校と通級指導教室のセンタースタッフの機能強化による小・中学校への支援 ②小・中学校通級指導教室の運営及び国等の動向を見据えながらの運営改善の検討 ③個別の指導計画の作成及びサポートノートを活用した切れ目のない適切な引継ぎの促進 ④特別支援教育研修の実施による専門性の向上 ⑤医療的ケアを必要とする児童生徒の状況に応じた支援の実施と、安全かつ児童生徒の自立を見据えた支援体制の充実 ⑥長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施 ⑦一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの配置 ⑧児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の実施 ⑨一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学相談の実施	目標どおり達成できました。 ①特別支援学校センターの機能担当が、対象児童生徒が在籍した113校に支援を行いました。通級による指導を受ける児童生徒の在籍小中学校を中心に、延べ1,117回の訪問を行いました。 ②年3回の通級設置校長連絡会、通級企画運営会議において、国や他自治体の動向の情報提供を行い、課題改善についての検討を行いました。 ③学習指導要領改定を機に、サポートノート(個別の教育支援計画)について見直しを行い、発達段階に合わせて連携しやすいように工夫しました。 ④研修の見直しを行い、特に困難な事例が目立つ特別支援学級進学・進路について研修を立ち上げました。 ⑤対象児童生徒21名に対し個々の医療的ケアの状況に応じた看護師配置を行い、うち9名を対象に自立支援を行いました。 ⑥東横恵愛病院訪問部延べ161名、聖マリアンナ医科大学病院院内学級延べ51名の児童生徒の学習支援を実施しました。 ⑦小学校114校、中学校50校、高等学校6校にサポーターを配置するとともに、配置数の増加に向けた検討を行いました。 ⑧小中学校での通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習については165校で実施し、特別支援学校在籍児童生徒の居住地校交流については39名が実施しました。 ⑨就学相談について、他機関との連携を密に行って適切に進めるとともに、より適切な書式に改善しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
11	共生・共育推進事業	教員が「かわさき共生・共育プログラム」を年間標準6時間を児童生徒に実施するとともに、効果測定を活用して児童生徒理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。	①「かわさき共生・共育プログラム」担当者研修の実施(年2回) ②研究協力校での効果測定・検証 ③新エクササイズを活用した取組の実施	目標どおり達成できました。 ①「かわさき共生・共育プログラム」担当者研修の実施(年2回)については、計画通り2回(4月、8月)実施しました。 ②については、研究協力校を含む、要請校内研修等をのべ35回実施しました。また、協力校情報交換会を開催し、児童生徒理解に基づく指導の重要性について研修を行うとともに、今後の取組についての提案等を行って学校の取組を支援しました。 ③については、新エクササイズ集掲載のエクササイズの活用及び新たなエクササイズを紹介しながら実践形式の研修会を行いました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続

12	児童生徒支援・相談事業	市立中学校へのスクールカウンセラーの配置、市立小学校、特別支援学校、高等学校への学校巡回カウンセラーの派遣、各区1名以上のスクールソーシャルワーカーの配置を行い、各学校で不登校やいじめの問題等、子どもが置かれている状況に応じた支援の充実を図り、子どもたちの豊かな心を育むためにその活用を促進し、充実させます。	①児童支援コーディネーターのスキルアップに向けた研修の実施 ②スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーを活用した専門的相談支援の充実 ③スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援及び関係機関との連携 ④多様な相談機能による相談支援の実施	目標どおり達成できました。 ①については、市立全小学校、児童支援コーディネーターの研修を新任を対象に12回、全員を対象に1回実施し、特別支援コーディネーター連絡会議4回、児童生徒指導連絡会議を7回実施しました。 ②については、市立全中学校にスクールカウンセラーを配置し、市立小学校・特別支援学校には、要請に応じて、市立高等学校には、週1回程度計画的に、学校巡回カウンセラーを派遣し、専門性を生かした教育相談活動を行いました。 ③については、学校からの要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し、必要に応じて区役所内をはじめとする関係部署や関係機関と連携しながら、適切な支援を展開しました。 ④については、必要に応じて、各相談機関が連携を取り、面接による相談、電話相談等を実施し、また、「SNSいじめ相談@かながわ」に参加し、神奈川県教育委員会の取組とも連携しながら、相談者の多様なニーズに応じるように努めました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続
13	教育機会確保推進事業	市内6か所での適応指導教室の運営による、不登校等の子どもたちの自主性の育成や人間関係の適性を高めることで、学校への復帰や社会的な自立につながる支援を行います。また、メンタルフレンド(ボランティア学生)の募集及び配置による、子どもたちの目線により近い支援・相談の充実を図ります。 生徒の実態に応じた中学校夜間学級の編入相談及び運営を進めます。	①不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援のための居場所としての適応指導教室運営 ②子どもたちの目線により近い支援・相談のためのメンタルフレンドの募集・配置・活用 ③西中原中学校夜間学級の運営及び希望者に対する入学・編入相談の充実	目標どおり達成できました。 ①適応指導教室に242名の不登校児童生徒が登録しました。 ②メンタルフレンド延べ19名を各適応指導教室に配置し、子どもたちの体験活動や相談活動を支援しました。 ③夜間学級について市民の方々へ広く周知するとともに、夜間学級への希望者に対して、入学・編入相談や入学前見学、体験入学、入学手続きなどが円滑に行えるよう、学校と教育委員会が連携を図り、運営を進めることができました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
14	海外帰国・外国人児童生徒相談事業	学校と関係機関が連携して、日本語が不自由な児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めます。また、日本語指導等協力者(学習支援員)を派遣するとともに、特別的教育課程による日本語指導体制づくりを進めます。	①海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ②日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の充実 ③帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会及び国際教室担当者連絡協議会の実施 ④日本語指導のための特別的教育課程の国際教室における実施及び全小・中・特別支援学校での実施	目標どおり達成できました。 ①海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談を168件実施しました。 ②日本語指導等協力者の派遣による初期の日本語指導を271人に対して延べ9,666回、中学3年生への学習支援派遣を31人に対して延べ1,308回実施しました。 ③帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会を1回、国際教室担当者連絡協議会を2回開催しました。 ④日本語指導のための「特別的教育課程」の編成・実施を市立小・中・特別支援学校で進めました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	III 事業規模拡大
15	就学等支援事業	経済的理由により就学が困難な就学予定者、学齢児童生徒の保護者に対して必要な援助費を支給することや、住民基本台帳に基づく学齢簿を編製することにより、義務教育を円滑に実施しています。また、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生に対して、奨学金を支給・貸付しています。	①新小・中学1年生(次年度入学)への新入学児童生徒学用品費の入学前支給の継続実施 ②就学援助費の支給システムによる効率化の実施 ③特別支援教育就学奨励費事務の円滑な実施 ④就学事務システムによる就学事務の円滑な実施 ⑤高等学校奨学金の支給による支援 ⑥大学奨学金の貸付の実施及び制度のあり方の検討	目標どおり達成できました。 ①新小・中学1年生(次年度入学)への新入学児童生徒学用品費の入学前支給を実施しました。 ②就学援助システムを活用し、所得確認作業や、資金管理、支給事務等について事務の効率化を図りました。 ③特別支援教育就学奨励費事務について円滑に実施しました。 ④就学事務システムを活用し、就学事務を円滑に実施しました。 ⑤⑥奨学金の支給(高校生)及び貸付(大学)による支援を実施しました。大学奨学金については、国の制度や他都市の状況の把握に加え、利用者の意向を確認する等、制度のあり方について検討を行いました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	III 推進項目の規模拡大
16	学校安全推進事業	スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、地域と連携した防災訓練などに取り組む防災教育研究推進校を中心として各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。	①学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの継続配置(20名) ②踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 ③通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進 ④学校防災教育研究推進校による先導的な研究の推進や、各学校の実態に応じた防災教育の推進(4校)	目標どおり達成できました。 ①スクールガード・リーダーについては、今年度も20名配置しました。 ②地域交通安全員については、今年度98箇所配置しました。 ③通学路安全対策会議での議論を踏まえ、危険か所の改善を行いました。 ④学校防災教育研究推進校の取組を進め、その成果を全学校の防災担当者研修会で報告し、周知を図りました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	III 事業規模拡大

17	交通安全推進事業	行政機関や交通安全団体、民間企業等との緊密な連携体制や、さらに市民参加の仕組みづくりを図ることにより、市民との協働による交通安全推進体制を構築し、それに基づいてさまざまな交通安全活動を一体的、積極的に推進していきます。	①各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等の実施 ②交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の実施(490回以上) ③高齢運転者の交通事故防止を目的とした高齢者向け講習会等の実施 ④自転車マナーアップ指導員による巡回活動の実施 ⑤児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン対策の実施(電柱巻付:750か所以上、路面表示50カ所以上) ⑥交通事故相談所における交通事故被害者支援のための専門相談の実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①各季(春、夏、秋、年末)の交通安全運動の機会及び強化月間において、各区交通安全対策協議会と協力して啓発活動・キャンペーンを行いました。 ②園児、小学生、中学生、高校生、成人、高齢者と各世代で交通安全教室等を開きました。(505回) ③高齢運転者の交通事故防止を目的とした高齢者向け講習会を開催しました。(3回) ④自転車マナーアップ指導員が週4回、自転車交通事故多発地域を巡回しました。(190日) ⑤通学路の電柱巻付標示(721件)とスクールゾーン・文の路面標示の補修、新設(108カ所)を行いました。 電柱巻付標示については、今年度実施対象学校15校に対し、1校あたり50件を見込み、合計750件の実施目標としましたが、一部の通学路上で巻付できる電柱がなく、巻付が50件に達しない学校が複数生じたため、721件の実施となりました。 ⑥高津区役所内相談ブースにて専門相談員による交通事故相談、及び中原区役所内相談ブースにて、月1回の弁護士相談を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
----	----------	---	--	---	-----------	----------	-------------

総合的な 評価	≪「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる≫ ①きめ細やかな指導推進のため、小中9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導の実施については、研究協力校6校において、小中9年間を見据えた実践的な研究を推進しました。また、「きめ細やかな指導 実践編」冊子を活用するとともに、教師向け指導力向上の映像教材を作成し、各学校に配布しました。（小学校114校、中学校52校） ②川崎市立高等学校改革推進計画第2次計画を策定しました。また、定時制生徒の将来の自立に向け、2校で相談・支援を実施しました。 ≪一人ひとりの教育的ニーズへの対応≫ ③市立全小学校に児童支援コーディネーターの研修を新任を対象に12回、全員を対象に1回実施し、特別支援コーディネーター連絡会議4回、児童生徒指導連絡会議を7回実施しました。また、市立全中学校にスクールカウンセラーを配置し、市立小学校・特別支援学校には、要請に応じて、市立高等学校には、週1回程度計画的に、学校巡回カウンセラーを派遣し、専門性を生かした教育相談活動を行いました。 ④海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談や、日本語指導等協力者及び学習支援員の派遣等により、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒への指導の充実を図りました。 ≪児童・生徒等の安全の確保≫ ⑤スクールガード・リーダーを20名配置するとともに地域交通安全員を98カ所に配置することにより、登下校時の交通事故など、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を実施しました。また、通学路安全対策会議での議論を踏まえ、危険カ所の改善を行いました。 これらを実施することにより、将来の社会的な自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を育てていくための取組を推進するとともに、子ども一人ひとりの「分かる実感」を大切にするため、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導をおこなう取組を推進しました。また、すべての子どもがいきいきと個性を発揮しながら成長できるよう一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談・指導・支援を推進するとともに、学校における子どもの安全を確保するため、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進しました。
---------------------------	--

子ども・子育て会議からの 意見・評価	①「きめ細やかな指導 実践編」冊子を活用し、教師向け指導力向上の映像教材を作成したことを評価します。今後は、教材を更に活かしながら、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導を充実し、子どもたちの学力を育成するために、引き続き、多様な子どもたちの学習状況に対応した取組を推進することを望みます。 ②川崎市立高等学校改革推進計画第2次計画の策定や定時制生徒を対象にした相談・支援を実施したことを評価します。引き続き、生徒や保護者からの多様なニーズに応える高等学校再編の取組や、地域への開放を通じた地域住民との交流を通じて、魅力ある高校づくりを進めることを望みます。 ③児童支援コーディネーターの研修やスクールカウンセラーを配置し、各教育施設を巡回し、教育相談活動を行ったことを評価します。引き続き、専門性を生かした相談活動事業を継続して行い、多種多様な相談のニーズに適切に対応していくことを望みます。 ④年々増加する海外帰国・外国人児童生徒に対する初期の日本語指導や学習支援等の充実が図り、教育的ニーズに応じた支援が行われることを望みます。 ⑤スクールガード・リーダー及び地域交通安全員の配置、通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険箇所の改善を行ったことを評価します。引き続き、子どもたちの安全を確保するため、学校の教育活動を通じた取組を進めていくことを望みます。 引き続き、子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実に向けて、子どもの「生きる力」を育む教育が推進されることを望みます。
--------------------------------------	--



4 改善	
子ども・子育て会議からの 意見・評価を踏まえた今後の 取組	①習熟の程度に応じた指導については、各学校の実態に応じた指導や、各学校の実態に応じた指導を充実させるため、今年度の研究を踏まえながらさらに実践的な研究を推進します。また、「きめ細やかな指導 実践編」については、教育向けの指導力向上の映像教材を活用し、さらなる指導の充実を図ります。 ②市立高等学校改革推進計画第2次計画に従った取組を推進していくとともに、今後は定時制生徒に対する学習支援や就労支援の充実に向けた取組を行い、魅力ある高等教育を実施します。 ③児童支援コーディネーターの研修については、児童理解や特別支援についての知識を深め、より実践的な内容となるよう、充実を図りながら継続します。スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーの配置・派遣についても効果的な相談体制を維持しながら、より一層の連携の在り方を検討していきます。 ④海外からの転入を希望する児童生徒が多くなり、就学に向けた相談件数が増加していることから、面談を通して多様な背景を持つ児童生徒や保護者の状況を把握し、学校と連携しながら、速やかな就学につなげていきます。また、日本語指導が必要な児童生徒の増加に対して、日本語力向上に向け母語支援や教員による日本語指導を充実させていきます。 ⑤引き続き、スクールガード・リーダー及び地域交通安全員を配置するとともに、通学路安全対策会議で協議しながら改善を進めます。近年の通学路における安全確保に対する社会的要請を踏まえ、取組の強化について検討します。

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり			
施策の概要	個々の家庭や子どもが抱える複雑困難な課題に対して、専門性を活かした相談援助を実施するとともに、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、より家庭に近い環境で子どもの健全な成長・発達を保障する取組を推進します。 また、日常生活に様々な課題を抱える家庭に対して、自立した社会生活が送れるよう、相談援助や個別支援を実施します。			
計画期間における主な方向性	≪児童虐待への対応・社会的養護の推進≫ ・虐待防止センターによる24時間の電話相談の実施や、児童虐待防止啓発活動を通じて児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいきます。また、各区の要保護児童対策地域協議会実務者会議における、要保護児童等へのきめ細かな対応と個別支援の充実を図ります。 ・子どもが置かれた状況に応じ、高度な専門性を活かした子ども及び家庭への相談や援助、要保護児童の児童養護施設等への措置等を今後も適切に実施します。また、各区役所及び関係機関との連携をさらに強化し、ハイリスク家庭の早期把握に向けた取組の推進を行います。 ・里親制度の普及啓発や登録に向けた制度説明・研修等を効果的に実施するとともに、関係機関と連携しながら児童委託後の支援体制を構築し、一層の制度推進を目指します。 ・社会的養護により養育された子どもの円滑な社会的自立に向け、施設等での養育の時点から将来の自立を見据えた支援を行うとともに、退所後も安定した生活ができるよう支援の充実を図ります。 ・育児支援プログラムの実施など、児童家庭支援センターにおける児童虐待対策の機能強化を図るとともに、関係機関や市民への周知を行い、地域に根ざした相談支援機関として、今後も児童相談所や各区役所との連携を推進します。 ≪ひとり親家庭の自立の促進≫ ・ひとり親家庭の生活状況は、親の就労状況や子どもの成長などに応じて変化していくことから、個々の家庭の状況やニーズに寄り添って、支援施策を的確に提供するための相談支援の体制づくりや、相談員の資質向上、支援施策の周知・提供の取組を推進します。 ・ひとり親家庭の自立に向けては、正規雇用への移行を目指した継続的な就労支援とともに、就業又は修業と子育てを両立することができる環境整備を進めます。 ・親の離別など辛い経験をした子どもの心に寄り添い、将来の自立に向けて、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、生活習慣の習得や学力の向上、修学の継続等に向けた支援を行います。 ≪子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援≫ ・女性相談については、川崎市DV相談支援センター及び区役所保健福祉センター等が安心して相談できる窓口であることなどの周知をより一層推進します。 ・子どもの貧困対策の観点から、様々な分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進します。 ・小児慢性特定疾病医療等給付事業は、長期治療等を必要とする患児の保護者の負担軽減を図るため事業を継続します。 ・子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合うことのできるまちを目指し、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支える仕組みづくりを進めるため、その役割を担う団体を育成・支援します。			
施策を構成する事務事業	①	児童虐待防止対策事業	⑦	母子父子寡婦福祉資金貸付事業
	②	児童相談所運営事業	⑧	子ども・若者支援推進事業
	③	里親制度推進事業	⑨	小児ぜん息患者医療費支給事業
	④	児童養護施設等運営事業	⑩	小児慢性特定疾病医療等給付事業
	⑤	ひとり親家庭の生活支援事業	⑪	災害遺児等援護事業
	⑥	女性保護事業	⑫	
	⑬		⑭	

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類	指標の説明	目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	活動指標 説明 11月の児童虐待防止推進月間を中心に各種の啓発活動を実施した回数	目標	22	22	22	22	回
		実績	22	22	-	-	
2	各区要保護児童対策地域協議会(個別支援会議)の実施回数 説明 地域の支援ネットワークに関わる担当者による具体的な支援内容の確認など、個別ケースに関わる協議を行う各区要保護児童対策地域協議会(個別支援会議)の実施回数	目標	444	444	444	444	回
		実績	624	664	-	-	
3	地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合 説明 要保護児童対策地域協議会関係者アンケート調査のうち、子どもが安心して地域で暮らせるように、地域における関係機関との連携が進んでいる(とても進んでいる+進んでいる)と思う人の割合	目標	-	41	-	45	%
		実績	-	39	-	-	
4	活動指標 説明 児童相談所において養護相談、障害相談、非行相談、育成相談等を実施した件数(なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	目標	4,021	4,021	4,021	4,021	件
		実績	5,166	5,711	-	-	

5	活動指標	一時保護所における保護件数		目標	403	403	403	403	件
		説明	児童福祉法第33条等の規定に基づき様々な事情や問題を抱える家庭の児童を保護し、行動観察、心身の安定や生活習慣の回復を図りながら生活指導等を行った件数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	実績	456	434	-	-	
6	活動指標	里親養育体験発表会及び制度説明会の開催回数		目標	5	5	5	5	回
		説明	里親登録者を増加するための里親の養育体験や制度内容に関する説明会の開催回数	実績	15	15	-	-	
7	成果指標	ふるさと里親登録数		目標	67	69	71	73	世帯
		説明	夏休み等の大型連休に児童を養育する、ふるさと里親の登録世帯数	実績	72	75	-	-	
8	成果指標	里親の登録数		目標	139	141	180 (143)	192 (145)	世帯
		説明	里親の登録世帯数 ※R2年度及びR3年度の目標値は「川崎市社会的養育推進計画(R2年2月策定)」において新たに設定した数値(かっこ内は、第2期実施計画上の数値)	実績	156	168	-	-	
9	活動指標	里親養育技術向上のための研修会の開催回数		目標	3	3	3	3	回
		説明	里親希望者及び里親への養育技術向上を目的とした研修会の開催回数	実績	3	3	-	-	
10	活動指標	児童養護施設等における本市措置児童数		目標	276	276	276	276	人
		説明	本市が児童養護施設、乳児院及び児童心理治療施設等へ措置を行っている児童数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	実績	288	260	-	-	
11	活動指標	児童ファミリーグループホームにおける本市措置児童数		目標	50	50	50	50	人
		説明	本市がファミリーホーム、ファミリーグループホーム及び自立援助ホームへ措置等を行っている児童数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	実績	48	40	-	-	
12	活動指標	児童扶養手当受給世帯数		目標	6,400	6,400	6,400	6,400	人
		説明	児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の受給者世帯数(所得超過による全部支給停止者を除く。) (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	実績	6,214	6,077	-	-	
13	活動指標	ひとり親家庭等医療費助成の対象者数		目標	12,500	13,000	13,000	13,000	人
		説明	各年度末時点での助成対象者数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	実績	12,352	12,849	-	-	
14	活動指標	自立支援プログラム策定件数		目標	75	80	85	90	件
		説明	児童扶養手当受給者等に対してきめ細やかな継続的な自立・就業支援を実施するために、個々の対象者の状況・ニーズに応じた自立目標や支援内容等について自立支援プログラムを策定した件数	実績	56	44	-	-	
15	活動指標	高等職業訓練促進給付金の新規認定件数		目標	19	20	23	25	件
		説明	ひとり親家庭の親が看護師、介護福祉士等の資格取得に向けて修業する場合に受講期間中支給する高等職業訓練促進給付金の新規の認定件数	実績	19	14	-	-	
16	活動指標	女性相談の件数		目標	1,505	1,505	1,505	1,505	件
		説明	母子又は単身の女性を対象に、夫婦・親子間のこと、経済的なことや育児のことなどの様々な相談を受け付け支援を行った件数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	実績	2,179	2,264	-	-	
17	活動指標	DV相談支援センターの相談件数		目標	312	312	312	312	件
		説明	DV相談支援センターにおける電話相談を実施し、DV被害者などへの相談支援を行った件数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	実績	403	464	-	-	

18	活動指標	ひきこもり等児童福祉対策事業における個別支援活動の参加人数	目標	95	95	95	95	人
		説明 対象児童と大学生等のボランティアとの1対1の触れ合いや交流を通じて、相互の人間関係の醸成を図り、良き理解者としてボランティアを信頼し、児童の内面的な自主性や社会性を伸ばす個別支援活動の参加人数	実績	122	120	-	-	
19	活動指標	ひきこもり等児童福祉対策事業における集団支援活動の参加人数	目標	82	82	82	82	人
		説明 10人規模程度の小集団のグループでレクリエーション等を行うことで、他人との関わりや集団の中における自己の役割認識、それを実行する力を養い、自主性や社会性を伸ばす集団支援活動の参加人数	実績	90	92	-	-	
20	活動指標	児童家庭支援センターにおける地域・家庭からの相談件数	目標	2,615	2,615	2,615	2,615	件
		説明 地域の児童の福祉に関する様々な問題や児童に関する家庭その他からの相談の件数	実績	4,032	4,177	-	-	
21	活動指標	小児ぜん息患者医療費の支給対象者数	目標	5,000	5,000	5,000	5,000	人
		説明 各年度末時点での支給対象者数（なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）	実績	4,866	4,466	-	-	
22	活動指標	小児慢性特定疾病の助成対象者数	目標	1,246	1,246	1,246	1,246	人
		説明 小児慢性特定疾病により治療を受け、一部負担金の助成を受けている対象者数（なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）	実績	1,276	1,319	-	-	
23	活動指標	修学資金貸付件数	目標	222	222	222	222	件
		説明 ひとり親家庭及び寡婦の子どもの修学にあたり、授業料にかかる経費として修学資金の貸付けを行った件数（なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）	実績	322	379	-	-	
24	活動指標	就学支度資金貸付件数	目標	114	114	114	114	件
		説明 ひとり親家庭及び寡婦の子どもの修学にあたり、入学金等の経費として就学支度資金の貸付けを行った件数（なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）	実績	147	118	-	-	
25	成果指標	償還率（現年度分）	目標	81.77	84.11	86.46	88.8	%
		説明 貸付金の償還について、現年度分の償還対象金額のうち、収納があった金額の割合	実績	83.88	82.67	-	-	
26	活動指標	災害遺児等福祉手当支給延件数	目標	730	730	730	730	件
		説明 災害遺児等福祉手当の支給延件数（なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）	実績	578	578	-	-	

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	児童虐待防止対策事業	子ども・若者の未来応援プラン等に基づき、庁内外を含む関係機関との連携強化、児童虐待防止に向けた啓発活動、関係職員の人材育成等の施策を推進します。	①要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実 ②児童虐待防止センターによる電話相談の実施 ③児童虐待防止普及啓発活動の実施（実施数：22回） ④児童及び家庭に関する情報の一元的な管理による包括的な支援の実施（児童相談システムの開発） ⑤子育て短期利用事業（ショートステイ・デイスティ）	ほぼ目標どおり達成できました。 ①各区要保護児童対策地域協議会（個別支援会議）は664回実施しました。また、児童虐待事案を見逃さずに的確に対応するため令和元年9月に児童相談所と神奈川県警察本部がより迅速に情報共有が図れるよう環境を整えるなど関係機関との連携強化を図りました。 ②児童虐待防止センターによる電話相談を2,576回実施しました。 ③11月の児童虐待防止月間を中心に、虐待のないまちづくりを推進するため、市主催のイベントの実施や啓発ポスターの掲示、区民祭等での啓発パンフレットの配布等により児童虐待防止普及啓発活動を22回実施しました。 ④児童相談システムの運用及びカスタマイズにより、児童及び家庭に関する情報の一元的な管理による包括的な支援を実施しました。 ⑤2か所の乳児院及び4か所の児童養護施設において、事業を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
2	児童相談所運営事業	関係機関との連携のもと、家庭その他関係機関からの相談に応じ、調査、診断、判定、一時保護、措置等の必要な支援を実施します。	①特定妊婦、要支援・要保護児童に対する迅速かつ的確な対応の推進 ・子どもの置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談・援助の実施 ・一時保護の司法関与の強化に向けた検討結果を踏まえた事業推進 ②児童相談所の体制強化 ・専門的知識を有する職員の増員など児童相談体制の充実 ・南部地域の児童相談体制の充実に向けた検討結果を踏まえた事業推進 ③養育支援訪問（こども家庭支援員の派遣）	目標どおり達成できました。 ①子ども及び家庭への相談・援助を実施しました。法改正で家庭裁判所による一時保護の審査導入が義務化され、法律に関する専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースの増加を受けて、児童相談所における法的対応の強化を図るため、弁護士との常動化を図りました。また、児童家庭支援センターへの指導委託の実施、警察との情報共有の仕組充実等、関係機関との連携強化を進めました。 ②児童福祉司7名、児童心理司3名を増員し、児童相談所体制の充実を図りました。また、増加する児童虐待相談通告件数や一時保護児童数への対応として、市全体の定員増や一時保護所の養育環境の改善等について検討を進めました。 ③子育てへの不安など養育者の相談・支援を行うこども家庭支援員を派遣しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	III 事業規模拡大
3	里親制度推進事業	・里親制度の普及・啓発活動の推進 ・里親支援機関と連携した里親における養育の支援	①里親制度の普及・啓発活動の推進 ②里親養育体験発表会と制度説明会の開催（5回以上） ③里親養育技術の向上のための研修会等の実施（3回以上） ④ふるさと里親事業の実施（登録者数：69世帯以上） ⑤NPO法人等が行うフォスティング事業及び里親支援事業の実施	目標どおり達成できました。 ①区役所等へのチラシの配布、市政だよりへの掲載、広報掲示板でのポスターの掲示、アゼリア広報コーナーでの展示等を行いました。 ②委託事業による養育里親説明会を年11回、養子縁組里親登録説明会を年3回、里親養育体験発表会を年1回実施しました。 ③研修会を3回実施しました。 ④ふるさと里親事業については、長期休暇を中心に乳児院・児童養護施設、地域小規模児童養護施設で実施し、ふるさと里親登録数は75世帯となりました。 ⑤里親支援事業については、NPO法人、乳児院、児童養護施設、里親会と連携して実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	III 事業規模拡大
4	児童養護施設等運営事業	・定員の小規模化や小規模グループケアの導入等、施設等における家庭的な環境での養育に配慮した施設整備 ・法定扶助費及び市単独扶助費の支弁による児童の処遇の向上 ・地域における社会的養護の意識の醸成	①乳児院、児童養護施設及び児童心理治療施設における社会的養護の推進 ②児童養護施設等への法定扶助費及び市単独扶助費の支弁による運営支援 ③児童ファミリーグループホームにおける家庭的養護の推進 ④児童養護施設退所者等に対する自立支援の推進	ほぼ目標どおり達成できました。 ①乳児院、児童養護施設及び児童心理治療施設においては、入所する子どもが良好な環境の中で継続的に支援が受けられるよう措置費の支弁を行ったほか、適正な運営につながるよう、適宜指導等を行うなど、社会的養護の推進を行いました。 ②、③子どもの適性に配慮しながら、地域社会における養育を推進するため、地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム及び自立援助ホームにおける家庭的養護の推進を行いました。 ④子ども・若者応援基金を活用した学習・進学支援事業を行うとともに、退所者自立支援事業を事業者へ委託し、退所者向けの自立支援の充実を図りました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

5	ひとり親家庭の生活支援事業	経済的支援をはじめ、生活・子育て支援、就業支援等ひとり親家庭の自立に向けて、多方面からの総合的な支援施策を実施しています。	①対象者への児童扶養手当の支給 ②対象家庭への医療費の一部助成の実施 ③母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施(自立支援プログラム策定件数:80件以上) ④ひとり親家庭への自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金の支給(高等職業訓練促進給付金新規認定:20件以上) ⑤ひとり親家庭への日常生活支援事業の実施 ⑥ひとり親家庭の子どもへの生活・学習支援の実施 ⑦母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営 ⑧市バス特別乗車証交付事業のあり方の検討結果を踏まえた事業推進	ほぼ目標どおり達成できました。 ①対象者6,077世帯へ児童扶養手当の適正な支給を実施しました。 ②対象家庭(12,849人)への医療費の一部助成を適正に実施しました。また、令和2年1月から、対象者の所得制限の緩和を行いました(緩和による対象者増:623人)。 ③母子・父子福祉センターにおいて、生活・就業相談及び支援を適正に実施しました(自立支援プログラム策定件数:44件)。 ④必要な人への周知に努めた上で、自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金を適正に支給しました(高等職業訓練促進給付金新規認定:14件)。 ⑤ひとり親家庭を対象とした、生活援助や子育て支援を適正に実施しました(日常生活支援事業)。 ⑥ひとり親家庭の子どもへの学習等支援を適正に実施しました(16か所約180人) ⑦母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営を適正に実施しました。 ⑧本市におけるひとり親家庭支援の基本的な考え方をまとめ、親と子の将来の自立に向け、施策全体を再構築しました。(新規事業等 就労先から交通費の出ないひとり親の通勤交通費助成、高校生等通学交通費助成、②関連所得制限の緩和、⑥関連「学習支援・居場所づくり事業」の新規実施13か所)	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
6	女性保護事業	女性相談員を各区役所地域みまもり支援センター・各地区健康福祉ステーションに配置するとともに、DV相談支援センターにおける電話相談を実施し、様々な困難を抱える女性の相談及び支援を実施することで、女性の人権擁護と自立支援を図ります。	①女性相談員による相談・保護・自立支援の実施 ②DV相談支援センターを活用したDV被害者等への相談・支援の実施 ③DV被害者等の緊急一時保護の実施	目標どおり達成できました。 ①女性相談員による相談・保護・自立支援を実施し、女性相談の件数については、2,264件となりました。また、女性相談に関わる支援者向けの研修について、対象者を拡大する等、充実を図りました。 ②DV被害者等への相談・支援を実施し、DV相談支援センターの相談件数については464件となりました。 ③DV被害者等の緊急一時保護を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
7	子ども・若者支援推進事業	子どもの貧困対策の視点から、様々な分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進するとともに、地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支える取組を支援します。	①子ども・若者の支援、子どもの貧困対策の総合的な推進 ②ひきこもり等児童福祉対策の実施 ③児童家庭支援センターにおける子育て相談・支援の推進 ④地域・子ども子育て活動支援助成事業	目標どおり達成できました。 ①6月の「子供の貧困対策推進法」改正及び11月の「子供の貧困対策に関する大綱」改定に伴う本市の状況把握を行ったほか、「子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、普及啓発を目的とした研修の実施や、相互連携に向けた庁内関係部署等との横断的な調整を行いました。 ②ひきこもり等児童福祉対策事業については、不登校・ひきこもりへの支援として、大学生等のボランティアを活用し、個別支援活動に300人、集団支援活動に92人の子ども・若者が参加しました。 ③地域における身近な民間相談機関である児童家庭支援センターにおいて、児童相談所や区役所地域みまもり支援センターなどの行政の相談機関と連携し、4,177件の相談・支援を行いました。 ④地域で主体的に子ども・若者支援・子育て支援を行う20団体に対し、助成を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
8	小児ぜん息患者医療費支給事業	対象者の保険医療費の自己負担額(食事療養標準負担額を除く)を助成します。	①小児ぜん息患者へ医療費の一部を支給	目標どおり達成できました。 ①小児ぜん息患者に対して医療費の一部を支給しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	I 現状のまま継続
9	小児慢性特定疾病医療等給付事業	小児慢性特定疾病の治療の際の医療費自己負担分及び装具等作製の際の一部助成を行っています。	①必要な医療等を提供するため、安定的かつ継続的に医療費等の給付を行います。 ②小児慢性特定疾病で治療を受けている児童及び保護者を対象とした自立支援事業を実施します。 ③更なる業務の効率化に向け、システム化に取り組みます。	目標どおり達成できました。 ①小児慢性特定疾病により医療が必要な方に、安定的かつ継続的に医療費等の給付を行いました。また、制度改変後初めて、指定医の更新を行いました。 ②委託により、小児慢性特定疾病により医療が必要な方及びその家族に対する電話等による相談事業、並びに本市職員や対象児の介護に係る関係機関職員、対象児の保護者を対象とした、自立支援に資する研修を実施しました。 ③各区で行っている給付に係る事務処理をシステム化し、更なる業務の効率化を図り、より安定的に医療費等の給付を行える体制を構築しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	I 現状のまま継続

10	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等の児童の学費や就労のための資格取得に伴う費用など、12種類の資金の貸付を行います。また、償還金の徴収や債権管理、徴収指導を行います。	①対象者への貸付事業の実施 ②貸付金の滞納整理及び長期未納の防止に向けた取組の推進	ほぼ目標どおり達成できました。 ①対象者への貸付事業の実施については、各区窓口において、修学資金等の申請を受け付け、貸付を行いました。 ②貸付金の滞納整理及び長期未納の防止に向けた取組の推進については、口座振替未登録者への登録勧奨の強化、催告時期を早めたほか、少額分納者への返済額の見直しの定期的な案内などを実施しましたが、新型コロナウイルス感染拡大の休業等の影響等により3月以降の償還が大幅に落ち込み、目標値を下回りました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
11	災害遺児等援護事業	対象となる保護者に児童1人につき月3,000円の福祉手当を支給します。 また、小学校入学、中学校入学、中学校卒業等にあわせて、祝金等を支給します。	①対象者への福祉手当の支給 ②小・中学校の入学・卒業祝金品の贈呈	目標どおり達成できました。 ①対象者への福祉手当の支給については、適正に支給しました。 ②貸付金の滞納整理及び長期未納の防止に向けた取組の推進については、口座振替未登録者への登録勧奨の強化、催告時期を早めたほか、少額分納者への返済額の見直しの定期的な案内などを実施しましたが、新型コロナウイルス感染拡大の休業等の影響等により3月以降の償還が大幅に落ち込み、目標値を下回りました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	I 現状のまま継続

総合的な 評価	《児童虐待への対応・社会的養護の推進》 ①児童相談所体制の充実に向けて児童福祉司等の増員を行うとともに、児童相談所における法的対応の強化を図るため、弁護士との常勤化を図りました。また、警察との情報共有の仕組み充実等、関係機関との連携強化を進めました。また、「要保護児童対策地域協議会」を各区で開催し、要保護児童の早期発見や適切な支援に向け、子どもに関する関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する従事者等が、連携した対応に努め、適切な支援の実施に取り組みました。 ②児童養護施設の運営支援や指導を引き続き実施し、家庭における養育が困難で社会的養護を必要とする児童の家庭的養護を推進しました。また、里親制度の広報・普及啓発や、里親の登録に向けたふるさと里親事業の実施や里親養育技術向上のための研修の実施等を通じて、里親制度の充実の推進を図りました。 《ひとり親家庭の自立の促進》 ③本市におけるひとり親家庭支援の基本的な考え方をまとめ、親と子の将来の自立に向け、施策全体を再構築しました。また、親の就業による自立に向けて、自立支援教育訓練給付金や、高等職業訓練促進給付金の支給を行い、さらに、入学準備金等の貸付事業を実施しました。 《子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援》 ④「子供の貧困対策推進法」改正や「子供の貧困対策に関する大綱」改定に伴う本市の状況把握を行ったほか、「子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、普及啓発を目的とした研修の実施や、相互連携に向けた庁内関係部署等との横断的な調整を行いました。 これらを実施することにより、個々の家庭や子どもが抱える複雑困難な課題に対して、専門性を活かした相談援助を行うとともに、家庭での生活が困難な子どもに対して、より家庭に近い環境で子どもの健全な成長・発達を保障する取組を推進しました。また日常生活に様々な課題を抱える家庭に対して、自立した社会生活が送れるよう相談援助や個別支援を行いました。
---------------------------	--

子ども・子育て会議からの意見・評価	①児童虐待防止に向け、「要保護児童対策地域協議会」の開催などにより、関係機関、団体の連携した対応が継続されることを望みます。また、児童相談所で行う各種相談・援助業務等は、複雑・困難な家庭環境等に関するものが多くあることから、引き続き、適切な支援により子ども達の生命・身体等を守り、関係機関との連携を図りながら、地域で子ども達が健やかに生活することができるよう、支援を推進していくことを望みます。 ②児童養護施設等の運営事業については、引き続き、家庭での生活が困難な児童を施設等において養育するための支援が推進されることを望みます。また、里親制度推進事業については、引き続き、普及・啓発活動により里親の登録者を増やすとともに、行政や里親支援機関が一体となって里親を支援する取組を実施していくことを望みます。 ③ひとり親の家庭支援について、様々な取組がより効果的に実施されるよう、施策全体を再構築したことを評価します。引き続き、ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて、総合的に支援施策が実施されることを望みます。 ④女性相談の件数やひきこもり等児童福祉対策事業における個別支援活動の参加人数、児童家庭支援センターにおける地域・家庭からの相談件数が目標を上回ったことについて評価します。子ども・若者や子育て家庭を取り巻く社会環境が大きく変化する中、子ども・若者をめぐる問題は複雑かつ深刻化していることから、引き続き、普及啓発に向けた研修や庁内関係部署等との横断的な取組を推進していくことを望みます。 引き続き、支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実に向けて、子どもが安心して暮らせる支援体制づくりが推進されることを望みます。
---------------------------------	---



4 改善	
子ども・子育て会議からの意見・評価を踏まえた今後の取組	①「要保護児童対策地域協議会」を引き続き開催し、適切な支援の実施に向け、関係機関、団体の連携した対応の継続に努めます。また、子どもや家庭への支援の充実を図るため、児童福祉法改正により定められた義務研修を初め、各種研修等の実施による職員の資質向上の取組をより充実し、適切な相談・援助活動の実施を推進していきます。 ②家庭での生活が難しい要保護児童を家庭に近い環境で養育する体制を確保するため、引き続き児童養護施設等への運営支援を行います。また、里親制度推進事業については、行政や教育機関をはじめとする地域の関係各方面への理解促進を図るほか、里親登録に繋がる可能性のある方への働きかけを行います。 ③ひとり親家庭に対しては、ひとり親家庭の置かれた状況の変化等を踏まえながら、引き続き、様々な支援を継続していきます。 ④今後も事業の位置付け等の整理や見直しを検討しながら、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、子どもの貧困対策についての施策を推進します。

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援			
施策の概要	日常生活に様々な課題を抱え、生活に困窮した家庭に対して、社会的な自立に向けた支援を行うとともに、困難を抱える子ども・若者が、社会生活を自立して営むことができるよう、社会参加の促進に向けた取組みや生活面・医療面などにおける相談援助を通じた専門的な個別支援を実施します。			
計画期間における主な方向性	≪生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組みの推進≫ ・生活保護受給者に対する就労支援事業について、引き続き個々の意欲や能力に応じて寄り添った丁寧な支援を実施するとともに、生活保護受給世帯の中学生の自立に向けて学習支援を実施し、高校等への進学を支援する取組みを進めていきます。 ・生活保護業務について、現在の事業内容を維持しながら、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組みを推進していきます。 ・生活にお困りの市民が社会的経済的な自立を果たし、地域において安定した生活を継続することができるよう、「だいJOBセンター」と関係機関が連携し、効果的な取組みを展開します。 ≪総合的な就業支援の取組みの推進≫ ・「キャリアサポートかわさき」においては、求職者への就職相談等により、ニーズに沿った職業紹介を行い、「コネクションかわさき(かわさき若者サポートステーション)」においては、個別カウンセリングや職業・職場体験等により、若年無業者等の職業的自立支援に取り組むなど、雇用情勢や社会的ニーズに応じながら効果的な就業支援を実施します。 ≪多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築≫ ・民生委員児童委員の活動について、増員や複数担当制などの欠員対策による担当世帯数の適正化や、様々な媒体を活用した広報強化等により、活動負担の軽減及び活動支援の充実を図ります。 ・自殺対策について、引き続き、支援者研修や検討会を通して、困難に遭遇したり、生きづらさをかかえたりした子ども・若者を支援していくための人材養成、後方支援を進めていきます。 ・更生保護の取組みにおいて、引き続き、各種団体と連携しながら社会を明るくする運動等を実施するとともに、関係団体の活動支援を行います。 ≪障害者の自立支援と社会参加の促進≫ ・今後予定されている精神障害者雇用の義務化や法定雇用率の引き上げなどにより、障害者雇用の拡大が見込まれています。この機会を捉え、就労移行支援事業所や就労援助センターなどの就労支援機関や各種団体との協働・連携により、求職相談から就労定着に向けた支援体制や企業とのネットワークを強化し、障害者の働く意欲の喚起と企業側の雇用促進につながる取組みを推進します。 ・障害者の地域社会への参加や健康づくりを促進するため、様々なイベントや普及啓発活動を通じて、障害者の社会参加の機会の充実を図り、障害のある人もない人も、お互いを尊重し、共に支え合える地域社会の実現に向けた意識の醸成(心のバリアフリー)を推進します。 ・ひきこもりに関して、様々な課題に対応できるよう、関係機関との連携強化を図り、更なる相談体制の拡充を検討するとともに、普及啓発を行い、正しい知識や早期相談等の予防的なアプローチを行っていきます。 ・精神障害者の早期治療や日常生活、社会生活及び社会参加の総合的な支援、市民の精神的健康の増進を進めるとともに、引き続き、各区役所における精神保健福祉相談や普及啓発活動を実施していきます。			
施策を構成する事務事業	① 生活保護自立支援対策事業	⑦ 更生保護事業	⑬	
	② 生活保護業務	⑧ 障害者就労支援事業	⑭	
	③ 生活困窮者自立支援事業	⑨ 障害者社会参加促進事業	⑮	
	④ 雇用労働対策・就業支援事業	⑩ 社会的ひきこもり対策事業	⑯	
	⑤ 民生委員児童委員活動育成等事業	⑪ 精神保健事業	⑰	
	⑥ 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	⑫	⑱	

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明	目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	成果指標	学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率	目標	100	100	100	100	%
		説明 学習支援・居場所づくり事業を利用した、生活保護受給世帯の中学3年生の高校等への進学率	実績	96	99	-	-	
2	成果指標	居住安定化支援実績	目標	180	180	180	180	人
		説明 転居により住居が安定し、社会的なつながりを回復することで、社会生活自立をした人数	実績	295	268	-	-	
3	成果指標	年金専門員事業実績	目標	300,000	300,000	300,000	300,000	千円
		説明 年金専門員による年金受給に向けた自立支援を行うことで減少した生活保護費	実績	436,583	255,958	-	-	
4	成果指標	後発医薬品使用促進割合	目標	80	80	80	80	%
		説明 国の目標値である後発医薬品使用率促進の達成を目的とする。	実績	86.9	91.2	-	-	
5	成果指標	生活保護から経済的に自立した世帯の数	目標	650	650	650	650	世帯
		説明 就労支援等により生活保護が廃止となった世帯数	実績	686	634	-	-	
6	成果指標	新規相談者数	目標	1,500	1,500	1,500	1,500	人
		説明 「川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」への新規相談者数	実績	1,325	1,419	-	-	
7	成果指標	就職率	目標	75	75	75	75	%
		説明 「川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」において、就労支援の対象となった人のうち、就職が決定した人の割合	実績	69	66	-	-	
8	成果指標	「キャリアサポートかわさき」における就職決定者数	目標	486	487	488	490	人
		説明 「キャリアサポートかわさき」における就職決定者数	実績	490	502	-	-	
9	活動指標	「コネクションズかわさき」が行う職場体験事業の実施数	目標	70	70	70	70	回
		説明 「コネクションズかわさき」が行う企業等での職場体験事業の年間の実施数	実績	59	48	-	-	
10	成果指標	民生委員児童委員の充足率	目標	96.5	96.7	97	97.2	%
		説明 厚生労働大臣の定める基準を参照した市条例に基づき、規則で定めた定数（市見込世帯数を440世帯で割った数）に対する現員数の割合	実績	86.9	81.6	-	-	
11	活動指標	ゲートキーパー養成、メンタルヘルスに関する知識普及のための講座実施	目標	5	5	6	6	回
		説明 広く一般市民を対象としたゲートキーパーの役割やメンタルヘルスに関する講座の実施回数	実績	6	6	-	-	
12	活動指標	民間事業者、職能団体、市職員等へのゲートキーパー講座の実施	目標	12	12	13	13	回
		説明 職業上対人サービスを行う事業者や職能団体へのゲートキーパー講座の実施回数	実績	23	12	-	-	
13	成果指標	社会を明るくする運動参加者数	目標	-	-	-	-	人
		説明 社会を明るくする運動で実施する各種事業への参加者の総数	実績	114,542	124,156	-	-	

14	成果 指標	刑法犯認知件数		目標	-	-	-	-	件
		説明	市内における刑法犯の認知件数(神奈川県警の公表による)	実績	7,590	6,606	-	-	
15	成果 指標	障害福祉施設からの一般就労移行者数		目標	239	250	260	272	人
		説明	障害者総合支援法に基づく、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等から一般就労した障害のある方の人数。	実績	262	271	-	-	
16	活動 指標	障害者雇用促進ネットワーク会議の開催		目標	1	1	1	1	回
		説明	企業と就労支援機関、行政が一体となって、障害者雇用に係る情報共有を行い、障害者が働く、障害者を雇うことへの理解を深める。	実績	5	5	-	-	
17	活動 指標	障害福祉サービス事業所による販売会の開催		目標	5	5	5	5	回
		説明	障害福祉サービス事業所の利用者の工賃向上を目的に、製品販売の機会を積極的に作り出す。	実績	6	7	-	-	
18	活動 指標	障害者社会参加推進協議会の実施		目標	2	2	2	2	回
		説明	(公財)川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進センターに委託し、障害者社会参加推進協議会を開催する。	実績	2	2	-	-	
19	活動 指標	障害者週間記念のつどいの開催		目標	1	1	1	1	回
		説明	(公財)川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進センターに委託し、障害者週間記念のつどいを開催する。	実績	1	1	-	-	
20	活動 指標	障害者作品展の開催		目標	1	1	1	1	回
		説明	(公財)川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進センターに委託し、障害者作品展を開催する。	実績	1	1	-	-	
21	成果 指標	生活訓練事業の参加人数		目標	3,500	3,500	3,500	3,500	人
		説明	(公財)川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進センターに委託し、生活訓練事業を実施する。	実績	3,711	3,779	-	-	
22	成果 指標	市民向け講演会参加人数		目標	80	80	80	80	人
		説明	社会的ひきこもりに関する理解の普及等を実施した数。	実績	138	100	-	-	
23	成果 指標	従事者向け研修会参加人数		目標	20	20	20	20	人
		説明	各障害者センター(井田および百合丘障害者センター、南部地域支援室)のひきこもり支援担当者等を育成した数。	実績	44	232	-	-	
24	成果 指標	「一般精神保健相談」「高齢者精神保健相談」の利用人数		目標	252	250	250	250	人
		説明	各区保健福祉センター高齢・障害課において、精神科医による相談・指導等の利用人数	実績	255	254	-	-	
25	成果 指標	「各種精神保健福祉相談」の利用人数		目標	3,000	3,000	3,000	3,000	人
		説明	各区保健福祉センター高齢・障害課において、社会福祉職・保健師等による相談・指導等の利用人数	実績	2,862	3,271	-	-	
26	成果 指標	「デイケア」「家族・患者教室」「ボランティア講座」「市民向け講演会」等の参加人数		目標	2,000	2,000	2,000	2,000	人
		説明	各区保健福祉センター高齢・障害課主催による、デイケア・研修会・講座等の参加人数	実績	2,003	2,036	-	-	
27	成果 指標	人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進を目的とした研修会等の開催		目標	71	71	71	71	回
		説明	健康福祉局及び各区役所地域まもり支援センター高齢・障害課主催による研修会等の開催回数	実績	85	77	-	-	

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組み内容	取組み内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	生活保護自立支援対策事業	生活保護受給者に対して、各種就労支援事業等を行い自立を支援するとともに、生活保護受給世帯の中学生に対して、学習支援や居場所の提供、個別の相談支援や情報提供等を実施し、高校等進学に向けた支援を行います。	①阻害要因の無い、稼働年齢層にある生活保護受給者に対して、経済的・社会的自立の促進に向けた各種就労支援事業を実施 ②生活保護受給世帯の小・中学生に対し、高校等への進学に向けて、市内13か所で、週2回・1回2時間の学習支援事業を実施	目標どおり達成できました。 ①自立支援相談員事業、総合就職サポート事業、介護資格取得就労支援事業、若者就労自立支援事業等、生活保護受給者の能力に応じたきめ細やかな各種就労支援事業を実施しました。 ②生活保護受給世帯に対する学習支援事業については、令和元年度は新たに1か所拡充し、中学生に対する支援を市内13か所で実施した。また、支援対象をこれまでの中学生から小学5・6年生に拡大し、小学生に対する支援を市内7か所で実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅲ 事業規模拡大
2	生活保護業務	生活保護法の規定に従い、国の法定受託事務として、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。 また、持続可能な社会保障制度として維持するため、生活保護行政の適正な運営に取り組めます。	①最低限度の生活の保障及び受給者の自立に向けた各種支援の実施 ②漏給防止、濫給防止の取組み等による適正実施の確保	目標どおり達成できました。 ①②生活保護受給者の動態は流動的ですが、福祉事務所と連携を図りながら、各種の取組みを行いました。様々な理由により転居を必要とする被保護者に対し、転居支援を行い、前年度実績は下回りましたが、住居の安定につながりました。10年年金による効果は落ち着いたため、前年度実績は下回りましたが、引き続き年金受給に向けた支援を行いました。また、後発医薬品の使用原則化を受け、市医師会・薬剤師会等と連携し、後発医薬品使用促進の取組みを行い、前年度実績から4ポイント増加するなど、目標を達成できました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続
3	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対して、就労・生活支援等を行うため、就労支援員など専門の相談員を配置した「生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)」を運営します。	①「川崎市生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)」による、国の動向等を踏まえた、生活困窮者への就労・生活支援等の実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)の新規相談申込者数は、昨年度と比較して7.1%増加し(H30年度1,325人⇒R1年度1,419人)、ほぼ目標の数値を達成しました。今後も、事業の広報や関係機関との連携強化に努め、必要な支援が行き届くようにします。また、昨年度より多くの相談者に就労支援を実施しましたが、複合的な課題を抱え、就労阻害要因のある相談者等が増加していることにより、就職率は目標に届かなかったものの、昨年度と同等の就労決定人数を達成しました(H30年度229人⇒R1年度262人)。今後も、ハローワーク等の市内就労支援機関との連携や独自求人の開拓等に取り組むとともに、相談者に対してきめ細やかな寄り添い型支援を行っていきます。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
4	雇用労働対策・就業支援事業	専門の相談員等を配置した就業支援窓口の支援メニューを中心に、雇用や就業に関する課題に対応し、相談から就職まで丁寧な就業支援を行います。	①「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援の実施(就職決定者数:487人以上) ②「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」による若年無業者の職業的自立支援の推進 ③労働者の問題解決に向けた労働相談への対応 ④女性向け就業支援の推進	目標どおり達成できました。 ①「キャリアサポートかわさき」については、個別キャリアカウンセリング等のきめ細やかな就業支援に取り組んだ結果、就職決定者数が502人となりました。 ②「コネクションズかわさき」については、職場体験や臨床心理カウンセリング等の取組みにより、進路決定数が152人となりました。 ③常設の相談窓口2カ所、街頭労働相談会を市内5カ所で実施しました。 ④女性向け就業支援については、再就職支援セミナーを2回実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

5	民生委員児童委員活動育成等事業	民生委員児童委員の活動しやすい環境づくりに向けて、「民生委員児童委員あり方検討委員会」で検討を行った課題対策について取組みを進めます。	①民生委員児童委員の適正配置の実施 ②民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援 ③「民生委員児童委員あり方検討委員会」の検討結果に基づく定数充足に向けた取組みの推進 ・増員に向けた調整等の欠員対策による担当世帯数の適正化 ・行政・社会福祉協議会・民児協の連携による効果的な研修の実施 ・様々な媒体を活用した広報強化による活動支援の充実	目標を下回りました。 ①③適正配置及び民生委員の定数充足については、担当世帯数の適正化、効果的な研修の実施、広報強化など活動支援の充実を図りましたが、本市の世帯数の増加に伴う定員数が平成30年度よりも30増加したこと等により、令和元年11月時点で現員数は1,540人であったところ、一斉改選により61人減の1,479人となり、目標の充足率96.7%には届きませんでした。充足率の低い状況から、令和元年度中に各区役所や地域と調整し、追加で2回随時改選を行い、新たに42名の欠員補充を行いました。一斉改選結果を踏まえ、平成30年度に実施した「民生委員児童委員活動に関するアンケート」の結果について、関係機関と情報共有をしました。今後、具体的な活動負担軽減策等について検討会を設置し、充足率の改善に向けた取組みを進めていきます。 ②については、民生委員児童委員協議会への育成費補助等を適正に交付しました。また、民生委員児童委員の活動として、17,679件もの相談支援を行っているほか、ひとり暮らし高齢者見守り事業等における行政依頼の訪問・聞き取り調査の実施、子育て支援等の実施を通じ、地域福祉の向上を図ることができました。	4 目標を下回った	A 貢献している	II 改善しながら継続
6	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	ゲートキーパーの役割やメンタルヘルスに関する知識の普及のための講座を実施します。また、地域保健福祉機関と連携、研修を進め、不調に気づいた人が不調を抱えた人が必要な支援につなげられるよう、支援体制の向上を推進します。	①自殺予防に関する普及啓発事業の実施 ②身近な人の様々な悩みに気づき、寄り添い、見守り、話を聴き、支援につなぐゲートキーパーの養成(市民向けの講座の実施:5回、民間事業者等への講座の開催:12回) ③地域保健福祉機関における地域精神保健関連研修との相互連携(南・中・北部各1回) ④自殺未遂者やその家族支援のための、関係機関による連携体制の構築 ⑤「第2次川崎市自殺対策総合推進計画」に基づく取組みの推進	目標どおり達成できました。 ①庁内外の関係部署や関係機関・団体等との連携を強化し、普及啓発事業や人材育成等に取り組みしました。 ②市民向けゲートキーパー講座については、「こころの健康セミナー」や「学校出前講座」等、目標を超えて実施しました(6回)。また、民間事業者や職能団体等に対しての講座は目標どおり実施しました(12回)。 ③地域保健福祉機関における地域保健研修との連携により、精神保健従事者や社会福祉協議会、労基署、協会けんぽ他を対象に講話を実施しました(3回)。 ④自殺未遂者支援について、関係機関・関係部署との会議や、医療・保健・福祉従事者向け研修を開催し、連携体制の構築を進めました。 ⑤地域連携会議や庁内連携会議を開催するなど、第2次自殺対策推進計画に基づく取組みを総合的、多角的に推進しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
7	更生保護事業	犯罪や非行のない明るい地域社会づくりのため、保護司や保護司会で構成する川崎市保護司会協議会への更生保護事業の委託や更生保護法人への支援、国が提唱する社会を明るくする運動の実施、再犯防止等の取組みを進めます。	①保護司会等、更生保護関係団体への支援 ②社会を明るくする運動の実施 ③再犯防止の取組みの推進	目標どおり達成できました。 ①市内の更生保護関係団体である川崎市保護司会協議会、川崎市更生保護女性連絡協議会、川崎市保護観察協会、更生保護法人川崎自立会に対して運営支援を行うとともに、補助金等の交付を適正に行うことによって、更生保護事業の推進に寄与しました。 ②「社会を明るくする運動」行事として400の行事を行い、延べ124,156人が参加しました。 ③川崎市再犯防止推進会議を計3回開催し、委員の意見を聴取しながら川崎市再犯防止推進計画を策定しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
8	障害者就労支援事業	就労援助センターや就労移行支援事業所等による求職活動支援や職場定着支援を実施するとともに、企業を対象とした障害者雇用促進ネットワーク会議やセミナー等を開催します。また、川崎市障がい者施設ごとセンターによる共同受注窓口の運営や販売会を開催します。	①障害者等への就労支援の実施 ②障害者雇用を行う企業への支援の実施(障害者雇用促進ネットワーク会議1回開催) ③障害福祉サービス事業所等に対する工賃向上の取組み(販売会5回開催)	目標どおり達成できました。 ①の障害者等への就労支援の実施については、市内就労移行支援事業所及び就労援助センターを中心とした就労支援により、障害福祉施設からの一般就労移行者数は271人となりました。 ②の障害者雇用を行う企業への支援の実施については、企業の障害者雇用に関する理解を深め、就労支援機関との関係を築くための交流・学習会として、障害者雇用促進ネットワーク会議を5回開催しました。 ③の障害福祉サービス事業所等に対する工賃向上の取組みについては、市内障害者支援団体等と協同で、自主製品販売会を7回開催しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

9	障害者社会参加促進事業	(公財)川崎市身体障害者協会に委託し、障害者社会参加推進協議会(年2回)、障害者作品展等を開催し、障害のある方の地域における自立生活と社会参加を推進します。	①障害者社会参加推進協議会の実施(2回) ②障害者週間記念のつどいの開催(1回) ③障害者作品展の開催(1回) ④障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業の実施(参加人数3,500人) ⑤心のバリアフリーの理念を踏まえた障害者支援の実施(ヘルプマーク配布数2,800個)	目標どおり達成できました。 ①障害者社会参加推進協議会について、2回実施し、それぞれ障害者社会参加推進協議会委員9人が出席しました。 ②障害者週間記念のつどいについて、1回開催し、2,665人が参加しました。(手をつなぐフェスティバルと共同開催) ③障害者作品展について、1回開催し、63作品を展示し、506名が参加しました。 ④障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業を実施し、3,779人が参加しました。 ⑤心のバリアフリーの理念を踏まえた障害者支援の実施(ヘルプマーク配布数3,694個)	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続
10	社会的ひきこもり対策事業	個別面接、家族面接、当事者グループ活動、家族教室等により支援を行います。また、「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患や発達障害等を背景に持つ方へは適切な医療機関、相談機関あるいは社会資源へ繋げる支援を行います。ひきこもり支援には医療・保健・福祉・教育分野との連携が必須であるため、連絡会等の開催をし、連携を強化します。	①社会的ひきこもり等、ひきこもり状態の方への支援 ②「ひきこもり」に関する普及啓発 ③関係機関同士の連携強化の促進 ④市内における広義のひきこもりの実態およびニーズ調査 ⑤ひきこもり相談従事者の育成(研修1回開催)	概ね目標どおり達成できました。 ①301件のケースに対して、延べ1,162件の相談支援と延べ266件のその他の支援を行いました。 ②市民講演会を開催し、精神科医による講演、当事者、家族会や支援者等によるシンポジウムを開催し、ひきこもりへの理解について普及啓発しました。 ③⑤多分野が横断して状態像であるひきこもりを支援できるよう、従事者向け研修とネットワーク強化を目的とした連絡会を開催しました。 ④昨年度調査結果の追加調査を行い、62機関から回収を行い、全体報告書を作成しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
11	精神保健事業	各区保健福祉センター高齢・障害課にて、精神科医・社会福祉職・保健師等により精神保健福祉に関する相談指導や普及啓発を行っています。医師による相談はクリニックとして月3回、社会福祉職・保健師等による相談は随時、デイケアは月に2～3回、その他家族・患者教室やボランティア講座、市民向け講演会等を年に数回実施しています。	①各区保健福祉センターにおける精神保健福祉相談の実施 ②研修会・連絡会を通じた、人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進(研修会71回開催)	目標どおり達成できました。 ①各区保健福祉センターにおける精神保健福祉相談については、各区において一般精神保健相談と高齢者精神保健相談を実施しました。なお、目標値を下回った実績となりましたが、これは各区保健福祉センター以外でも川崎市精神保健福祉センター「こころの電話相談」等でも精神保健福祉に係る相談を受け付けており、多様な相談窓口の開設により、相談先が分散したためと考えられます。 ②研修会・連絡会を通じた、人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進については、各区において家族・患者教室、ボランティア講座、市民向け講演会を実施するとともに、地域の関係機関との連絡会等へ参加しました。(研修会等77回)	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続

総合的な 評価	《生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組みの推進》 ① 生活保護自立支援対策事業については、生活保護受給世帯の中学生に対する学習支援事業を1か所拡充し、市内13か所で実施しました。また、支援対象をこれまでの中学生から小学5・6年生に拡大し、小学生に対する支援を市内7か所で実施しました。生活保護業務については、安定した居住を確保するため、不安定な住居に住んでいる被保護者に対し転居支援(268人)を行うとともに、自立支援相談員事業等の各種就労支援事業(634世帯)を行いました。 《総合的な就業支援の取組みの推進》 ② 雇用労働対策・就業支援事業については、「キャリアサポートかわさき」における就職決定が502人、「コネクションズかわさき」における進路決定が152人でした。また、相談窓口2か所を常設するとともに、街頭労働相談会を市内5か所で実施しました。 《多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築》 ③ 民生委員児童委員活動育成等事業については、民生委員児童委員の活動として17,679件の相談支援を行ったほか、行政依頼の訪問・聞き取り調査の実施、子育て支援等の実施を通じ、地域福祉の向上を図りました。 《障害者の自立支援と社会参加の促進》 ④ 社会的ひきこもり対策事業については、多分野が横断して支援を行う必要があることから、障害者福祉や生活困窮者自立支援等の多岐にわたる機関を対象に、従事者研修会を開催し、ネットワークの強化に取り組みしました。 ⑤ 精神保健事業については、研修会・連絡会を通じた、人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進のため、各区で家族・患者教室、ボランティア講座、市民向け講演会を実施しました。 これらの実施により、日常生活に様々な問題を抱え、生活に困窮した家庭に対して、社会的な自立に向けた支援を行うとともに、困難を抱える子ども・若者が社会生活を自立して営むことができるよう、社会参加の促進に向けた取組みや、生活面・医療面などにおける相談援助を通じた専門的な個別支援の取組みを推進しました。
---------------------------	---

子ども・子育て会議からの 意見・評価	① 生活保護自立支援対策事業について、学習支援事業の新規拡充や、支援対象を中学生から小学5・6年生に拡大したことを評価します。引き続き、学習支援の拡充に向けた取組を望みます。また、生活保護業務について、転居支援及び自立支援相談員等の各種就労支援事業が行われたことを評価します。引き続き、最低限度の生活の保障及び受給者の自立に向けた支援を実施されることを望みます。 ② 雇用労働対策・就業支援事業について、「キャリアサポートかわさき」における就職決定者数も目標値を上回ったことを評価するとともに、引き続き、雇用情勢や雇用課題に応じて工夫・改善を図りながら、若年無業者等への求職者への就業支援が推進されることを望みます。 ③ 民生委員児童委員活動育成等事業について、民生委員児童委員の役割は大変重要であり、日頃の民生委員児童委員の活動を評価します。引き続き、民生委員児童委員の活動が実施されることとともに、委員の充足率の更なる改善に向けた取組が実施されることを望みます。 ④ 社会的ひきこもり対策事業については、今後も取組を継続していくことが必要な事業であり、引き続き、効果的かつ質の高いひきこもり支援を展開することを望みます。 ⑤ 精神保健事業について、引き続き、人材育成及び関係機関とのネットワーク形成を推進するとともに、多様化する相談内容に対応するための取組が進められていくことを望みます。 引き続き、支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実に向けて、子ども・若者の社会的自立に向けた支援が推進されることを望みます。
--------------------------------------	--

4 改善

子ども・子育て会議からの 意見・評価を踏まえた今後の 取組み	① 生活保護自立支援対策事業については、事業に対するニーズが今後も高い状態で推移することが想定されるため、国の施策や補助金などの動向を踏まえながら、更なる事業の充実に向けて取り組みます。また、生活保護業務については、国の法定受託事務であるため、現状の事業内容を維持しつつ、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を推進します。 ② 雇用労働対策・就業支援事業については、雇用情勢や雇用課題に応じて、事業展開や実施手法等について工夫・改善等を図りながら、地域経済団体や学校、その他関係機関との連携を強化し、若年無業者等への求職者への総合的な就業支援を推進していきます。 ③ 民生委員児童委員活動育成等事業については、民生委員児童委員活動に関する活動の負担感の分析や、欠員地区の原因分析を行い、社会福祉協議会や町内会・自治会等との更なる連携や新たな担い手への働きかけ等により、民生委員・児童委員の充足率の向上に向けた取組みを努めます。 ④ 社会的ひきこもり対策事業については、今年度実施した「川崎市における広義のひきこもり支援ニーズ調査」の分析を各種支援に反映するとともに、多分野が横断的にひきこもり支援を行えるネットワークを構築していきます。 ⑤ 精神保健事業については、相談の多様化に加えて、発達障害や高次脳機能障害などについても新たに対応が求められている一方、メンタルヘルス対策や自殺総合対策などの包括的な取組も重要な課題となっており、これらへの対応を図りながら、引き続き推進してまいります。
--	---

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策9 障害福祉サービスの充実					
施策の概要	障害のある子ども・若者が、社会に参画し、自立して地域生活が送れるよう、福祉的なサービスの提供を行うとともに、発達に不安のある子どもの成長・発達を支援するための取組を推進します。					
計画期間における主な方向性	《障害福祉サービスの充実》 ・引き続き計画的なグループホームの整備を推進していくとともに、特別支援学校卒業生の受入枠の確保や地域で暮らす障害のある方を支える支援の仕組み等の充実について推進していきます。 ・保育所、幼稚園や認定こども園、放課後児童健全育成事業などの利用を希望する障害児の受入れ体制の支援を推進していきます。 ・発達障害者支援地域連絡調整会議を開催し、地域における関係機関のネットワークを構築し、発達障害に関する様々な課題を協議していきます。 ・地域療育センターについて、今後も専門的・総合的な療育相談支援の実施により、地域療育を推進していきます。					
施策を構成する事業	①	障害者日常生活支援事業	⑦		⑬	
	②	障害児施設事業	⑧		⑭	
	③	発達障害児・者支援体制整備事業	⑨		⑮	
	④	地域療育センターの運営	⑩		⑯	
	⑤		⑪		⑰	
	⑥		⑫		⑱	

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類	指標の説明	目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1 成果指標	グループホームの利用者数	目標	1,189	1,279	1,369	1,459	人／月
	説明 共同生活援助事業所が3月に制度利用したことに対して請求を行った人数を算出	実績	1,246	1,289	-	-	
2 成果指標	長期(1年以上)在院者数(精神障害)	目標	694	675	654	635	人／月
	説明 厚生労働省が実施している精神保健福祉資料を作成するために実施する630調査の本市実施分よりデータを抽出	実績	750	707	-	-	
3 成果指標	指定障害児相談支援事業所の拡充	目標	50	52	54	56	箇所
	説明 3月末時点で指定を受けている障害児相談支援事業所の箇所数を算出	実績	51	52	-	-	
4 活動指標	発達相談支援コーディネーター養成研修及びプラスワン講座の開催数	目標	2	2	2	2	回
	説明 幼稚園・保育所の職員を対象とし、発達障害の知識習得等を目的とする、発達相談支援コーディネーター養成研修と研修を修了したコーディネーターのアフターフォローとしてプラスワン講座を実施する。	実績	2	2	-	-	
5 活動指標	ペアレントメンター養成講座の開催数	目標	1	1	1	1	回
	説明 発達障害のある子育てを経験した親が、同じような発達障害のある子どもを持つ親に対して、共感的なサポートをするペアレントメンターを養成するための研修を実施する。	実績	1	1	-	-	
6 活動指標	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の開催	目標	1	1	1	1	回
	説明 発達障害者が日頃から受診する診療所等の主治医に対して、国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を実施する。	実績	1	1	-	-	
7 活動指標	地域療育センターの運営による療育相談支援の提供	目標	4	4	4	4	箇所
	説明 指定管理者制度の導入及び民間社会福祉法人に対する運営費補助により、民間の活力を活用した地域療育センターの運営により、療育相談支援の提供する。	実績	4	4	-	-	

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	障害者日常生活支援事業	障害福祉サービスの提供	①地域における生活の場(グループホーム等)や日中活動の場(通所施設等)の運営支援等による障害者支援事業の推進 ②精神障害者への地域移行支援の実施 ・個別支援の実施 ・関係支援機関を対象とした研修会、協議会の実施(開催会数:6回以上)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①地域における生活の場(グループホーム等)や日中活動の場(通所施設等)の運営支援等による障害者支援事業の推進については、新たな90名分のグループホームを開設する承認を実施しました。 ②精神障害者への地域移行支援については、関係支援機関を対象とした協議会を6回開催するとともに、地域移行支援数についても着実に増加しています。その一方で、1年以上の入院者については高齢化や精神疾患の多様化等の影響もあり、市全体として増加しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
2	障害児施設事業	障害(児)福祉サービスを提供	①障害児の地域生活等を支えるための障害(児)福祉サービスや医療費の給付 ②障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の拡充(事業所数:2 事業所指定計52か所)	ほぼ目標どおり達成しました。 ①障害児の地域生活等を支えるための障害(児)福祉サービスや医療費の給付については、福祉サービス費や医療費等を給付し、障害児の地域生活等を支えました。 ②障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の拡充については、事業所の新規開設希望者に対して障害児相談支援事業所も開設するよう説明・周知を行い、誘導することにより、目標である52事業所の実績となりました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続
3	発達障害児・者支援体制整備事業	・委託により運営する発達相談支援センター(1カ所)において相談支援を実施します。 ・発達障害者支援地域連絡調整会議の開催により、関係者との連携や情報共有を図り、支援体制の整備について検討します。 ・各種研修会等を実施して支援体制の強化を図るとともに、発達障害の理解等のため、市民への普及啓発を実施します。	①発達相談支援センターの適正な運営 ②発達障害者に対する地域支援体制の整備(ペアレントメンター事業及びかかりつけ医等発達障害対応力向上研修の実施) ③発達相談支援コーディネーター養成研修の実施 ④発達障害者支援地域連絡調整会議の開催	目標どおり達成できました。 ①のセンターにおける相談支援は、発達に関わる相談の他、医療相談や就労相談等も含め、着実に実施しました。 ②ペアレントメンター養成講座を1回実施し、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修を令和2年1月に実施しました。 ③発達相談支援コーディネーター養成研修は、プラスワン講座も行い、2回実施しました。 ④の発達障害者支援地域連絡調整会議を令和2年3月に1回開催しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	I 現状のまま継続
4	地域療育センターの運営	・3カ所(南部、中央、北部)の療育センターを指定管理制度で運営 ・1カ所(西部)の療育センターは民設民営であり、運営費を補助	①地域療育センター(4カ所)における専門的・総合的な療育相談支援の実施 ②地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供	目標どおり達成できました。 ①平成29年度に発生したコンプライアンスに反する事例や死亡事故などを踏まえ、モニタリングや実施指導による事業の改善や適正化を図りながら、相談・診察・評価・療育・訓練等の専門的かつ総合的な療育の支援を実施しました。 ②保育所・学校等地域関係機関への技術援助及び情報の提供を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	I 現状のまま継続

総合的な 評価	《障害福祉サービスの充実》 ①障害者の日常生活支援事業については、グループホームの新規設置や地域における支援体制の確保等により、障害者の地域生活を送る際の支援体制の整備を一定程度行いました。また、精神科病院からの地域移行につきましては、一定数の移行がなされました。 ②発達相談支援センターにおける相談支援や、発達障害者の支援者養成研修を実施し、支援体制の充実を図りました。また、発達障害に関する地域のネットワーク構築と発達障害の支援体制に関する課題の共有や体制整備について協議するため、「発達障害者支援地域連絡調整会議」を開催しました。 ③地域療育センターにおいては、平成29年度に発生したコンプライアンスに反する事例や死亡事故を踏まえ、事業の改善や適正化を図りながら、相談・診察・検査・評価・療育・訓練等の専門的かつ総合的な支援を実施しました。また、保育所や幼稚園、学校等の関係機関を訪問し、技術的な助言及び情報提供をおこなって実施しました。 以上を実施することにより、障害のある子ども・若者が、社会に参画し自立して生活が送れるよう、福祉的なサービスを提供するとともに、発達に不安のある子どもの成長・発達を支援するための取組を推進しました。
---------------------------	--

子ども・子育て会議からの意見・評価	①障害者の日常生活支援事業については、地域における支援体制の確保等により障害児の受入れ体制を拡充したことを評価します。また、精神障害者への地域移行支援については、精神科病院から地域に適切な移行を図ったことも評価します。引き続き、両事業を実施し、地域生活の支援体制の整備が進められていくことを望みます。 ②発達相談支援センターによる相談支援と各種研修によって、発達障害者支援に対する人材の養成等で支援体制の充実が図られていることを評価します。また、引き続き、発達障害者地域支援協議会とおして、発達障害に対する課題に対応していただくことを望みます。 ③地域療育センターにおいて、保育所や幼稚園、学校等への訪問、及び技術支援等を実施したことを評価します。引き続き、民間の活力を活かしながら、適切な運営を行い、障害児福祉施策に貢献していくことを望みます。 教育課程を終えた後も見据えた切れ目ない支援となるよう、教育と福祉の連携を推進するとともに、引き続き、障害のある子ども・若者が、社会に参画し、自立して地域生活が送れるように、福祉的なサービスの提供や、発達に不安のある子どもの成長・発達支援のための取組が推進されることを望みます。
---------------------------------	--



4 改善	
子ども・子育て会議からの意見・評価を踏まえた今後の取組	①障害者の日常生活支援事業及び精神障害者への地域移行支援については、市の方針に沿った支援のあり方を見直しながら、引き続き、障害者の地域生活を送る際の支援体制の整備を行っていきます。 ②発達障害児者数と発達障害に関する相談の件数が増加していることから、支援の強化は必要であり、相談体制や医療体制の充実を図りながら、発達障害者地域支援協議会において、発達障害に関する様々な課題を協議していきます。 ③引き続き、地域支援、関係機関の調整機能強化に取組み、4か所の地域療育センターにおける専門的・総合的な療育相談支援の実施により、地域療育を推進していきます。

(2) 第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」
の進捗状況

ア 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困対策の推進

子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況が変化する中、経済的な困窮のみならず、家庭環境や疾病、成育歴等の様々な課題から、社会的に孤立し、自立を阻害する要因を複合的に抱え、その状況が親から子へ連鎖している状況にあります。これらの課題解決には、家庭・学校・地域・行政等、多様な主体が連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合うしくみづくりが必要であり、教育・福祉・保健・医療・雇用などの幅広い分野の制度、施策・事業の連携・強化を図りながら取組を進めていくことが重要です。

そのため、子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の阻害要因となる「子どもの貧困」に対する課題について、4つの基本的な考え方と施策の方向性を定め、令和元年度は、主に、以下の取組を実施しました。

施策の方向性1 生活に困難を抱える子ども・若者等への支援の充実

困難な生活状況に置かれた子ども・若者に対する生活支援や学習支援のほか、保護者の生活支援・就労支援等、多様な課題に対応する支援施策を次のとおり推進しました。

ア ひとり親世帯への支援

ひとり親家庭の自立支援の推進

(こども未来局：こども家庭課)

〔ひとり親家庭の生活支援事業〕

- ひとり親家庭の生活状況は、親の就労状況や子どもの成長などに応じて変化していくことから、個々の家庭の状況やニーズに寄り添って支援施策を的確に提供するための相談支援の体制づくりや、相談員の資質向上、支援施策の周知・提供の取組を推進していきます。
- ひとり親家庭の自立に向けては、正規雇用への移行を目指した継続的な就労支援とともに、就業又は修業と子育てを両立することができる環境整備を進めます。
- 親の離別など辛い経験をした子どもの心に寄り添い、将来の自立に向けて、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、生活習慣の習得や学力の向上、就学の継続等に向けた支援を行います。

【令和元年度の取組】

- ・ ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて、支援施策の基本的な考え方をまとめ、新たな支援施策として、通勤交通費助成制度、高校生等通学交通費助成制度、小・中学生を対象とした学習支援事業、ひとり親家庭等の医療費助成の所得制限の緩和について検討を行いました。
- ・ 施策の検討に当たっては、ひとり親家庭全体が対象となる施策を行うことを前提に、主に親と子の将来の自立に向けた支援を行うこととし、特に子どもに対しての支援を重点化することとしました。

イ 児童養護施設等入所児童への支援

家庭養護による自立支援の推進

(こども未来局：こども保健福祉課)

〔里親制度推進事業〕

- 里親制度の普及・啓発とともに、研修会等の実施や里親支援機関による里親の養育支援を充実し、里親制度による家庭養護を推進します。

【令和元年度の取組】

- ・ 説明会や研修会の実施等により里親制度の普及啓発を実施するとともに、里親支援機関と連携した里親家庭への訪問等により養育支援を実施しました。

家庭的養護による自立支援の推進

(こども未来局：こども保健福祉課)

〔児童養護施設等運営事業〕

- 小規模グループによる生活など、家庭的な環境での養育を推進するとともに、適正な職員数を配置し、入所児童の処遇向上をはかります。
- 入所児童の学習支援を充実し、入所中から将来の自立に向けた支援を推進します。
- 施設退所後の自立支援を推進します。

【令和元年度の取組】

- ・ 施設での家庭的養育の推進に向け、職員配置の充実や運営に関する支援を実施しました。
- ・ 新たに地域小規模児童養護施設 1 か所を開設し、家庭的養護の推進に寄与しました。

ウ 生活保護受給世帯への支援

生活保護受給世帯の自立支援の推進

(健康福祉局：生活保護・自立支援室)

〔生活保護自立支援対策事業〕

- 生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。
- 生活保護受給世帯の中学生に対して、高校等の進学を支援するため、学習支援・居場所づくり事業を実施します。

【令和元年度の取組】

- ・ 生活保護受給者の能力に応じたきめ細やかな各種就労支援事業を実施しました。
- ・ 生活保護受給世帯に対する学習支援事業について、新たに 1 か所拡充し、市内 13 か所で実施しました。また、支援対象をこれまでの中学生から小学 5・6 年生に拡大し、小学生に対する支援を市内 7 か所で実施しました。

エ その他、生活に困難を抱える世帯等への支援

就学援助制度・奨学金制度による就学支援・進学支援の推進

(教育委員会事務局：学事課)

〔就学等支援事業〕

- 就学援助制度を活用し、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の学校生活の援助を実施します。
- 奨学金制度を活用し、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な高校生、大学生への支援を実施します。

【令和元年度の取組】

- ・ 新小・中学1年生（次年度入学）への新入学児童生徒学用品費の入学前支給を実施しました。就学援助システムを活用し、所得確認作業や、資金管理、支給事務等について事務の効率化を図りました。
- ・ 奨学金の支給（高校生）及び貸付（大学）による支援を実施しました。大学奨学金については、国の制度や他都市の状況の把握に加え、利用者の意向を確認する等、制度のあり方について検討を行いました。

施策の方向性1 次年度以降の主な取組の方向性

ひとり親世帯への支援については、ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて新たな取組を含めた各施策を効果的に実施していきます。

児童養護施設等入所児童への支援については、里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及啓発を推進するとともに、里親支援機関と連携しながら里親家庭への効果的な支援の実施に向けた取組を進めます。また、児童養護施設での家庭的養育の推進に向け、引き続き職員配置の充実や運営に関する支援を実施するとともに、自立支援のための各施策の確実な周知を図り、児童の状況に応じて適切な支援が実施されるよう関係機関と連携しながら取組を推進します。

生活保護受給世帯への支援については、生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。また、生活保護受給世帯の小学5年生から中学3年生に対し、市内14か所で、週2回・1回2時間の学習支援事業を実施します。

その他、生活に困難を抱える世帯等への支援については、就学援助制度において、就学援助システムをより効率的に活用するため、事務フローを見直すことで課題を洗い出し、改善に向けた取組を進めていくほか、令和2年度から卒業アルバム代を支給項目として追加します。また、奨学金の支給（高校生）及び貸付（大学）について継続実施するとともに、大学奨学金については、国や他都市の動向を踏まえ、事業の見直しについて検討していきます。

施策の方向性2 地域における支え合いのしくみづくり

多世代の市民が交流し、地域全体で子ども・若者を見守り、支え合いながら生活する仕組みの構築に向け、種々の施策に取り組みました。

ア 多世代交流などを通じた地域づくりの推進

老人いこいの家との連携による多世代交流の促進（こども未来局：青少年支援室）

〔こども文化センター運営事業〕

こども文化センターとの連携による多世代交流の促進（健康福祉局：高齢者在宅サービス課）

〔いこいの家・いきいきセンターの運営〕

- こども文化センターと老人いこいの家との連携強化により、多世代交流の促進に向けた取組を推進します。

【令和元年度の取組】

- ・ こども文化センターにおいては、老人いこいの家との連携強化により、多世代交流の促進に向けた取り組みを推進しました。
- ・ 老人いこいの家においても、令和元年度からの新たな指定管理期間において「多世代交流を中心とした地域交流に関する取組」を指定管理業務として仕様書に位置付け、地域交流に関する取組を幅広く実施しました。

イ 学校を中心とした地域づくりの推進

地域団体との協働による子どもの学習や体験のサポート、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりの推進 (教育委員会事務局：生涯学習推進課)

〔地域の寺子屋事業〕

- 地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。

【令和元年度の取組】

- ・ 地域ぐるみで子ども達の学びや体験をサポートする「地域の寺子屋」を、令和元度末で55か所へ拡充するとともに、翌年度の開講に向けて準備を進めました。

ウ 地域の主体的な活動の促進

地域における主体的な活動の促進

(こども未来局：青少年支援室)

〔子ども・若者支援推進事業〕

- 地域子ども・子育て活動支援助成事業を活用し、地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体に対して助成を行います。
- 地域の主体的な活動・取組を促進・支援するための「つなぐ」仕組の構築に向けた検討を進めます。

【令和元年度の取組】

- ・ 「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対し、補助金を交付しました。
- ・ 地域の主体的な活動・取組を促進・支援するための「つなぐ」仕組の構築に向け、「こども安全推進部会」を立ち上げ、関係部署間の相互連携や情報共有の必要性などについて検討したほか、現場ヒアリング等を実施し、現状把握を行いました。

施策の方向性2 次年度以降の主な取組の方向性

多世代交流などを通じた地域づくりの推進については、令和2年度においても引き続き、地域交流に関する取組を幅広く実施していきます。

学校を中心とした地域づくりの推進については、全市立小中学校への寺子屋の拡充を目指して、引き続き事業を推進します。

地域の主体的な活動の促進については、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対し、補助金を交付するとともに、地域の主体的な活動・取組を促進・支援するための「つなぐ」仕組の構築に向け、引き続き検討を進めます。

施策の方向性 3 相談機関等による支援の充実と連携の強化

多職種協働による個別支援を推進するとともに、個別支援と連携しながら地域ネットワークの強化につながる取組を推進しました。

ア 相談・支援機関の支援の充実（専門性の強化）

児童虐待の未然防止等の推進と関係機関の連携の充実

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童虐待防止対策事業〕

- 各区役所地域みまもり支援センターにおける多職種の専門職により、予防的な個別支援の充実を推進します。
- 児童虐待防止センターにおける相談により、児童虐待の早期発見、早期対応、未然防止に取り組めます。
- 医療機関、警察、学校等との連携強化や要保護児童等へのきめ細かな対応と個別支援の実施など、要保護児童対策地域協議会の運営体制を充実します。

【令和元年度の取組】

- ・ 児童相談所の法的権限と専門性を活かした、適時適切な対応を行いました。
- ・ 児童福祉司、児童心理司を増員し、児童相談所における体制の強化を図りました。
- ・ 平成 30 年 12 月に国が発表した「児童虐待対応体制総合強化プラン(新プラン)」を受け、本市における児童相談所の体制強化策について検討を進めました。

イ 相談・支援機関の連携の強化（ネットワークの強化）

要保護児童対策地域協議会によるネットワークの強化

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童虐待防止対策事業〕

- 要保護児童対策地域協議会における取組を推進し、地域におけるネットワークの強化を図ります。
- 各区役所地域みまもり支援センターと児童相談所の連携を強化し、ケースの状況に応じた個別支援の強化を図ります。

【令和元年度の取組】

- ・ 代表者会議（年 2 回）は、要保護児童等支援に関するシステム全体の検討、実務者会議の活動状況報告及び評価、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握調査」の報告や課題の検討を実施しました。
- ・ 区役所と児童相談所の連携のあり方について、両機関の権限・役割を確認した上で、相互の関係性強化について検討を行い、また、個別支援会議を 664 回開催しました。

施策の方向性3 次年度以降の主な取組の方向性

相談・支援機関の支援の充実については、子どもの置かれた状況に応じた高度な専門性を活かした相談支援を実施するため、「児童虐待対防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、児童相談所の体制強化を図ります。

相談・支援機関の連携の強化については、要保護児童等の支援の充実のため、要保護児童対策地域協議会における関係機関のネットワークの強化に取り組みます。また、各区役所地域みまもり支援センターと3児童相談所の連携強化を図ることで、地域における個別支援の充実を推進します。

施策の方向性4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実

すべての子ども・若者の健全な育成を図り、「子どもの貧困」に関わる対応策を総合的に推進していく上で、非常に大きな役割を果たす基盤制度である「母子保健」「保育・幼児教育」「学校教育」の充実を図りました。

ア 母子保健の推進

出産・育児に関わる相談支援体制の充実

(こども未来局：こども保健福祉課)

〔母子保健指導・相談事業〕

- 妊婦・出産及び育児について記録し、親子の健康づくりに役立つことができるよう、妊娠の届け出をした人に、母子健康手帳の交付・相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健診、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を行います。
- 両親学級等の開催による出産・育児支援を推進します。
- 産後ケア事業等により、包括的な産前産後のサポートを推進します。
- 乳児家庭全戸訪問等の個別支援の強化とともに、支援の必要な家庭の早期の把握と支援を充実します。

【令和元年度の取組】

- 母子健康手帳交付時において、全数面談し、家庭状況等を確認し、妊娠・出産・育児に関する情報提供及び相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健診、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を実施しました。
- 出産・育児に関する知識の習得等に向けて、主に初産婦及びそのパートナーを対象に、平日及び土・日に両親学級を開催しました。
- 産後ケア事業や産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業等により、妊産婦へのサポートを実施しました。
- 乳児家庭全戸訪問事業を実施し、支援の必要な家庭を把握するとともに、地域や相談機関等の情報提供を行い、子育て家庭の孤立化を予防する支援を行いました。

イ 保育・幼児教育の推進

多様なニーズに即したサービスの提供

(こども未来局：幼児教育担当)

〔幼児教育推進事業〕

- 質の高い幼児教育の推進を図るとともに、一時預かり事業等、保護者の多様なニーズに即したサービス等を提供します。

【令和元年度の取組】

- 多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、幼稚園から認定こども園への移行等を促進しました。（新規実施園：2 園）また、市内幼稚園及び認定こども園 32 園において、一時預かり事業（幼稚園型）を実施しました。

ウ 学校教育の推進

「キャリア在り方生き方教育」の推進

（教育委員会事務局：教育改革推進担当）

〔キャリア在り方生き方教育推進事業〕

- 各学校が「キャリア在り方生き方教育」を通して、子どもたちの自己有用感、学ぶ意欲、人とのかかわる力等、社会的自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を発達の段階に応じて育てていくことを支援します。

【令和元年度の取組】

- 各学校の「キャリア在り方生き方教育」の支援のため、年間3回の担当者研修会や、学校訪問研修等を行いました。また高校生用「キャリア在り方生き方ノート」を作成し、配布しました。
- 「教育だよりかわさき」にキャリア在り方生き方教育の実践例を掲載、紹介し、保護者の教育活動への理解を深めました。

施策の方向性 4 次年度以降の主な取組の方向性

母子保健の推進については、母子健康手帳交付時に全数面談を実施することで、母子健康手帳の活用方法の周知や情報提供を行い、支援の必要な方を早期に把握し継続的な支援ができるよう推進するとともに、出産・育児を支援するため、週末の開催回数を拡充して、引き続き両親学級等を開催します。また、産後ケア事業等の利用を促進するため周知の取組を強化し、産前産後のサポートを推進するほか、乳児家庭全戸訪問事業を通して、地域の子育て情報や相談機関等を提供することで子育て家庭の孤立化を予防するとともに、支援ニーズの把握に努めます。

保育・幼児教育の推進については、多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、引き続き幼稚園から認定こども園への移行等を促進し、市内幼稚園及び認定こども園における一時預かり事業（幼稚園型）の促進を図ります。

学校教育の推進については、研修会等を通じて、学校のキャリア在り方生き方教育への理解を図り、児童生徒の社会的自立に向け、必要となる力を育む教育活動の実践を支援します。また、学校の取組を支援するものとして、キャリア在り方生き方ノートの作成・改善・配布を継続するとともに、保護者用啓発リーフレットを作成し、家庭や地域での取組について理解を図ります。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進 施策の方向性1 生活に困難を抱える子ども・若者等への支援の充実 ア ひとり親世帯への支援				
	ひとり親家庭の自立支援の推進	●ひとり親家庭の生活状況は、親の就労状況や子どもの成長などに応じて変化していくことから、個々の家庭の状況やニーズに寄り添って支援施策を的確に提供するための相談支援の体制づくりや、相談員の資質向上、支援施策の周知・提供の取組を推進していきます。 ●ひとり親家庭の自立に向けては、正規雇用への移行を目指した継続的な就労支援とともに、就業又は修業と子育てを両立することができる環境整備を進めます。 ●親の離別など辛い経験をした子どもの心に寄り添い、将来の自立に向けて、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、生活習慣の習得や学力の向上、就学の継続等に向けた支援を行います。	●ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて、支援施策の基本的な考え方をまとめ、新たな支援施策として、通勤交通費助成制度、高校生等通学交通費助成制度、小・中学生を対象とした学習支援事業、ひとり親家庭等の医療費助成の所得制限の緩和について検討を行いました。施策の検討に当たっては、ひとり親家庭全体が対象となる施策を行うことを前提に、主に親と子の将来の自立に向けた支援を行うこととし、特に子どもに対しての支援を重点化することとしました。	●ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて新たな施策を含めた各施策を効果的に実施していきます。
	資金貸付を活用した就労支援等の充実	●ひとり親家庭等の児童の学費や就労のための資格取得、転居に伴う費用などの貸付けを行います。	●ひとり親家庭等の貸付資金について窓口となる各区役所と連携を図りながら、制度の事前周知に努めたほか、適切に申請受付・審査を行い、資金が必要な人に速やかに貸付けを行いました。	●平成29年度に運用見直しを行い、周知徹底したことから、平成29年度以降、約300件程度で推移しています（平成28年度の約2倍）。このことに伴う事務の効率化を図るため、令和元年度に申請・審査事務を見直しましたが、令和2年度に修学支援新制度（給付型）が開始されたことに伴い、さらなる効率化に向けた見直しを行います。
イ 児童養護施設等入所児童への支援				
	家庭養護による自立支援の推進	●里親制度の普及・啓発とともに、研修会等の実施や里親支援機関による里親の養育支援を充実し、里親制度による家庭養護を推進します。	●説明会や研修会の実施等により里親制度の普及・啓発を実施するとともに、里親支援機関と連携した里親家庭への訪問等により養育支援を実施しました。	●里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及・啓発を推進するとともに、里親支援機関と連携しながら里親家庭への効果的な支援の実施に向けた取組を進めます。
	家庭的養護による自立支援の推進	●小規模グループによる生活など、家庭的な環境での養育を推進するとともに、適正な職員数を配置し、入所児童の処遇向上をはかります。 ●入所児童の学習支援を充実し、入所中から将来の自立に向けた支援を推進します。 ●施設退所後の自立支援を推進します。	●施設での家庭的養育の推進に向け、職員配置の充実や運営に関する支援を実施しました。 ●新たに地域小規模児童養護施設1カ所を開設し、家庭的養護の推進に寄与しました。	●施設での家庭的養育の推進に向け、引き続き職員配置の充実や運営に関する支援を実施します。 ●自立支援のための各施策の確実な周知を図り、児童の状況に応じて適切な支援が実施されるよう関係機関と連携しながら取組を推進します。
ウ 生活保護受給世帯への支援				
	生活保護受給世帯の自立支援の推進	●生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。 ●生活保護受給世帯の中学生に対して、高校等の進学を支援するため、学習支援・居場所づくり事業を実施します。	●生活保護受給者の能力に応じたきめ細やかな各種就労支援事業を実施しました。 ●生活保護受給世帯に対する学習支援事業について、新たに1か所拡充し、市内13か所で実施しました。また、支援対象をこれまでの中学生から小学5・6年生に拡大し、小学生に対する支援を市内7か所で実施しました。	●生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。 ●生活保護受給世帯の小学5年生から中学3年生に対し、市内14か所で、週2回・1回2時間の学習支援事業を実施します。
	生活保護による支援の推進	●生活保護受給世帯に生業費、技能習得費、就職支度金を支給し自立に向けた支援を実施します。 ●地域みまもり支援センターと連携し、保健師等による健康管理支援を実施します。	●生活保護受給世帯に生業費、技能習得費、就職支度金を支給し自立に向けた支援を実施しました。 ●地域みまもり支援センターと連携し、保健師等による健康管理支援を実施しました。	●国の法定受託事務であるため、現状の事業内容を維持しつつ、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を推進していきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
エ その他、生活に困難を抱える世帯等への支援				
	住宅困窮者に対する市営住宅の提供	●健康で文化的な生活を営むに足りる市営住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な家賃で提供します。	●母子・父子世帯、未就学児童のいる世帯等を対象に募集の抽選における当選の確率を高める優遇措置を実施しました。また、子育て世帯の入居機会の拡大等を図るため、平成30年度に新設した子育て世帯向けの区分(定期借家制度)での募集を4回実施し、19世帯が入居しました。	●市営住宅募集における優遇措置や定期借家制度を適切に運用します。
	就学援助制度・奨学金制度による就学支援・進学支援の推進	●就学援助制度を活用し、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の学校生活の援助を実施します。 ●奨学金制度を活用し、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な高校生、大学生への支援を実施します。	●新小・中学1年生(次年度入学)への新入学児童生徒学用品費の入学前支給を実施しました。就学援助システムを活用し、所得確認作業や、資金管理、支給事務等について事務の効率化を図りました。 ●奨学金の支給(高校生)及び貸付(大学)による支援を実施しました。大学奨学金については、国の制度や他都市の状況の把握に加え、利用者の意向を確認する等、制度のあり方について検討を行いました。	●就学援助制度について、就学援助システムを活用した事務フローについて、より効率化するための課題を洗い出し、改善に向けた取組を進めていきます。また、令和2年度から卒業アルバム代を支給項目として追加します。 ●奨学金の支給(高校生)及び貸付(大学)について継続実施します。大学奨学金については、国や他都市の動向を踏まえ、事業の見直しについて検討していきます。
	ボランティア等を活用した不登校等の子ども・若者への支援の充実	●児童相談所等において支援を実施している不登校等の子ども・若者を対象として、ボランティアの活用による個別支援や集団活動を通じた支援を行います。	●個別支援活動に300人、集団支援活動に92人の参加があり、それぞれの活動を通じた個別の支援を実施しました。	●年齢の近い大学生などとの触れ合いや小集団のレクリエーション活動を通じ、支援対象児童が、人間関係の醸成を図り内面的に成長し、自主性や社会性を伸ばす取組を推進します。
	だいJOBセンターを活用した生活困窮者への支援の推進	●失業等により生活にお困りの市民の相談を行うだいJOBセンターを運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的・経済的自立に向けた支援を実施します。	●だいJOBセンターにて、社会的・経済的自立に向けた支援を実施し、事業の広報や関係機関との連携強化に努めた結果、新規相談申込者は1,419人を達成しました。また、市内就労支援機関との連携や独自求人の開拓等を行い、就職率は66%となりました。	●関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)における相談につなげるよう、関係機関との連携を強化し、より多くの生活困窮者へ相談支援が行き届くようにします。
	「社会的ひきこもり」等への支援の推進	●相談業務及び当事者グループ活動の運営等による支援を行います。 ●「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患あるいは発達障害を背景に持つ場合は適切な医療機関、相談機関または社会資源につながる支援を行います。	●ケース実数:新規246、繰越55、延べ301 ●支援実数:電話相談269、メール相談6、来所相談3、アウトリーチ884、当事者グループ152、家族グループ20、その他94	●引き続き社会的ひきこもりへの支援を推進する。 ●民間委託に向け、委託化する機能と引き続き行政が担う機能の整理を行う。 ●社会的ひきこもりに限らず、広くひきこもり状態にある方とその家族からの相談体制の構築を行う。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
施策の方向性2 地域における支え合に				
ア 多世代交流などを通じた地域づくりの推進				
	地域における支援体制づくり	●地域の中で、親子が遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭に対する地域の支援体制づくりを進めます。	●親子が安心して遊び交流できる場をつくり、専任スタッフが相談支援等を行う地域子育て支援センター事業や、市民相互が育児に関する援助活動を行うふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、地域の中で子育てを行う親を支援する体制づくりを進めました。	●引き続き、地域子育て支援センター事業やふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、安心して子育てを行えるよう、地域の中で子育てを行う親に対する支援を実施します。
	老人いこいの家との連携による多世代交流の促進	●こども文化センターと老人いこいの家との連携強化により、多世代交流の促進に向けた取組を推進します。	●老人いこいの家との連携強化により、多世代交流の促進に向けた取り組みを推進しました。	●引き続き、こども文化センターと老人いこいの家等との連携強化により、多世代交流の促進に向けた取組を推進します。
	地域との連携による放課後の居場所づくりの推進	●地域と連携を図りながら、放課後等に小学生が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。	●学校の夏休み等の期間において、わくわくプラザの朝の開所時間延長に向けた試行的な取組を実施するなど、地域と連携を図りながら、放課後等に小学校が安全・安心に過ごせる場づくりを進めました。	●引き続き、地域と連携を図りながら、放課後等に小学生が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。
	こども文化センターとの連携による多世代交流の促進	●こども文化センターとの連携強化により、多世代交流の促進に向けた取組を推進します。	●令和元年度からの新たな指定管理期間において「多世代交流を中心とした地域交流に関する取組」を指定管理業務として仕様書に位置付け、地域交流に関する取組を幅広く実施しました。	●令和2年度においても引き続き、地域交流に関する取組を幅広く実施していきます。
	民間保育所による子育て支援の推進	●地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、民間保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を推進します。	●地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、民間保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を実施しました。	●引き続き、本取組の充実を推進します。
	公立保育所による子育て支援の推進	●保育・子育て総合支援センターにおける地域の子ども・子育て支援を推進します。 ●地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、公立保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を推進します。	●大島・大島乳児保育園の建替えとあわせて、川崎区保育・子育て総合支援センターを開設しました。 ●園庭開放や子育て相談など、公立保育所が持つ機能を活用するとともに、民生児童委員など関係団体との連携を図りました。	●保育・子育て総合支援センターについては、公立保育園(センター園)の建替えとあわせて、各区1か所ずつ(計7か所)の整備を進めます。 ●当該センター及び公立保育所が持つ機能を地域の子育てに関する資源として子育て支援を推進します。
イ 学校を中心とした地域づくりの推進				
	地域の創意工夫を活かした学校運営の推進	●家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営を推進します。	●各学校が、学校・家庭・地域の連携を推進していく学校運営協議会や学校教育推進会議を開催し、信頼される学校づくりを推進しました。	●多様な課題に対応するために、学校運営支援の協議を継続的・組織的に行える学校運営協議会の充実に努めます。
	地域資源を活かした学校づくりの推進	●学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりを推進します。	●「夢教育21推進事業」を市立学校全校で実施しました。	●引き続き「夢教育21推進事業」の活用を図りながら、特色ある学校づくりを推進していきます。
	地域の教育活動を活用した地域の教育力の向上	●地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につながるよう支援します。	●地域教育会議や川崎市子ども会議、各行政区・中学校区子ども会議の活動を推進し、地域の教育力を育む取組や、子どもの地域参加を支援しました。 ●地域のスイミングスクール等と連携し、泳げない子どもを対象とした水泳教室を市内16箇所で実施しました。	●引き続き各行政区、各中学校区地域教育会議の活動を支援するとともに、子ども会議の取組を推進します。 ●引き続き、地域のスイミングスクール等と連携し、泳げない子どもを対象とした水泳教室を実施します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
	地域団体との協働による子どもの学習や体験のサポート、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりの推進	●地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。	●地域ぐるみで子ども達の学びや体験をサポートする「地域の寺子屋」を、令和元年度末で55か所へ拡充するとともに、翌年度の開講に向けて準備を進めました。	●全市立小中学校への寺子屋の拡充を目指して、引き続き事業を推進します。
ウ 地域の主体的な活動の推進				
	青少年関係団体による青少年健全育成の推進	●地域社会全体で子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援します。	●行政、青少年関係団体、民間企業等で構成される「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、地域が実施している「こども110番」事業に対し、ステッカーの提供や小学校1～3年生全員への啓発チラシの配布、協力施設の保険料負担等の支援を行うとともに、各区で情報交換会を実施しました。また、7月、11月の強調月間では、等々力陸上競技場1階ホーム側コンコースやJR川崎駅東口駅前広場においてキャンペーン活動を実施しました。	●「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、PTAが主体となって地域で実施している「こども110番」事業を引き続き支援することで子どもを地域で見守る体制づくりを推進するとともに、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、啓発活動を行い、市民意識の醸成を図ります。
	地域における主体的な活動の促進	●地域子ども・子育て活動支援助成事業を活用し、地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体に対して助成を行います。 ●地域の主体的な活動・取組を促進・支援するための「つなぐ」仕組の構築に向けた検討を進めます。	●「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対し、補助金を交付しました。 ●地域の主体的な活動・取組を促進・支援するための「つなぐ」仕組の構築に向け、「こども安全推進部会」を立ち上げ、関係部署間の相互連携や情報共有の必要性などについて検討したほか、現場にアリング等を実施し、現状把握を行いました。	●「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対し、引き続き補助金を交付します。 ●地域の主体的な活動・取組を促進・支援するための「つなぐ」仕組の構築に向け、引き続き検討を進めます。
施策の方向性3 相談機関等による支援の充実と連携の強化				
ア 相談・支援機関の支援の充実(専門性の強化)				
	学校生活に関わる相談・支援の充実	●総合教育センターや教育相談室等において、不登校、いじめ、その他の学校生活における悩み等の相談・支援を実施します。	●相談業務として、電話相談(教育一般、子ども専用電話相談、24時間子供SOS電話相談)や来所面接相談(溝口相談室、塚越相談室)を行い、気軽に相談できる体制を継続しました。また、市内6か所に設置しているゆうゆう広場(適応指導教室)内の活動を充実させ、児童生徒の支援の充実を図りました。	●電話相談員、心理臨床相談員、家庭訪問相談員、ゆうゆう広場教育相談員の資質向上を図るため、連絡協議会のやり方を改善し、研修においては、事例検討を通して、講師から適格なアドバイスをいただくようにします。
	児童虐待の未然防止等の推進と関係機関の連携の充実	●各区役所地域みまもり支援センターにおける多職種の専門職により、予防的な個別支援の充実を推進します。 ●児童虐待防止センターにおける相談により、児童虐待の早期発見、早期対応、未然防止に取り組めます。 ●医療機関、警察、学校等との連携強化や要保護児童等へのきめ細かな対応と個別支援の実施など、要保護児童対策地域協議会の運営体制を充実します。	●児童相談所の法的権限と専門性を活かした、適時適切な対応を行いました。 ●児童福祉司、児童心理司を増員し、児童相談所における体制の強化を図りました。 ●平成30年12月に国が発表した「児童虐待対応体制総合強化プラン(新プラン)」を受け、本市における児童相談所の体制強化策について検討を進めました。	●子どもの置かれた状況に応じた高度な専門性を活かした相談支援を実施するため、「児童虐待対防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、児童相談所の体制強化を図ります。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
	児童相談所による専門相談支援の強化	●子どもの置かれた状況に応じ、高度な専門性を活かした子ども・若者及び家庭への相談や援助、要保護児童の児童養護施設等への措置等を適切に実施していくために児童相談所の体制強化を図ります。	●児童相談所の法的権限と専門性を活かした、適時適切な対応を行いました。 ●児童福祉司、児童心理司を増員し、児童相談所における体制の強化を図りました。 ●平成30年12月に国が発表した「児童虐待対応体制総合強化プラン(新プラン)」を受け、本市における児童相談所の体制強化策について検討を進めました。	●子どもの置かれた状況に応じた高度な専門性を活かした相談支援を実施するため、「児童虐待対防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、児童相談所の体制強化を図ります。
	地域に根ざした相談支援の推進	●育児支援プログラムの実施など、児童家庭支援センターにおける児童虐待対策の機能強化を図るとともに、市内関係機関や市民への周知を行い、地域に根ざした相談支援機関として、取組を推進します。	●市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、支援を必要とする児童や家庭からの相談を4,177件受け、専門的な相談支援を実施しました。	●身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする子どもやその家庭からの相談に対する支援を推進するため、児童家庭支援センターにおける相談支援の充実に取り組みます。
	総合的な就業支援の推進	●求職者への個別相談や就職活動に役立つセミナーを実施するなど、「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援を推進します。 ●「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」の運営により、個別カウンセリング、職業・職場体験、学校連携等を行い、若者無業者の職業的自立支援に取り組みます。	●キャリアサポートかわさきについては、令和元年度は、就職決定者数502人となりました。 ●コネクションズかわさきについては、令和元年度は、進路決定者数152人となりました。	●雇用情勢や社会的ニーズに応じながら継続して事業を実施し、求職者に対する就業支援を実施していきます。
	精神的健康の保持・増進	●精神障害者の早期治療の促進、自立と参加の支援、市民の精神的健康の保持・増進を図ります。	●各区役所保健福祉センター高齢・障害課にて精神科医及び社会福祉職、心理職、保健師等による精神保健福祉相談を実施するとともに、各種制度案内による生活支援を行いました。また、各種セミナー、講演会の実施により、市民への精神保健に係る普及啓発を行いました。	●各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課にて、精神保健相談を継続的に実施していくとともに、精神保健福祉に係る普及啓発についても市民の関心に合わせて取組を行っていきます。
	発達障害児・者支援体制の充実	●発達相談支援センターを運営し、発達障害者等からの相談に応じ、情報の提供、指導を行うなど、関係機関と連携しながら、支援体制の充実を図ります。	●発達相談支援センターの適正な運営と、関係機関との連携や情報共有、支援体制の整備に向けた会議体の開催しました。また、各種研修会を通じて人材の育成や市民への啓発活動に取り組みました。	●増加傾向にある発達障害児者及び家族に対する支援の充実に向け、発達相談支援センターを中心に、引き続き施策を推進します。
	療育相談・支援の充実	●地域療育センターを運営し、障害児等の相談、診療、評価、訓練等の支援を充実します。	●南部地域療育センターの指定管理者制度の更新を適正に実施し、連絡会議などを通じて4か所の地域療育センターが質の高い相談、診療、評価、訓練等に取り組めるよう調整を図りました。	●北部療育センターの指定管理者制度の更新を行うとともに、障害児が増加傾向にあることから、相談業務のあり方について検討が必要です。引き続き、適正な運営に取り組みながら、課題解決に向けた調整を図っていきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
イ 相談・支援機関の連携の強化(ネットワークの強化)				
	要保護児童対策地域協議会によるネットワークの強化	●要保護児童対策地域協議会における取組を推進し、地域におけるネットワークの強化を図ります。 ●各区役所地域みまもり支援センターと児童相談所の連携を強化し、ケースの状況に応じた個別支援の強化を図ります。	●代表者会議(年2回)は、要保護児童等支援に関するシステム全体の検討、実務者会議の活動状況報告及び評価、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握調査」の報告や課題の検討を実施しました。 ●区役所と児童相談所の連携のあり方について、両機関の権限・役割を確認した上で、相互の関係性強化について検討を行い、また、個別支援会議を664回開催しました。	●要保護児童等の支援の充実のため、要保護児童対策地域協議会における関係機関のネットワークの強化に取り組みます。また、各区役所地域みまもり支援センターと3児童相談所の連携強化を図ること、地域における個別支援の充実を推進します。
	子ども・若者支援に関わるネットワークの強化	●子ども・若者支援に関わる相談・支援機関のネットワークのあり方を検討します。	●子ども・若者支援に関わる相談・支援機関のネットワークのあり方の検討に向け、まずは、関係部署間の相互連携や情報共有の必要性などについて検討したほか、現場ヒアリング等を実施し、現状把握を行いました。	●子ども・若者支援に関わる相談・支援機関のネットワークのあり方を引き続き検討します。
	民生委員児童委員による見守りの推進	●民生委員児童委員を適正に配置し、地域における身近な相談と見守りを推進します。	●担当世帯数の適正化、効果的な研修の実施、広報強化など活動支援の充実を図りましたが、「川崎市民生委員の定数を定める規則」で適正な定数に改正したこと等により、一斉改選の結果61人減の1,479人となり、目標の充足率96.7%には届きませんでした。(充足率は81.6%)	●「民生委員児童委員活動に関するアンケート」の結果による活動の負担感についての分析や欠員地区の原因分析に基づき、社会福祉協議会や町内会・自治会等の関係団体と検討会を設置し、行政依頼事項等の負担軽減について検討を行い、充足率の向上に向けた取組を進めていきます。
施策の方向性4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実				
ア 母子保健の推進				
	乳幼児の発達支援の充実と医療機関との連携の推進	●妊婦の健康や乳幼児の心身の成長を支えるため、健康診査を実施します。 ●健診に引き続き要支援家庭等への支援を充実するため、産婦人科及び小児科等医療機関との連携の取組を推進します。	●妊婦及び乳幼児に対する健康診査を実施しました。 ●健康診査で把握した支援の必要な家庭について、産婦人科及び小児科等医療機関と連携し、継続支援を行いました。	●異常の早期発見、早期治療のため妊婦及び乳幼児の健康診査を実施するとともに、必要に応じて継続支援に繋がられるよう医療機関との連携を推進していきます。
	出産・育児に関わる相談・支援体制の充実	●妊婦・出産及び育児について記録し、親子の健康づくりに役立つことができるよう、妊娠の届け出をした人に、母子健康手帳の交付・相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健診、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を行います。 ●両親学級等の開催による出産・育児支援を推進します。 ●産後ケア事業等により、包括的な産前産後のサポートを推進します。 ●乳児家庭全戸訪問等の個別支援の強化とともに、支援の必要な家庭の早期の把握と支援を充実します。	●母子健康手帳交付時において、全数面談し、家庭状況等を確認し、妊娠・出産・育児に関する情報提供及び相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健診、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を実施しました。 ●出産・育児に関する知識の習得等に向けて、主に初産婦及びそのパートナーを対象に、平日及び土・日に両親学級を開催しました。 ●産後ケア事業や産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業等により、妊産婦へのサポートを実施しました。 ●乳児家庭全戸訪問事業を実施し、支援の必要な家庭を把握するとともに、地域や相談機関等の情報提供を行い、子育て家庭の孤立化を予防する支援を行いました。	●母子健康手帳交付時に全数面談を実施することで、母子健康手帳の活用方法の周知や情報提供を行い、支援の必要な方を早期に把握し継続的な支援ができるよう推進します。 ●出産・育児を支援するため、週末の開催回数を拡充して、引き続き両親学級等を開催します。 ●産後ケア事業等の利用を促進するため周知の取組を強化し、産前産後のサポートを推進します。 ●乳児家庭全戸訪問事業を通して、地域の子育て情報や相談機関等を提供することで子育て家庭の孤立化を予防するとともに、支援ニーズの把握に努めます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
イ 保育・幼児教育の推進				
	待機児童対策の推進	●地域の保育需要にあった認可保育所の整備や認可外保育施設等への支援を進め、待機児童解消に向けた取組を推進します。	●待機児童の解消に向けて、多様な手法を用いた保育受入枠の確保、区役所におけるきめ細やかな相談・支援、保育の質の維持・向上の取組を実施しました。	●今後のさらなる利用申請者数の増加を見込み、認可保育所の整備や認可外保育施設への支援を継続して実施し、待機児童解消に向けた取組をより一層推進していきます。
	保育受入枠の拡大による保育ニーズへの適切な対応	●高まる保育ニーズに適切に対応するため、様々な手法を活用して認可保育所を整備し、保育受入枠の拡大を推進します。	●民有地等活用、民間事業者活用、公立保育所民営化、既存保育所の定員増、川崎認定保育園の認可化、地域型保育事業による受入枠の確保及び自主整備により、保育受入枠の拡大を推進しました。	●引き続き、保育ニーズへの適切な対応を図るため、様々な手法を活用した認可保育所の整備を推進し、受入枠を拡大します。
	質の高い保育サービスの提供	●長時間延長保育や一時保育、休日保育など多様な保育サービスを充実するとともに、質の高い保育サービスを提供します。	●長時間延長保育や一時保育、休日保育など多様な保育サービスを実施し、質の高い保育サービスを提供しました。	●引き続き、本取組の充実を推進します。
	公立保育所を活用した保育の質の向上	●公立保育所を活用し、保育の質の向上、優秀な保育人材の育成、地域の子育て支援の充実を図ります。	●民間保育所への支援を強化するとともに、市内保育関係施設向けに公民合同の課題別研修や公開保育、小規模保育所等でのデリバリー講座を実施し、更なる保育の質の向上に繋げました。また、保育所の園庭開放や各種事業を通して相談機能の強化を図りました。	●公立保育所等を活用した公開保育や実践を主とした研修の開催等を通して更なる保育の質の向上や地域のニーズに根差した地域支援の充実を進めます。
	多様なニーズに即したサービスの提供	●質の高い幼児教育の推進を図るとともに、一時預かり事業等、保護者の多様なニーズに即したサービス等を提供します。	●多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、幼稚園から認定こども園への移行等を促進しました。(新規実施園:2園)また、市内幼稚園及び認定こども園32園において、一時預かり事業(幼稚園型)を実施しました。	●多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、引き続き幼稚園から認定こども園への移行等を促進し、市内幼稚園及び認定こども園における一時預かり事業(幼稚園型)の促進を図ります。
	国と連携した子育て世帯への支援策の推進	●国の幼児教育・保育の無償化の取組の着実な反映など、国の子育て世帯に対する支援策と連携した取組を進めます。	●国の幼児教育・保育の無償化の取組に対し、国や近隣他都市と密に連携をとりながら、新たな保育料制度へ向けてのルールの整理やシステム改修等、事務処理方法等の検討を行いました。	●適正な幼児教育・保育の無償化の実施に向けて、各関連部署と連携し市民への周知を図っていきます。また、システムの改修や民間への委託等、効率的な事務処理方法を推進します。
ウ 学校教育の推進				
	教職員に対する研修の充実	●子どもの学びと育ちをつなぐために、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る研修を実施します。 ●子どもの学習の理解度に応じた指導のあり方に関する研修とともに、子どもの問題を早期発見・早期対応するため、子ども一人ひとりが抱える様々な課題に関連した内容について、ライフステージに応じた研修や教育課題に対応した研修、職能別スキルアップ研修を実施します。	●幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るために、幼児教育に携わる保育園、幼稚園の先生と意見交流をしながら、一緒に子どもの育ちを考える研修を行いました。 ●教職員の専門職としての資質や力量の向上および創造性豊かな教育の推進を目的として、基礎的、実践的、先導的な研修の充実を図りました。	●引き続き、子ども一人ひとりが抱える様々な課題に関連した内容について、ライフステージに応じた研修や教育課題に対応した研修、職能別スキルアップ研修を実施します。教員の多忙化につながらないようにしながら、研修の質の転換を図る等、研修の見直しを行います。
	「キャリア在り方生き方教育」の推進	●各学校が「キャリア在り方生き方教育」を通して、子どもたちの自己有用感、学ぶ意欲、人とかかわる力等、社会的自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を発達の段階に応じて育てていくことを支援します。	●各学校の「キャリア在り方生き方教育」の支援のため、年間3回の担当者研修会や、学校訪問研修等を行いました。また高校生用「キャリア在り方生き方ノート」を作成し、配布しました。 ●「教育だよりかわさき」にキャリア在り方生き方教育の実践例を掲載、紹介し、保護者の教育活動への理解を深めました。	●研修会等を通じて、学校のキャリア在り方生き方教育への理解を図り、児童生徒の社会的自立に向け、必要となる力を育む教育活動の実践を支援します。また学校の取組を支援するものとして、キャリア在り方生き方ノートの作成・改善・配布を継続します。 ●保護者用啓発リーフレットを作成し、家庭や地域での取組について理解を図ります。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
	習熟の程度に応じた取組の推進	●各学校においては、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細やかな対応を図る習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。	●児童生徒の生活状況・学習状況の実態に応じて体制整備を進め、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導を取り入れ、教育活動を進めました。 ●研究協力校6校において小中9年間を見据えた実践しました。	●小中9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導の実践に取り組んでいきます。 ●「きめ細やかな指導 実践編」等の冊子や映像教材作成とそれぞれを活用した効果的な取組を実施していきます。 ●学校の実情に応じた少人数指導・少人数学級などを継続してきます。
	健康教育による健やかな学校生活の促進	●健やかな学校生活を送るため、健康診断等の実施、学校医等の配置を行うとともに、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。	●児童生徒の健康診断の実施や学校医等の配置を行うとともに、薬物乱用防止教室の開催等健康教育の充実に資する取組を実施しました。	●継続した取組を行うことで、児童生徒の健康教育の充実を図ります。
	安全・安心な学校給食の提供による健康給食の推進	●児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。	●安全・安心な学校給食の提供に向け、学校給食センターPFI事業のモニタリングや老朽機器の更新等を適切に実施するとともに、小・中学校間の連携強化等により小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進しました。	●引き続き安全・安心な学校給食の提供や体系的・計画的な食育を推進するとともに、教職員の負担軽減を図る取組として、給食費の公会計化の導入に向けた取組を進めていきます。
	定時制生徒の自立支援の推進	●定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援を推進します。	●定時制生徒の将来の自立に向け、2校で相談・支援を実施しました。	●2校での実施を継続し、さらに他校への展開も含め相談・支援体制の充実に取り組みます。
	教育活動に対する支援体制の充実	●教育活動サポーターの配置により、児童生徒への学習支援・相談の充実など、教育活動に対する支援体制の充実を図ります。	●教育活動サポーターを小学校80校に計3,298回、中学校30校に計1,246回配置しました。	●教育活動サポーターを各学校の要請に基づいて配置します。
	教育的ニーズに応じた多様な学び等の特別支援教育の推進	●「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。	●対象児童生徒21名に対し個々の医療的ケアの状況に応じた看護師配置を行い、うち9名を対象に自立支援を行いました。また、特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能による小・中学校への支援を実施しました。また、特別支援教育研修の実施による専門性の向上に努めました。	●特別支援学校及び通級指導教室のセンター的機能を充実させ、小中学校への支援力を高めていくよう努めます。また、国の動向を見据えた通級指導教室の運営改善について引き続き検討していきます。
	児童生徒への専門的な相談体制の充実	●相談体制の充実に向けた検討を行い、スクールカウンセラーを活用した専門的相談支援の充実を図ります。 ●各区スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援を実施し、子どもが置かれている状況に応じた支援を推進します。 ●児童支援コーディネーターを中心とした小学校における児童支援を推進します。	●スクールカウンセラー及び学校巡回カウンセラーの質的向上を図るため、連絡協議会、研修会、事例検討会を計画的に開催しました。また、スクールカウンセラー自ら、緊急な案件や対応時には、随時、スーパーバイザーに相談できる体制を作りました。また、児童支援コーディネーターにおいて、研修を通して、各学校の要として働けるように指導しました。	●スクールカウンセラーの重要性と活用方法を、校長会、教頭会、生徒指導連絡協議会、児童支援コーディネーター研修会、養護部会に指導主事を派遣し、各学校に認知してもらうように広報します。また、スクールカウンセラーや児童支援コーディネーターの資質向上に向けた研修について見直していきます。
	不登校児童生徒の相談・支援の充実と中学校夜間学級の運営による教育機会の確保の推進	●不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細やかな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につながるように取り組むとともに、中学校夜間学級の運営を行うなど、教育の機会の確保を推進します。	●ゆうゆう広場内活動を見直し、通級する児童生徒への支援の充実を図りました。また、ICTを利用した支援や経済的支援を行うことで、活動への参加や支援相談につながるよう努めました。 ●夜間学級について市民の方々に広く周知するとともに、夜間学級への希望者に対して、入学・編入相談や入学前見学、体験入学、入学手続きなどが円滑に行えるよう、学校と教育委員会が連携を図り、運営を進めることができました。	●ゆうゆう広場保護者会、学校関係者連絡会議等の充実を図ると共に、学校や関係諸機関との連携を密にし、学校復帰、社会的な自立に向けた支援に努めます。 ●夜間学級の周知を広く行うとともに、入学希望者のニーズに対応できるように、西中原中学校と教育委員会が連携をし、入学・編入学相談の充実に努め、教育の機会の確保を図っていきます。

(2) 第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」
の進捗状況

イ 児童家庭支援・児童虐待対策の推進

児童家庭支援・児童虐待対策の推進

近年の核家族化の進行や家庭と地域の関わりの希薄化等に伴い、妊娠や子育て中の保護者が孤立しがちになり、子育てに伴う不安感や負担感を持つ人が増えています。児童相談所や市町村に寄せられる児童虐待の相談・通告件数は、全国的にも本市においても増加し続けており、また、虐待により児童が死亡する痛ましい事例も発生している状況にあります。

国は、平成 30 年 12 月に、暮らし場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、これまでの取組に加えて、更に進めるため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」を策定しました。本市としても、これら国の動きを踏まえ、3つの基本的な考えのもと、これに基づいて7つの施策の方向性を定め、以下の取組を実施しました。

施策の方向性 1 地域での子育て支援の充実

子育てを取り巻く環境が変化する中、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しているため、地域での子育て支援の充実に向けた取組を推進しました。

ア 地域の社会資源の有効活用

ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力の向上（こども未来局：企画課）

- 市民相互が育児に関する援助活動を行うふれあい子育てサポート事業を実施し、地域の中で子育てを行う親を支援する体制づくりを進めました。

イ 地域の子育て情報の多様化の推進

地域みまもり支援センターによる地域の子育て情報の収集・発信

（区役所：地域ケア推進課）

- 地域における子育て支援の取組が多様化する中、これらの情報を必要とする親子に届くよう、広く発信に取り組みました。

施策の方向性 1 次年度以降の方向性

孤立感や負担感を持つ子育て家庭の増加に対応し、地域の社会資源の有効活用や、子育て関連情報の発信に、継続して取り組みます。

施策の方向性 2 虐待の発生予防策の推進

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援や、妊娠に必要な知識の普及啓発及び保健教育を推進し、児童虐待防止に向けた普及啓発を進めました。

ア 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進

乳児家庭全戸訪問事業等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握

(区役所：地域支援課 こども未来局：こども保健福祉課)

- 長期里帰りや入院等で訪問が困難な世帯を除く、ほぼ全ての乳児家庭に対して家庭訪問を行い、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、対象者の支援ニーズに合わせて相談機関等の情報提供を行いました。

イ 妊娠に必要な知識の普及啓発及び保健教育の推進

母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じた普及啓発の推進

(区役所：地域支援課 こども未来局：こども保健福祉課)

- 母子健康手帳交付時やその他母子保健事業において、チラシの配布等により健やかな妊娠・出産・育児に係る知識・情報の普及啓発を実施しました。

ウ 児童虐待防止に向けた普及啓発

民生委員児童委員・主任児童委員等関係機関と連携した啓発活動の実施

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

- 毎年 11 月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、民生委員・児童委員などの地域の関係機関等の協力を得ながら様々な広報活動を推進しました。また、小学生のチームを対象とした「オレンジリボン・ファミリーカップ」を開催しました。

施策の方向性 2 次年度以降の方向性

妊娠期からの切れ目のない支援や、妊娠に必要な知識の普及啓発、児童虐待の課題に対する理解を促進するための啓発月間の推進等、虐待発生予防策に引き続き取り組みます。

施策の方向性 3 早期発見・早期対応の充実

乳児家庭全戸訪問事業等母子保健事業の実施、要保護児童対策地域協議会等による関係機関との連携の強化、地域での見守り体制の構築などを通じ、児童虐待の早期発見・早期対応を進めました。

ア 母子保健事業からの早期把握と支援

乳幼児健康診査未受診者へのフォローの実施

(区役所：地域支援課 こども未来局：こども保健福祉課)

- 乳幼児健康診査事業において、健診未受診者に対して電話や訪問等により乳幼児の養育状況を
確認するとともに、受診勧奨を実施しました。

イ 病院・保育所・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応

川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

- 「川崎市児童虐待対応ハンドブック（第3版）」を、関係機関に配布・周知し、児童虐待の早
期の把握と支援へのつながりに関する取組を進めました。

ウ 虐待通告への迅速かつ的確な対応・支援

要保護児童対策地域協議会連携調整部会、個別支援会議での児童相談所及び地域みまもり 支援センター等関係機関による情報共有・適切な支援方針の確認

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

- 虐待通告先となる児童相談所と区役所地域みまもり支援センター両機関において、受理し
た事案についての情報収集を速やかに実施し、共通リスクアセスメントシートを活用して
リスク評価を行い、それぞれの役割と機能を活かした適切な支援を行いました。

エ 地域の見守り体制の構築・充実

こんにちは赤ちゃん事業を通じた地域での見守り体制の充実

(区役所：地域支援課 こども未来局：こども保健福祉課)

- こんにちは赤ちゃん事業で、地域の支援者が乳児家庭を訪問することにより、子育てサロンを
紹介する等、地域とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防する取組を進めました。

オ 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実

全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有

(区役所：地域支援課 こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

- 全市代表者会議、各区実務者会議代表者部会を開催し関係機関との情報共有を実施しました。
また、各区実務者会議連携調整部会を毎月、個別支援会議を計664回開催し、情報交換、支
援方針確認、役割分担を行いました。

施策の方向性3 次年度以降の方向性

母子保健事業における早期把握と支援の取組を進めるとともに、要保護児童対策地域協議会等の地域ネットワークを活用し、医療・保育・教育等関係機関等との連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応を進めます。

施策の方向性 4 専門的支援の充実・強化

児童虐待対応においては、児童・保護者双方に対する支援で高い専門性が求められるため、組織内の多職種協働に加え、外部のスーパーバイザーによる定期的なSVや、各種専門機関・専門家と連携を強化する等、専門的支援の充実・強化を行いました。

ア 児童及び保護者に対する支援

スーパーバイズ（SV）等を活用した適切かつ専門的な支援の推進

（こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室）

- 児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーによるSVを受け、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施しました。

イ 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応

児童相談所と地域みまもり支援センター各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践

（こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室）

- 児童相談所と各区役所地域みまもり支援センターとの適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施しました。

ウ 児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化

児童相談所・一時保護所の機能等の検討

（こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室）

- 一時保護所のあり方について、児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）に基づく体制強化と定員を超過する状況を踏まえ、ソフト・ハード両面での検討を行いました。
- 中部児童相談所一時保護所において、第三者による評価を受審しました。

エ 効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の充実

児童相談所間及び区役所間、また児童相談所と区役所間でのネットワーク化による情報共有の促進（区役所：地域支援課 こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室、児童相談所）

- 児童相談所と区役所地域みまもり支援センターをつなぐ「児童相談システム」の運用及びカスタマイズにより、児童及び家庭に関する情報の一元的な管理による包括的な支援を実施しました。

オ 総合的なアセスメントの強化

共通リスクアセスメントツールの活用と適切な支援の実施

(区役所：地域支援課 こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室)

- 要保護児童対策地域協議会の連携調整部会等や、個別への支援経過の中でツールを活用し、児童相談所及び地域みまもり支援センター等関係機関間でリスクを共有し、適切に支援を実施しました。

カ 各種専門機関・専門家との連携の強化

療育、障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進

(こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室)

- 在宅支援、措置児童支援において、精神保健福祉センター、療育センター等関係機関との協働により、支援を実施しました。

施策の方向性4 次年度以降の方向性

組織内の多職種協働に加え、外部のスーパーバイザーによる定期的なSVや、各種専門機関・専門家と連携を強化すること等により、求められる高い専門性を確保し、支援の充実・強化を行います。

施策の方向性5 人材育成の推進

専門職の育成に関わる研修等を充実させるとともに、長期的な仕組みづくりに取り組み、高い専門性が求められる児童虐待対策分野における人材育成を進めました。

ア 専門職の育成に関わる研修等の充実

専門職機能の強化・実効的な多職種協働を実践するための研修の実施

(区役所：地域支援課 こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

- 児童家庭支援全体のスキルの向上のため、児童相談所業務の研修、外部専門機関への派遣研修について区役所地域みまもり支援センター職員へ対象を広げるとともに、OJTによる人材育成を実施しました。
- 要保護児童対策地域協議会調整担当者研修を対象職員が受講するとともに、児童相談所新任研修に区役所地域みまもり支援センター職員も受講しました。

イ 専門職の長期的な人材育成の仕組みづくり

「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく人材育成の推進

(こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室)

- 保健・医療・福祉等専門職の人材育成を行い、様々な職場を経験し広い視野を持てるよう

職員を循環させる人事異動を計画的に進めることで、組織的な対応力を確保しつつ、質の高い専門職の質の向上に向けた育成を進めました。

ウ 関係機関における人材育成

要保護児童対策地域協議会を活用した研修の充実

(こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室)

- 各区実務者会議において事例検討会を開催し、知識・スキルを高め、各機関同士の業務や役割の理解を促進しました。

施策の方向性5 次年度以降の方向性

国の新プランでは令和4年度までに、児童福祉司等の人材確保を進めるとされており、当該分野における人材育成の必要性はますます高まっています。専門的な研修を行い、様々な職場を経験し広い視野を持てるよう職員を循環させる人事異動を計画的に進めることで、当該分野における人材育成を進めます。

施策の方向性6 社会的養護・自立支援の充実

平成29年に国が示した「新たな社会的養育ビジョン」には、家庭養育の更なる推進、児童養護施設等の高機能化・多機能化がうたわれており、本市においても、子育て短期支援事業や里親の新たな担い手の確保等の取組を進めました。

ア 児童養護施設等における家庭的養育の推進

児童養護施設等への運営支援

(こども未来局：こども保健福祉課)

- 施設での家庭的養育の推進に向け、職員配置の充実や児童の支援の向上に向けた経費を支弁するとともに、施設運営における情報提供や助言指導等を実施するなど施設運営に関する支援を実施しました。

イ 里親制度の推進と里親支援の充実

養育里親、専門里親、養子縁組里親の新たな担い手の確保

(こども未来局：こども保健福祉課)

- ポスター・チラシ等の配布・掲示のほか養育里親に関する説明会を年12回、養子縁組里親に関する説明会を年3回実施するなど里親の担い手確保に向けた取組を推進しました(令和元年度末の里親登録数168世帯)。

ウ 要保護児童の自立に向けた支援

要保護児童の円滑な社会的自立に向けた支援

(こども未来局：こども保健福祉課)

施設入所や里親委託中の児童に対し、将来の自立に結びつくような継続的な支援を行いました。

エ 親子関係再構築の取組の推進

家族再統合（児童相談所）及び家族支援（地域みまもり支援センター）の充実

(こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室)

- 福祉、医療、心理職等による多角的な視点からケースの見立て、支援計画策定を実施し、家庭復帰等に向けた適切な支援のため、アセスメント会議における課題の整理等により、家族支援の充実を図りました。
- 区役所地域みまもり支援センターの社会福祉職、心理職、保健師等により身近な場所での家族支援の充実を図りました。



施策の方向性6 次年度以降の方向性

より家庭に近い環境での養育を実現するため、令和2年2月に策定した川崎市社会的養育推進計画に基づき、里親の確保や親子関係再構築の取組等を進めます。

施策の方向性7 地域・広域連携等の強化

地域への普及啓発の取組を含め、児童虐待の課題への対応策を実施するにあたり、関係する団体、機関、自治体と効果的かつ的確に連携を進めました。

ア 町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等による取組の強化

民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等の関係機関との連携充実

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

- 11月の児童虐待防止推進月間を中心とした期間に行う、市内での啓発活動等の際し、行政、民生委員児童委員・主任児童委員、関係団体及び企業等が協働し、児童虐待防止に向けた広報・啓発活動を実施しました。

イ 他の自治体と連携した対応の充実

児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせに基づく連携

(こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室)

- 他の自治体と連携し、適切に他自治体等へのケース移管及び情報提供を実施しました。

ウ 警察や検察と連携した対応の充実

神奈川県警察と児童相談所の児童虐待事案に係る協定書に基づく適切な情報共有

(こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室)

- 児童虐待事例等について、協定に基づき適切に情報共有を図るとともに、県警と児童相談所の円滑な協力関係を築き、適切に対応しました。

施策の方向性7 次年度以降の方向性



地域に向けた普及啓発の取組を含め、児童虐待の課題への対応策を進めるにあたり、関係する団体、機関、自治体と効果的かつ的確に連携を図ります。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進 施策の方向性1 地域での子育て支援の充実 ア 地域の社会資源の有効活用			
地域子育て支援センターの運営	●地域子育て支援センター事業を実施し、地域の子育て支援機能の充実・子育ての不安感等の緩和に努め、子どもの健やかな育ちの支援を図ります。	●親子が安心して遊び交流できる場をつくり、専任スタッフが相談支援等を行う地域子育て支援センター事業を実施し、地域の中で子育てを行う親の不安感の緩和や、子どもの健やかな育ちを支援する体制づくりを進めました。	●引き続き、地域子育て支援センター事業を実施し、親の子育てに関する不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。
ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力の向上	●市内4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の親や、援助活動に理解と熱意のある地域の方々を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進します。	●市民相互が育児に関する援助活動を行うふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、地域の中で子育てを行う親を支援する体制づくりを進めました。	●引き続き、ふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、安心して子育てを行えるよう、地域の中で子育てを行う親に対する支援を実施します。
子育てグループ等への各種支援及び連携	●地域において、親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む子育て自主グループへ活動費を補助し、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力の向上を図ります。 ●区内で自主的に活動している子育てグループ(フリースペースやサロン)や自主グループの情報を広く広報するとともに、専門職等の派遣などを通じ、継続的な活動を支援し、子育ての支援の連携・拡充を図ります。	●申請のあった子育て自主グループへ活動費補助を行い、乳幼児の健全な成長を支援し、地域の中で子育てを行う力の向上を図りました。 ●各区の子育てガイドブックや様々な機会を通じて子育てグループ等の情報を広報するとともに、専門職等の派遣を行い継続的な活動を支援しました。	●引き続き、地域で親同士が協力して子育てに取り組む子育て自主グループの活動に対する活動費補助や、情報の広報を通じて、地域における子育て力を向上し、継続的な活動に向けた支援を行います。
育児不安・ハイリスク家庭等地域からの情報への適切な対応	●子育て支援に関わる関係機関、団体等とのネットワーク会議を開催し、行政との連携を深め、支援を必要としている子育て家庭が地域で孤立することなく、啓発を含め必要な支援に迅速・的確につながる環境の整備を行います。	●こども支援ネットワークに関する会議と部会等の開催により子育て支援関連団体間の情報共有及び連携協働を図りました。 ●子育て支援関連団体や職員向けの、子育て支援に関する講演会や研修を実施しました。 ●子育て支援関連団体等と協働し、子育て家庭向けの諸行事を開催し、地域の子育て情報の提供や、子育て支援に必要な情報等の普及啓発と世代を超えた区民の交流を図りました。	●人口の増加、子育て家庭の増加が続き、核家族化が進んでいます。育児体験が少なく育児不安等に悩む保護者への支援を実施します。 ●引き続き、地域みまもり支援センターによる子育て支援事業の実施、子育て情報の提供のほか、子育て支援団体との協働等により、地域全体による子育て支援を充実していきます。
イ 地域の子育て情報の多様化の推進			
地域みまもり支援センター等関係部署の連携による地域活動への支援	●区における子育てを地域社会全体で支えていくために、地域みまもり支援センターが中心となり関係部署と協議・連携を進め、地域の子育て支援活動の充実を図ります。	●各区役所地域みまもり支援センターが中心となり、子ども・子育て支援に関わる様々な関係部署と意見・情報交換、研修、課題の共有等協議を行い、連携を深めました。 ●関係部署等との連携を活用して、地域の子育て支援活動団体や機関等が情報を共有し、顔の見える関係づくりを構築するなど、地域活動の充実促進につながる仕組みづくりを展開しました。	●各区役所地域みまもり支援センターが地域における子ども・子育て支援の拠点として、地域の実情に即した支援策が展開できるよう、連携体制の一層の強化に取り組みます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
	地域の子育て支援機関が実施する地域子育て支援事業への支援	●区内で自主的に活動している子育てサロンや子育てグループ等の情報、活動内容等を広く紹介し、子育て中の区民の参加を促します。また、専門職等の派遣などを通じ、継続的な活動を支援し、子育てグループ等の活動を人的側面で支援します。	●区内で活動している子育てサロンやグループの情報を区役所内掲示板に掲示したり、子育て講座参加者等にチラシを配布し、参加を促しました。また、区内子育てサロン等への職員派遣や支援者向け研修を実施し、スキルアップと円滑な運営支援を行いました。	●区内子育てサロンや子育てグループ等への支援体制を強化し、専門職の派遣の実施と併せて保育・子育て総合支援センターの研修スペースを活用して、地域の子育て支援の充実を進めます。
	地域みまもり支援センターによる地域の子育て情報の収集・発信	●地域みまもり支援センターや関係機関等との諸会議を通じ、様々な地域の子育て情報を収集するとともに、子育て家庭のニーズに応じて、様々な情報を多様な媒体を活用し、的確に提供します。	●地域みまもり支援センター内での会議の他、子どもに関わる市民や関係機関で情報や場、機会を共有化するためのネットワーク会議などで情報の収集と的確な提供を実施しました。	●地域みまもり支援センター他、関係各所とのネットワークを通じ情報の収集、エリア特性やニーズを考慮した媒体の活用を実施し、的確な情報提供をします。
施策の方向性2 虐待の発生予防策の推進				
ア 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進				
	母子健康手帳交付時等における相談支援の充実	●母子健康手帳交付時に妊婦の相談を受け、母子保健サービスの情報提供や、安全・安心な妊娠期を過ごせるよう相談支援の充実を図ります。	●各区に母子保健コーディネーターを設置し、母子健康手帳交付時に面談を実施して、妊娠・出産・育児に関する情報提供や相談支援を実施しました。	●母子健康手帳交付時に全数面談を実施することで、支援の必要な方を早期に把握し継続的な支援の充実を図ります。
	妊婦健康診査受診率の向上のための取組の推進	●妊娠期や出産直後の時期を安全・安心に過ごすため、妊婦健康診査について広報を進めるとともに、妊産婦への支援を充実します。	●母子健康手帳交付時の全数面談やホームページを活用し、妊婦健康診査の補助券の利用案内や受診勧奨を行いました。	●引き続き、医療機関等関係機関と連携し、妊婦健康診査等関係機関で把握した妊婦や産婦の相談支援を推進します。
	乳児家庭全戸訪問事業等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握	●こんにちは赤ちゃん訪問や新生児訪問等、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。	●長期里帰りや入院等で訪問が困難な世帯を除く、ほぼ全ての家庭に対して乳児家庭全戸訪問を行い、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、対象者の支援ニーズに合わせて相談機関等の情報提供を行いました。	●乳児家庭全戸訪問事業を通して、地域の子育て情報や相談機関等を提供することで子育て家庭の孤立化を予防するとともに、支援ニーズの把握に努めます。
	産後ケア事業による早期相談支援の実施	●産科医療機関から退院直後の母子の心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業を実施し、必要な保健・福祉サービスの提供及び必要に応じた個別支援を行います。	●産後ケア事業において、宿泊型・訪問型に加え、来所型（日帰り型）を実施しました。出産後より早期に支援の必要な家庭を把握し、地域みまもり支援センター等関係機関による継続的な支援を実施しました。	●引き続き産後ケア事業を実施することにより、退院から産後4か月までの母子の心身のケアや育児支援を行うことで、育児不安の軽減や休息の場の確保ができるよう、支援の必要な家庭の把握と支援の充実を図ります。
イ 妊娠期に必要な知識の普及啓発及び保健教育の推進				
	母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じた普及啓発の推進	●母子健康手帳交付時面接での情報提供内容を充実するとともに、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて、普及啓発を推進します。	●母子健康手帳交付時やその他母子保健事業の場において、チラシの配布等により健やかな妊娠・出産・育児に係る知識・情報の普及啓発を実施しました。	●母子健康手帳の掲載内容を充実するとともに、母子保健事業を通じて健やかな妊娠・出産・育児に係る情報の普及啓発を推進します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
	妊婦健康診査事業及び周産期の相談支援の充実	●妊婦の健康状態を確認し、胎児及び乳児の発育状態、疾病等の予防や早期発見など、母と子の健康増進を図るとともに、産前・産後における母親の悩み事等への相談支援の充実を図り、安全・安心な妊娠期を過ごせるように支援します。	●妊婦健康診査で把握した支援の必要な妊婦や産婦について、医療機関等関係機関と連携しながら周産期の相談支援を実施しました。	●引き続き、医療機関等関係機関と連携し、妊婦健康診査等関係機関で把握した妊婦や産婦の相談支援を推進します。
	妊婦・育児に関する学習・実習の機会の提供	●地域みまもり支援センター等において両親学級（プレパパ・プレママ教室）を実施し、妊娠・育児に関する学習・実習の場を提供します。	●妊娠期からの仲間づくりや父親の育児参加の促進に向け、各区地域みまもり支援センターで実施している両親学級、また就労中の妊婦とそのパートナーのニーズに応えるため、市看護協会による土曜開催のプレパパ・プレママ教室や市助産師会による日曜開催の両親学級を実施しました。	●子育てに関する学習・実習の場を提供することで育児に関する意識を高めるとともに、子育て家庭の孤立化を防ぐ仲間づくりの場を提供します。
	小・中・高等学校等での思春期保健相談の実施	●地域みまもり支援センターと小・中・高等学校等が連携して、子どもや保護者を対象に思春期からの保健教育の充実に努めます。	●地域みまもり支援センターと市内の小中学校や高等学校等と連携し、思春期に特有の心や体の特徴、性的問題、感染症などをテーマに思春期保健指導を実施しました。	●地域みまもり支援センターと学校等が連携し、子どもの発達段階に応じた思春期保健指導を実施するとともに、思春期からの母子保健の普及啓発に努めます。
ウ 児童虐待防止に向けた普及啓発				
	民生委員児童委員・主任児童委員等関係機関と連携した啓発活動の実施	●関係機関等と協働しながら啓発活動の充実に努め、児童虐待防止について市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民の意識を高めます。 ●オレンジリボンたすきリレーやコンサート等、児童養護施設や各種団体等と協力して、児童虐待防止に向けた普及啓発活動を進めます。	●11月虐待防止推進月間を中心に、民生委員児童委員協議会と協力した区民祭等イベントでの啓発グッズの配布、社会福祉協議会施設協議会とのオレンジリボンたすきリレーでの啓発活動、小学生と保護者への啓発を目的としたフットサル大会の開催等、関係機関と連携した普及啓発活動を行いました。	●子どもの権利を守るため、児童虐待の防止と早期の把握に向けて、関係機関と連携しながら普及啓発の取組を進めるとともにより効果的な啓発手法について検討します。
施策の方向性3 早期発見・早期対応の充実 ア 母子保健事業からの早期把握と推進				
	要支援妊婦の把握と継続的支援体制の充実	●妊婦健康診査を実施する医療機関と連携を強化し、要支援妊婦を早期に把握し継続的な支援体制を充実します。	●市内を3ブロックに分け産科医療機関等連携連絡会を実施し、妊婦健康診査等を通じ把握した支援の必要な妊産婦について、より早期に支援できるよう産科医療機関等と連携しました。	●妊婦健診及び分娩を取り扱う医療機関等との連絡会を実施し、連携の更なる強化や、支援の必要な妊産婦への支援体制の充実を図ります。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
	乳児家庭全戸訪問事業の推進	●乳児家庭全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん訪問・新生児訪問・未熟児訪問)を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。	●乳児家庭全戸訪問事業を実施し、支援の必要な家庭を把握するとともに、地域や相談機関等の情報提供を行い、子育て家庭の孤立化を予防する支援を行いました。	●引き続き生後4か月までの乳児のいる家庭に対しより早期に関わりをもつことで地域や相談機関とのつながりをつくり、切れ目のない支援を実施することで孤立化を防ぐ支援を推進します。
	乳幼児健康診査受診率の向上	●乳幼児健康診査や育児相談を通して、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、乳幼児健康診査の受診率向上を図ります。	●子どもの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、全ての対象者への個別通知及び未受診者へのフォローを行い、乳幼児健康診査の受診率向上に努めました。	●子どもの虐待や発達障害の早期発見・早期治療につながるよう、周知や未受診者への支援を行い、受診率向上を図ります。
	乳幼児健康診査未受診者へのフォローの実施	●乳幼児健康診査や育児相談を通して、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、健診の未受診者に対する受診勧奨及び成長発達状況の把握などを行います。	●乳幼児健康診査事業において、健診未受診者に対して電話や訪問等により乳幼児の養育状況を確認するとともに、受診勧奨を実施しました。	●健康診査の未受診が虐待のリスクであることを踏まえ、受診勧奨及び乳幼児の発達状況の確認を行うとともに、支援について多職種による連携を推進していきます。
	乳幼児健康診査事業における委託医療機関との連携の充実	●乳幼児健康診査を委託医療機関と連携して実施することにより、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう相談支援の場としての機能を充実します。	●かかりつけ医で乳幼児健康診査を受診することで、継続的な成長・発達の評価ができ、虐待や発達の課題に対応できるよう、医療機関と連携し、支援の必要な乳幼児とその家庭への継続的な相談支援を実施しました。	●支援の必要な乳幼児とその家庭へ継続的な支援ができるよう、引き続き委託医療機関と連携していきます。
	支援を必要とする家庭への養育支援訪問の実施	●子どもへの虐待を未然に防止するため、乳幼児健診時や家庭訪問等において、養育支援の必要な対象を早期に把握し的確にフォローする体制を充実します。 ●虐待等の問題を抱える家庭に対し、子育て相談・支援を通して児童虐待の発生・再発の防止を図るため、児童福祉に理解と熱意のある母子訪問支援員を派遣します。	●乳幼児健診や家庭訪問等において、支援の必要な家庭を把握し、継続的な支援を実施しました。 ●虐待の発生、再発防止のため専門職等による養育支援訪問を実施しました。	●乳幼児虐待の発生・再発の防止を図るため、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、保健師等専門職が保健指導を行う専門支援訪問や育児支援を行う家庭支援員による養育支援訪問を実施します。
イ 病院・保育所・幼稚園・学校等の連携による早期発見・早期対応				
	要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化	●医療機関や児童の所属する機関との連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、要保護児童等の情報共有の充実を図ります。	●各区における要保護児童対策地域協議会実務者会議と部会等の開催により、子育て支援関係団体・機関と行政間で、相互の役割や機能に対する理解を深めることにより、地域における要支援家庭の早期発見・対応の充実を図りました。 ●関係機関が支援の方向性を共有して適切な支援を実施するため個別会議を開催し、ケース支援の進行管理、情報共有、支援方針の確認などを行いました。	●支援を要する子育て家庭の早期の把握と支援に向けて要保護児童対策地域協議会が子どもを守る地域ネットワークとしての充実が図られるよう、今後も各区役所地域みまもり支援センターにおいて、継続して関係機関や関係部署等の連携強化に取組みます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
〇児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
	川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)における児童虐待対策の推進	●市内の中核的な医療機関を中心とした川崎市児童虐待防止医療ネットワークにおいて、医療機関における児童虐待対策委員会の設置・運営の充実を進めるとともに、医療機関等との連携などについて協議し、児童虐待対策の推進を図ります。	●川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)全体会を1回、幹事会を2回、MSWのミーティングを2回開催しました。全体会においては事例を通じて課題の共有を図る等、市内医療機関の連携強化を進めました。(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全体会1回、講演会を中止)	●国の事業を活用し、医療機関同士のネットワークをさらに活性化させるとともに、医療機関と児童相談所等との連携強化を図り、児童虐待対応力を向上させます。
	川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用	●「川崎市児童虐待対応ハンドブック」や各種マニュアルなどを活用し、児童の所属する機関における対応の充実と連携した取組の強化を図ります。	●「川崎市児童虐待対応ハンドブック(第3版)」を、関係機関に配布・周知したうえで、ハンドブックの活用に関する取り組みを進めました。	●虐待相談や通告件数が増加する現状において要保護児童対策地域協議会での適切な情報管理、共有が重要となっていることから、「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を活用し、より多くの関係機関に配布・周知し要保護児童対策地域協議会の活用も含めた機関連携の強化を進めます。
ウ 虐待通告への迅速かつ的確な対応・支援				
	「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践	●児童相談所及び地域みまもり支援センターにおける虐待通告・受理も含めた「児童家庭相談援助」業務における、共通リスクアセスメントツールの活用やケース進行管理手法を検討し、効果的な支援を実践します。	●児童相談所と区役所地域みまもり支援センターでの児童虐待の相談・通告の受理ケース管理は、各区役所での統一が図られ適切に児童票を作成し、指定ファイルでの管理を実施しました。 ●令和元年度区役所での虐待相談・通告件数は1,138件でした。 ●令和元年度児童相談所での虐待相談・通告件数は3,368件でした。	●引き続き、適切なケース管理に努めます。また、児童相談所と地域みまもり支援センター職員が共通リスクアセスメントツールを活用しリスクを共有するなど、適切な判断を行い、連携しながら支援を行います。
	要保護児童対策地域協議会連携調整部会、個別支援会議での児童相談所及び地域みまもり支援センター等関係機関による情報共有・適切な支援方針の確認	●個別の支援ニーズに適切に対応するために、関係機関の円滑な連携・協力の確保を目的に、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。	●各区の要保護児童対策地域協議会実務者会議連携調整部会において、ケース進行管理台帳に「新規登録、終結、状況変化のあるケース」については毎月、その他の全ケースの状況確認を年3回行いました。(全市合計開催回数：連携調整部会84回) ●個別支援会議を計664回開催し、個別ケースごとに関係機関担当者によるケースカンファレンス(情報交換、支援方針確認、役割分担)を行いました。 ●学識者等によるスーパーバイズを活用し、よりの確な支援の充実を図りました。	●各区実務者会議連携調整部会の適切な会議運営により着実なケース進行管理を実施します。 ●適時適切に個別支援会議を実施し、関係機関との共通認識のもと連携して的確な支援を実施します。 ●各区役所でのスーパーバイザーを引き続き活用し支援の充実を図ります。
エ 地域の見守り体制の構築・充実				
	こんにちは赤ちゃん事業を通じた地域での見守り体制の充実	●民生委員児童委員等地域の支援者による、こんにちは赤ちゃん事業を実施し情報提供を行うことで、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。	●地域の支援者による訪問により地域とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するためにこんにちは赤ちゃん事業を実施しました。	●地域の支援者によるこんにちは赤ちゃん事業を通じて、より早期に地域とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに、地域でのみまもり体制を推進します。
	こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修、連絡会の開催	●こんにちは赤ちゃん事業に係る訪問員に対する研修や連絡会を適切に実施することで、こんにちは赤ちゃん事業による子育て家庭への支援を効果的・効率的に行います。	●各区地域みまもり支援センターにおいて、支援に必要な知識・技能を習得するため、こんにちは赤ちゃん事業に係る訪問員に対する研修及び連絡会を実施しました。	●身近な近隣で子育てを支える環境づくりと子育て家庭への支援を効果的に行うために、こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修会と連絡会を実施します。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進 オ 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実			
全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有	●「子どもを守る地域ネットワーク」(児童福祉法第25条の2)として、全市レベル及び各区レベルにおいて、児童虐待に係る関係機関等による会議を開催し、要保護児童・要支援児童・特定妊婦の早期発見や適切な保護について、情報や考え方を共有し、適切な連携を図ります。	●代表者会議を2回開催し、統計、調査等の報告から本市における要保護児童等の状況及び各区や関係団体の取組の状況について共有を図りネットワーク強化に向けた課題について検討しました。(第2回は新型コロナウイルス感染症拡大防止から資料配布のみ) ●各区実務者会議代表者部会(年2～5回)は、地域協議会の年間活動方針の策定や各種研修及び啓発活動を企画・実施しました。	●要保護児童対策地域協議会のネットワークの充実に向けてその設置趣旨等について、地域の関係機関等への周知を丁寧に行うとともに、個別ケースへの支援においても関係機関との連携をさらに強化します。 ●学齢児の支援や今後も引き続き実施される予定である「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握踏査」について要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用します。
施策の方向性4 専門的支援の充実・強化 ア 児童及び保護者に対する支援			
スーパーバイズ(SV)等を活用した適切かつ専門的な支援の推進	●児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーによる定期的なSVを活用することにより、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施します。	●児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーによるSVを受け、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施しました。	●児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーによる定期的なSVを活用することにより、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を行います。
関係機関の連携による専門的な支援の充実	●関係機関(区役所、児童相談所、児童養護施設、里親及び医療機関等)との適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。	●児童相談所の法的権限と専門性を活かした適時適切な対応を行うとともに、各区役所地域みまもり支援センターをはじめとする各関係機関との連携を図りながら児童の自立支援計画を策定し、児童養護施設・里親等との支援方針の共有及び役割分担の明確化を図り、児童及び保護者との関係調整を進めました。	●児童相談所、区役所地域みまもり支援センター、学校、児童養護施設、里親、児童家庭支援センター等が各々の専門性に基づく連携から、児童及び保護者へ適切な支援を実施できるよう、更なる専門性強化と連携強化を進めます。
児童に対する支援の向上のための児童相談所一時保護所の運営の適正化	●多様な背景を持つ児童を適切に受け入れ、子どもの権利の保障に努めながら一時保護所を運営します。また、第三者評価の導入を進め、運営の適正化を図ります。	●一時保護所ガイドラインに基づき子どもの最善の利益のための支援を実施しました。 ●中部児童相談所一時保護所において、第三者評価を受審しました。	●一時保護所ガイドラインを基本とし、日常的な一時保護所の運営及び児童に対する適切な支援を引き続き実施します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
イ 専門職の協同による困難ケースに対する適切な対応				
	児童相談所と地域みまもり支援センター 各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践	●各区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所及び保健所機能)の法定サービスを通じて把握した情報や窓口業務・相談業務から把握した情報等から児童や家族の支援ニーズを適切に把握し、組織的な判断に基づいて多職種協働による効果的な支援を展開します。 ●児童相談所と各区役所地域みまもり支援センターとの適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。	●地域みまもり支援センターの多職種の専門性を活かした多面的なアセスメントに基づく相談支援を実施しました。(全区での児童相談受付件数:2,398件) ●児童相談所においては緊急受理会議や所内会議において多職種の専門職による総合的なアセスメントを実施し、組織的な判断に基づく適切な支援を実施しました。また、児童精神科医師、保健師、理学療法士等専門職の協働及び療育センター等関係機関との連携により、児童及び保護者への支援を実施しました。 ●日頃の連携の中で、両機関の権限・役割を確認するとともに、複雑かつ困難なケース等については、個別支援会議を開催し地域みまもり支援センター、児童相談所及び関係機関が連携し、情報共有や役割を確認し支援を行いました。	●児童虐待相談・通告が増加する中、迅速に対応するため、地域みまもり支援センター内の情報共有・連携がスムーズに行える体制を整えます。 ●「児童家庭相談援助・児童虐待対応実務マニュアル」等をもとに、組織的な判断に基づく支援を実施します。 ●児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に対して適切に対応するため、法的対応力、相談援助技術等、専門性の更なる強化を進めます。
ウ 児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化				
	児童相談所における児童家庭相談援助の適切な実施	●児童家庭相談に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく義務研修及び専門研修を実施します。 ●改正児童福祉法及び児童相談所運営指針に基づき、法的対応を見据えた相談支援体制の充実・強化について検討します。	●児童福祉法に基づく、義務研修を実施するとともに、外部の専門機関等が実施する研修に職員を派遣し、資質向上に努めました。 ●専門的スキルの向上のため、引続き研修の充実を図ります。 ●法的対応強化のための調整等を非常勤弁護士とともに行いました。	●児童虐待相談を含む各種相談に対して適切に対応するために、児童相談所相談支援業務マニュアル等を活用するとともに、研修実施による相談支援スキルや専門性の向上を図ります。
	各区役所地域みまもり支援センターにおける児童家庭相談援助の適切な実施	●児童家庭相談に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく義務研修及び専門研修を実施します。 ●市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)に基づき、組織的な業務の蓄積・評価による相談支援体制の強化について検討します。	●区役所地域みまもり支援センターにおいては、各職種の専門性を発揮し他機関と役割を確認しながら区内の児童及び家庭への個別的な相談、支援を一元的に対応しました。 ●日常業務から様々な相談ニーズを把握し、組織的な判断に基づく支援方針の検討及び担当者の設定等を行い、その後の支援経過の進行管理を行いました。 ●児童虐待に係る相談、通告についても各区保健福祉センター内では地域みまもり支援センターにて受理・対応することとし、組織的な判断の基にセンター内関係部署、関係機関、児童相談所と連携して支援を行いました。	●児童虐待相談を含む各種相談に対して適切に対応するために、児童家庭相談援助・児童虐待対応実務マニュアルを活用するとともに、研修実施による相談支援スキルや専門性の向上を図ります。 ●各区役所地域みまもり支援センター及び児童相談所において、多職種協働による組織判断がスムーズに行えるよう事例の積み重ねを行うことにより、組織的な判断力の更なる強化を進めます。
	児童相談所・一時保護所の機能等の検討	●国の新たな社会的養護のあり方に関する検討会における児童相談所・一時保護所改革の議論を踏まえ、本市における児童相談所・一時保護所の機能のあり方、運営体制等について検討を行います。	●一時保護所のあり方について、児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)に基づく体制強化と定員を超過する状況を踏まえ、ソフト・ハード両面での検討を行いました。 ●中部児童相談所一時保護所において、第3者評価を受審しました。	●平成30年12月に国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」に沿った体制整備を進めます。 ●一時保護件数の増加や恒常的な定員超過を受け、ハード・ソフト両面から、子どもの権利擁護を実現するための体制整備を進めます。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進			
エ 効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の充実			
児童相談所間及び区役所間、また児童相談所と区役所間でのネットワーク化による情報共有の促進	●児童相談所においては、進行管理ソフトを利用していますが、情報の迅速な共有を図るためにも、ネットワークシステムの導入を進める必要があるため、新たな児童相談に係るシステムの導入について検討するとともに、各児童相談所及び各区役所地域みまもり支援センターにおける確実なケース進行管理を図ります。	●平成31年4月から運用を開始した児童相談所と区役所地域みまもり支援センターをネットワークでつなぐ「児童相談システム」を活用し、ケース進行管理を適切に行いました。	●引き続き、「児童相談システム」を活用し、ケース進行管理の適切な運用を行います。
「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践	●各区役所地域みまもり支援センターにおける適切なケース管理の実施に向けた検討、地域みまもり支援センターと児童相談所間での迅速かつ効率的な情報共有の仕組みの検討を行います。	●地域みまもり支援センターにおける個別相談について、児童家庭相談援助・児童虐待対応実務マニュアルに基づき、適切にケース管理を実施しました。	●全市で統一したケース管理手法に基づく対応の充実を図るとともに、児童福祉法の改正趣旨に沿うよう適宜見直しなどを行います。
オ 総合的なアセスメントの強化			
共通リスクアセスメントツールの活用と適切な支援の実施	●共通リスクアセスメントツールの活用を推進するとともに、必要な改正等を行い、総合的なアセスメント機能の強化を図り適切な支援を実施します。	●要保護児童対策地域協議会の連携調整部会等や、個別への支援経過の中でツールを活用し、児童相談所及び地域みまもり支援センター等関係機関間でリスクを共有し、適切に支援を実施しました。	●共通リスクアセスメントツールの活用状況について検証し、必要に応じた見直しを行います。
児童相談所における組織的アセスメントの実施	●専門機関である児童相談所における緊急受理会議、所内会議等において、弁護士による法的な視点を含め、総合的・複合的なアセスメントを実施します。	●児童相談所の緊急受理会議、所内会議において、各種専門職の専門的視点や弁護士の法的な視点による、総合的・複合的なアセスメントを実施し、組織的な判断および対応を行いました。	●児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に適切に対応するため、各種専門職による総合的・複合的なアセスメント機能を更に充実させます。
地域みまもり支援センターにおける組織的アセスメントの実施	●地域みまもり支援センターで実施するケース検討会議や緊急受理会議等を通じて、多職種協働による多面的・総合的なアセスメントを実施します。	●各区役所地域みまもり支援センターで行うケース検討会議や児童虐待の通告受理等による緊急受理会議において、多職種専門職の専門性を活かし、総合的なアセスメントを実施しました。	●会議にて多職種による多面的・総合的なアセスメントを効果的に行うためには、各職種の「強み」やスキル、知識等の相互理解が必要です。また、引き続き支援事例を積み重ねることで、組織的な判断力を高めていきます。 ●各区役所地域みまもり支援センターが開催する、区要保護児童対策地域協議会においてスーパーバイザーによる助言を得る仕組みを継続し支援の充実につなげていきます。
カ 各種専門機関・専門家との連携の強化			
療育・障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進	●区役所、療育センター、学校等関係機関と連携した総合的な相談支援体制の推進を図ります。また、必要に応じて精神保健福祉センター、障害者更生相談所、医療機関などの専門機関・専門家と連携した対応を図ります。	●在宅支援、措置児童支援において、児童精神科医師、療育センター等関係機関との協働により、保護者支援を実施しました。 ●更生相談所のPT(理学療法士)、OT(作業療法士)、ST(言語聴覚士)等医療専門職を中心に療育センター、学校等関係機関と連携し、障害児等への支援を実施しました。	●多様な相談内容に対し適切に対応するため、療育・障害・教育関係機関との連携強化に引き続き取り組みます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
施策の方向性5 人材育成の推進				
ア 専門職の育成に関わる研修等の充実				
	新規採用職員等に対する児童相談業務研修の実施	●児童相談所及び地域みまもり支援センター双方に求められる業務上の知識や技術、業務形態等を相互に理解できる研修を実施し連携を強化します。	●児童相談所においては、新任研修をはじめ、専門機能強化研修、児童虐待重症事例発生防止研修、外部派遣研修等を年間で計画・実施しました。 ●区役所地域みまもり支援センターでは、児童相談所新任研修及び専門機能強化研修に参加するとともに、管理職向け研修を実施しました。	●児童相談所、地域みまもり支援センター及び障害者更生相談所の新任向け研修等に新任職員が相互に参加できる体制や、専門的な研修に参加できる体制を構築します。 ●児童相談所と地域みまもり支援センターの各専門職の交流研修の必要性について検討を進めます。
	専門職機能の強化・実効的な多職種協働を実践するための研修の実施	●市民ニーズの複雑化、多様化に対応し、各専門職が期待される役割や支援スキルを発揮し、必要なケースに効果的なチームアプローチを実践できるようにするための研修を実施します。	●支援スキルの向上を目的として、区役所地域みまもり支援センター職員も対象として、外部への派遣研修や専門機能強化、虐待対策研修を実施しました。 ●要保護児童対策地域協議会調整担当者研修を対象職員が受講するとともに、児童相談所新任研修について、区役所地域みまもり支援センター職員も受講しました。	●地域みまもり支援センターにおいて児童虐待に係る支援スキルの向上が図られるよう研修を実施する必要があります。また、児童相談所及び区役所地域みまもり支援センターで実施している研修や検討会などへの参加を推進します。
	各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTの実践	●専門職は、職場・職種ごとに専門性の維持・向上のための取組が求められることから、各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTを活用し、職員自身が主体的に自己の能力開発に取り組む環境整備を図ります。	●局別人材育成計画に基づき、各局・区での人材育成を推進しました。 ●全庁共有の取り組みである人材育成シート、育成担当者、OJTノートを活用した各職場での人材育成、OJTを推進しました。 ●児童相談所が実施する各研修に各区地域みまもり支援センター職員も参加し、知識や技術等の習得に努めました。また、児童相談所と区の職員がグループワークを通して事例検討を行うなど、知識や技術の習得だけでなく、連携強化につながる取組も行いました。	●児童家庭相談、要保護児童対策地域協議会などの区役所業務への職場・職種ごとの研修を実施します。 ●外部派遣研修、ペアレントトレーニング等専門研修の受講記録を管理し、効果的な人材育成を進めます。
イ 専門職の長期的な人材育成のしくみづくり				
	「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく人材育成の推進	●社会福祉職、心理職、保健師等については、各領域に求められる役割や専門性が高度化・複雑化しており、「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」を着実に推進します。	●社会福祉職・心理職・保健師については、人材育成プログラムに従い人材育成の取組を推進した。キャリアシート、人材育成記録、キャリアラダーを作成するとともに職種での共通シート・分野別シートで職務や必要なスキルを明確化し、それぞれの目標に対し、具体的な実践等に取り組みました。 ●新任期研修や育成担当者研修等を実施し各階層で習得する知識やスキルの向上を図りました。	●キャリアラダー、キャリアシートを活用した効果的な育成面談の方法を検証し、引き続き内容の充実に向けた検討を行います。 ●行政課題に対応できる専門職を育成する研修内容を企画・実施します。 ●地域みまもり支援センターに適した人材育成プログラムを検討し、実施します。
	「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく計画的なジョブローテーションの実施	●広範な知識や技術を有した資質の高い専門職を育成するため、個々の職員のスキルや経験を適正に判断し計画的なジョブローテーションを推進します。	●保健・医療・福祉の人材育成面接では、中・長期的目標において専門職として目指す人物像や今後経験を積みたい分野を育成担当者と相談・確認し、人材育成記録を作成しました。人材育成記録等を所属長に報告するとともに、所属による人材育成、ジョブローテーション検討への一つの資料として活用しました。	●個々の専門職が作成する人材育成シートやキャリアシートが有効にジョブローテーションに活用していきます。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進			
ウ 関係機関における人材育成			
要保護児童対策地域協議会を活用した研修の充実	●要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議等を中心とした研修を実施し、児童虐待に係る専門知識の向上やスキルアップを目指します。	●各区実務者会議で事例検討会やグループワークによる事例検討会を開催し知識、スキルを高め、各機関同士の業務や役割を理解しあう機会となりました。 ●要保護児童対策地域協議会調整担当者研修をはじめ各研修を行いました。	●全市代表者会議では、各機関における具体的な取組状況の共有を充実させていきます。 ●実務者会議においても、区の特性を活かした研修、事例検討を企画・実施していきます。 ●各関係機関職員と各専門分野の職員がお互いの機能や役割を十分に理解できるような研修を充実させていきます。
施策の方向性6 社会的用語・自立支援の充実			
ア 児童養護施設等における家庭的養育の推進			
児童養護施設等への運営支援	●児童養護施設等において家庭に近い環境での養育が適切に実施されるよう関係部署と連携しながら関係法令や通知等に基づき助言指導や権利擁護に関する啓発等を実施します。また、児童の処遇向上のための運営経費の支弁などにより支援の充実を図ります。	●施設での家庭的養育の推進に向け、職員配置の充実や児童の支援の向上に向けた経費を支弁するとともに、施設運営における情報提供や助言指導等を実施するなど施設運営に関する支援を実施しました。	●施設での家庭的養育の推進に向け、引き続き職員配置の充実や施設運営における情報提供や助言指導等を実施します。
児童家庭支援センターによる子育て相談の実施	●市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、区役所や児童相談所と連携を図りながら、身近な地域で専門的な知識・技術が必要とする子どもや、その家庭からの相談に対する支援を実施します。	●市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、支援を必要とする児童や家庭からの相談を4,032件受け、専門的な相談支援を実施しました。	●身近な地域における、専門的な相談支援期間は、支援を必要とする子どもや家庭にとり必要な相談支援の窓口であり、引き続き、相談支援を実施します。
子育て短期支援事業の推進	●保護者の出産により養育者が不在となる場合や子育てにおける行き詰まりなどレスパイト(休息)が必要な場合に、宿泊を伴う短期間、お子さんを預かる(ショートステイ事業)ことにより子育て支援を行います。	●市内4か所の児童養護施設、2か所の乳児院において、3,649件のショートステイ事業を実施しました。	●地域における育児不安の高まりや、保護者の精神疾患などによる家庭の育児力低下を背景に、子どもを預かるショートステイ事業の必要性は高いため、引き続き、事業を実施します。
イ 里親制度の推進と里親支援の充実			
里親制度及び特別養子縁組制度の普及啓発	●里親制度及び特別養子縁組制度の社会的認知度の向上を図るため、普及啓発や制度説明等の取組を推進します。	●ポスター・チラシ等の配布・掲示のほか養育里親に関する説明会を年12回、養子縁組里親に関する説明会を年3回実施するなど、普及啓発や制度説明に関する取組を推進しました。	●里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及啓発を推進するなど、里親制度の社会的認知度の向上に向けた取組を進めます。
養育里親、専門里親、養子縁組里親の新たな担い手の確保	●要保護児童を家庭で養育することができる環境を整えるため、養育里親、専門里親及び養子縁組里親の登録数の増加に向けた取組の充実を図ります。(里親登録数平成29年度133世帯平成33年度145世帯以上)	●ポスター・チラシ等の配布・掲示のほか養育里親に関する説明会を年12回、養子縁組里親に関する説明会を年3回実施するなど里親の担い手確保に向けた取組を推進しました。(平成31年度末の里親登録数 168世帯)	●里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及啓発を推進するなど、里親登録者の確保に向けた取組を進めます。
ふるさと里親事業の推進	●児童養護施設等に入所している児童が、児童相談所による研修等を経た一般家庭の方が登録を行う「ふるさと里親」に短期間宿泊し、家庭的雰囲気を経験してもらうことで児童の福祉増進及び里親委託の推進・制度の普及啓発を図ります。	●説明会等においてふるさと里親の制度周知を図るとともに、すでに児童の受入れを行っているふるさと里親に対しては、各施設と連携しながらフォローアップを行いました。	●児童養護施設等に入所する児童が家庭環境での生活を経験できるよう、新たな担い手の確保に向けて制度周知を図るとともに、引き続き各施設と連携しながら制度活用を推進していきます。
多様な主体と連携した里親支援の充実	●要保護児童を家庭環境で養育する里親を支援するため、及び里親養育技術向上のための研修会を実施するとともに、乳児院・児童養護施設・NPO法人・里親会等多様な主体と連携した里親支援事業を一層推進します。	●各乳児院・児童養護施設と連携しながら里親登録に向けた実習の充実や児童の委託後の支援に取組みました。また、里親のリクルートや研修、児童委託後の支援の一部をNPO法人に委託し、民間事業者の専門性を活用しながら効果的な事業実施を図りました。	●里親の登録から児童委託後の支援まで、各施設やNPO法人と連携し、児童の状況に応じた効果的な事業推進を図っていきます。養子縁組里親については、効果的、効率的な支援を実施するため、フォスティング事業を令和2年度中に実施いたします

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進			
ウ 要保護児童の自立に向けた支援			
要保護児童の円滑な社会的自立に向けた支援	●里親家庭や児童養護施設等で養育された児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、措置中の養育の時点から長期的に子どもの自立を見据えた支援を実施するとともに、退所後のアフターフォローの充実を図ります。	●措置中の養育の時点から個々の児童の状況に応じた自立支援ができるよう、学習支援事業、給付型奨学金及び社会的養護自立支援事業を開始しました。	●自立支援のための各施策の確実な周知を図り、児童の状況に応じて適切な支援が実施されるよう関係機関と連携しながら取組を推進します。社会的養護自立支援事業の活用により、退所後の児童へのアフターフォローの充実を図ります。
エ 親子関係再構築の取組の推進			
家族再統合（児童相談所）及び家族支援（地域みまもり支援センター）の充実	●保護者支援の個別プログラムの充実及び家庭復帰に向けたアセスメント強化を図ります。	●福祉、医療、心理職等による多角的な視点からケースの見立て、支援計画策定を実施し、家庭復帰等に向けた適切な支援のため、アセスメント会議における課題の整理等により、家族支援の充実を図りました。 ●区役所地域みまもり支援センターの社会福祉職、心理職、保健師等により身近な場所での家族支援の充実を図りました。	●分離した家族への適切な支援、そうした支援を行える職員の資質向上を通して、児童相談所における家族再統合を推進します。 ●地域みまもり支援センターにおける多職種連携による家族支援の一層の充実を図ります。
児童相談所における親子関係再構築支援の推進	●措置解除時における保護者等への相談支援や措置解除後において関係機関が連携して、実効性ある支援を推進します。	●措置解除後の保護者等への支援について、児童相談所職員を対象に研修を実施し、支援技術の蓄積を図りました。	●措置解除時における保護者等への相談支援や、措置解除後において関係機関が連携し取り組む、実効性のある支援を実施します。
施策の方向性7 地域・広域連携等の強化			
ア 町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等による取組の強化			
民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等の等関係機関との連携充実	●安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した普及啓発活動など様々な施策の展開を図ります。	●11月の児童虐待防止推進月間を中心に市内での統一啓発活動等において、行政、民生委員児童委員・主任児童委員、関係団体及び企業との協働による児童虐待防止に向けた広報・啓発活動を実施しました。 ●川崎市児童虐待対応ハンドブックを配布・活用し、連携強化を進めました。 ●乳幼児健診未受診者等把握調査において、民生委員児童委員・主任児童委員が把握する情報を提供してもらうよう、協力体制を構築しました。	●より多くの関係機関との連携による施策の展開が必要であり、社会資源や特性を活かした施策の展開を検討します。 ●川崎市児童虐待対応ハンドブックを活用し、関係機関との連携を引き続き充実させます。
市要保護児童対策地域協議会調整機関としての円滑な運営	●児童家庭支援・虐待対策室が市要保護児童対策地域協議会調整機関となり、地域みまもり支援センター及び児童相談所との連携支援システムを構築し、一貫性・継続性のある支援に向けた体制を整備します。また、関係機関等との協調した重層的な支援ネットワークを充実させます。	●年2回の要保護児童対策地域協議会代表者会議を通して、各関係機関等の代表者相互の理解と協力・連携関係を深めるとともに、支援のネットワークを円滑に機能させました。また、全区の実務者会議代表を委員とし、区における取組状況を共有し、他の関係機関の取組を共有しました。（第2回は新型コロナウイルス感染症拡大防止から資料配布のみ）	●年2回の代表者会議において、行政や関係機関からの報告、各区での実務者会議の実施状況や課題、地域ネットワークを活用したケース管理の事例の検証、学齢児支援の充実に向けた学校との連携強化など、より実質的な意見交換の場となるよう、運営のあり方について継続して検討を行います。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
	地域みまもり支援センターによる要保護児童対策地域協議会実務者会議の円滑な運営及び連携調整部会での定期的なケース進行管理の実施	●各区において要保護児童等の定期的な状況を確認し、支援が途切れることなく適切に進行管理を行うとともに、支援に必要なネットワークを円滑に機能させるために、関係機関相互の役割の理解と実務者レベルでの情報の共有を適切に行います。	●各区役所地域みまもり支援センター地域支援課が事務局となり毎月、地域みまもり支援センター及び児童相談所双方の機関において動きのあったケースの情報の共有を行いました。また、4か月ごとに動きのないケースについても重症度、援助方針の見直し等の確認を行うなど、ケースの進行管理を行いました。	●地域みまもり支援センター及び児童相談所が相互の役割に基づき適切にケース管理を行うとともに、学校との連携強化のため、教育委員会学校・地域連携担当の参加の充実を図り、効率的な管理を行うための手法を検討します。 ●スーパーバイザーの活用により実務者会議の更なる充実を図ります。
イ 他の自治体と連携した対応の充実				
	5県市(神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市、川崎市)共通ルールに基づく連携	●県内政令市及び市町村の実情に合わせ、要保護児童対策地域協議会の調整機関の間における自治体を越える転居に伴う情報を提供し、支援の中断を防ぎ、虐待の防止を図ります。	●要保護児童等の転居に伴う情報提供(5県市ルール)に基づき、各区の要対協のケース管理機関である地域みまもり支援センターで転出先自治体との間で引継ぎを行いました。また、転入者についても転出元自治体及び児童相談所との間で引継ぎを行っており、それぞれのケースにおいて適切に処理を行いました。	●今後も居所不明児童を含め、要保護児童等の転居に伴う情報提供を5県市ルールを適切に運用していきます。
	児童相談所運営指針及び全国児童相談所長申し合わせに基づく連携	●児童相談所運営指針及び全国児童相談所長申し合わせ等に基づき、近隣自治体をはじめとする広域的な連携強化を図ります。	●全国児童相談所長会申し合わせ事項に基づき、適切な他自治体等へのケース移管及び情報提供を実施しました。	●児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に対して適切に対応するため、5県市における継続した連携を強化します。
	隣接する東京23区との連携の強化	●特別区での児童相談所の設置が可能となったことから、要保護児童等の支援に関わる連携、職員間の連携等包括的な連携を図ります。	●隣接する大田区・世田谷区から、複数年度にわたる、職員の現場実習を受入れました。 ●それぞれの自治体における取組みに関する情報交換を行いました。	●隣接する特別区との連携により、要保護児童の的確で実効性の高い支援の実現や、専門職をはじめとする職員間の研修や情報交換などを進めます。
ウ 警察や検察と連携した対応の充実				
	神奈川県警察と児童相談所の児童虐待事案に係る協定書に基づく適切な情報共有	●虐待事例等について、協定書に基づき適切に情報共有を図るとともに、警察と児童相談所が更なる円滑な協力関係を築き、要保護児童等への支援の充実に取り組みます。	●協定書に基づき適切に情報共有を図りながら、児童の状況に合わせ必要な対応を行いました。 ●さらなる的確な対応を充実するため、児童相談所が把握する児童虐待事案をデータベース化し、警察とより迅速に情報共有できる環境を整えました。	●引き続き、児童相談所と警察が協定書に基づき適切に連携し、支援を必要とする児童の把握について充実を図ります。
	警察及び検察と連携した情報共有	●刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例等については、子どもの心理的負担の軽減及び子どもから聞き取る話の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察の3機関が連携し、協同面接の必要性を含め、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について、協議のうえ実施します。	●2か月に1回程度開催される、検察主催の県内児童相談所の職員も含めた児童三機関連携協議会に参加し、子どもの面接・聴取の取組みを進めました。 ●刑事事件として立件が想定される虐待事案について、児相、警察及び検察の3機関による共同面接を実施しました。	●重篤な虐待事例に関しては、児童相談所、警察、検察の3機関連携による協同面接が必要であり、具体的な事例への対応と並行して、3機関の連携を強めるための協議を進めます。

(2) 第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」
の進捗状況

ウ 困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進

困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進

平成 28 年に策定した「子ども・若者ビジョン」においては、平成 27 年に本市で発生した中学生死亡事件を重く受けとめ、痛ましい事件が二度と起こらぬよう、迅速かつ実効的に取り組むべき重点的な課題について、「重点アクションプラン」として位置付け、事件の再発防止・未然防止に向けた取組を進めてきました。

「子ども・若者の未来応援プラン」においても、「重点アクションプラン」を継承し、「子ども・若者を見守り・支える体制の強化」と「複雑困難な課題を持つ子ども・若者や家庭への専門的な支援の充実」を基本的な考え方として、子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくりに向け、6つの施策の方向性を定め、令和元年度は、主に、以下の取組を実施し、更なる対策の推進を図ってまいりました。

施策の方向性 1 子ども・若者の居場所の充実

子ども・若者を取り巻く社会環境に配慮し、家庭の中で居場所を見いだすことが困難な子ども・若者に対し、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築に向けた取組を推進しました。

こども文化センター・わくわくプラザ職員の資質の向上（こども未来局：青少年支援室）

- こども文化センター及びわくわくプラザ職員の資質向上のための研修やスキルアップのための取組を進めるとともに、支援が必要な子ども・若者への適切な対応に向けて、地域みまもり支援センター等の関係機関との連携を図ります。

【令和元年度の取組】

- こども文化センター及びわくわくプラザ職員等を対象に、特別な配慮を要する児童への対応や中高生への対応など計 20 テーマを研修内容として実施（受講者延べ 2,359 人）するとともに、利用児童の状況に応じて地域みまもり支援センター等との関係機関と連携を行いました。

施策の方向性 1 次年度以降の主な取組の方向性

子ども・若者の居場所の充実を図るため、こども文化センター及びわくわくプラザ職員の資質向上のための研修やスキルアップのための取組を進めるとともに、支援が必要な子ども・若者への適切な対応に向けて、地域みまもり支援センター等の関係機関との連携を図ります。

施策の方向性 2 地域の見守り体制の強化

地域人材が子ども・若者の健全育成のため地域活動に参加し、日々の活動を通じた見守り体制の強化を図るとともに、学校・家庭・地域社会が連携して子育てや生涯学習のネットワークづくりを推進し、地域の教育力の向上を図りました。

青少年指導員等による取組の推進

（こども未来局：青少年支援室）

- 青少年指導員の資質向上のための研修会の開催や青少年指導員等の地域人材による地域巡回パトロールの支援を行いました。

【令和元年度の取組】

- 青少年指導員の資質向上のための研修会の開催や青少年指導員等の地域人材による地域巡回パトロールの支援を行いました。

施策の方向性2 次年度以降の主な取組の方向性

地域の見守り体制の強化に向けて、青少年指導員の充足を図り、資質向上の取組みや地域巡回パトロールを引き続き支援し、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。

施策の方向性3 安全・安心な地域環境の整備

市民一人ひとりの防犯意識を高め、自主的な防犯活動が充実され、犯罪が起きにくい地域環境づくりに取り組みました。

防犯に対する意識向上と体制強化の推進

(市民文化局：地域安全推進課)

- 安全・安心まちづくり推進協議会等における情報共有や連携を推進し、防犯の意識向上と体制強化を推進します。

【令和元年度の取組】

- 川崎市及び各区の安全・安心まちづくり推進協議会の構成メンバーを中心とした地域防犯パトロールや、通学路での見守り活動を実施するとともに、情報共有及び連携を深めました。

施策の方向性3 次年度以降の主な取組の方向性

安全・安心な地域環境を整備するため、安全・安心まちづくり推進協議会を中心に、関係各所との情報共有や連携を推進し、地域の防犯意識の向上に向け、防犯力を高める取組を推進します。

施策の方向性4 児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発推進

子ども・若者の生活に日常的に関わる関係機関等が、顔の見える関係の中で児童相談所等の専門機関と迅速に連携しながら支援できるよう、児童虐待・非行・いじめ防止等に関する意識啓発を促進するとともに、家庭・地域と連携した情報モラル教育を推進しました。

児童虐待の早期発見・未然防止の推進

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

- 児童虐待防止センターや児童相談所全国共通ダイヤル（189）などにより、虐待の通報や子育てで不安の相談等に迅速かつ適時に対応できる仕組みを構築します。

【令和元年度の取組】

- 児童虐待防止推進月間ポスターを市内幼稚園、保育園、小・中学校などに掲示を依頼し、全国共通ダイヤル189を周知しました。また、市内小・中学校及び高校の児童生徒一人ひとりに、SOSカードを配布しました。

施策の方向性4 次年度以降の主な取組の方向性

児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発を推進するため、川崎市児童虐待防止センターや児童相談所全国共通ダイヤル（１８９）などにより、虐待の通報や子育て不安の相談等が迅速かつ適時にできるしくみを構築し、早期発見・未然防止を図ります。

施策の方向性5 専門的支援ネットワークの構築

支援を必要とする子ども・若者とその家庭を早期に発見し、迅速にニーズに応じた支援が実施できるよう、多職種連携による情報共有及び組織的な対応強化を図るとともに、スーパーバイザーを活用した支援の充実等により、要保護児童対策地域協議会や個別支援会議の充実を図りました。

要保護児童対策地域協議会の体制強化 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

- 学識経験者などのスーパーバイザーを活用するなど、各区役所の要保護児童対策地域協議会における実務者会議や個別支援会議の充実を図ります。

【令和元年度の取組】

- ・ 各区役所の要保護児童対策地域協議会から「子どもの虹情報研修センター」などにスーパーバイザーを依頼し、実務者会議などの充実を図りました。

施策の方向性5 次年度以降の主な取組の方向性

専門的支援ネットワークの構築にあたり、各区役所における要保護児童対策地域協議会として実施する実務者会議や個別支援会議の充実を図ります。

施策の方向性6 専門的な児童支援の充実・強化

児童相談所の体制を強化するとともに、ＩＣＴを活用した情報管理と情報共有を通して、各区みまもり支援センターとの連携強化に取り組むとともに、非行防止や犯罪被害防止に向け、児童相談所や教育委員会、警察等が連携し、ネットワークの強化に取り組みました。

ICTによる情報ネットワークの推進 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

- 児童相談所と各区役所地域みまもり支援センターにおける情報管理と情報の共有について、ＩＣＴを活用したネットワークの仕組みを検討します。

【令和元年度の取組】

- ・ 平成３１年４月に運用を開始した児童相談システムを活用し、情報管理及び共有を適切に図りました。

施策の方向性6 次年度以降の主な取組の方向性

専門的な児童支援の充実・強化に向けて、児童相談所と各区みまもり支援センターにおいて、ＩＣＴを活用した情報ネットワークを推進し、市内転居や居所不明児童及び一時保護児童等に対する適切な対応を図ります。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進 施策の方向性1 子ども・若者の居場所の充実				
	こども文化センターと老人いこいの家の連携	●こども文化センターと老人いこいの家の連携強化により、多世代が交流する居場所づくりに向けて、更なる取組の推進手法を検討します。	●令和元年度からの新たな指定期間において「多世代交流を中心とした地域交流に関する取組」を指定管理業務として仕様書に位置付け、引き続き、地域交流に関する取組を幅広く実施していきます。	●引き続き、地域交流に関する取組を推進していきます。
	こども文化センター・わくわくプラザ職員の資質の向上	●こども文化センター及びわくわくプラザ職員の資質向上のための研修やスキルアップのための取組を進めるとともに、支援が必要な子ども・若者への適切な対応に向けて、地域みまもり支援センター等の関係機関との連携を図ります。	●こども文化センター及びわくわくプラザ職員等を対象に、特別な配慮を要する児童への対応や中高生への対応など計20テーマを研修内容として実施(受講者延べ2,359人)するとともに、利用児童の状況に応じて地域みまもり支援センター等との関係機関と連携を行いました。	●こども文化センター及びわくわくプラザ職員の資質向上のための研修やスキルアップのための取組を進めるとともに、支援が必要な子ども・若者への適切な対応に向けて、地域みまもり支援センター等の関係機関との連携を図ります。
	地域の寺子屋事業の推進	●地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。	●地域ぐるみで子ども達の学びや体験をサポートする「地域の寺子屋」を、令和元年度末で55か所へ拡充するとともに、翌年度の開講に向けて準備を進めました。	●全市立小中学校への寺子屋の拡充を目指して、引き続き事業を推進します。
	地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築	●家庭の中で居場所をみいだすことが困難な子ども・若者に対して、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築にむけて、検討を推進します。	●家庭の中で居場所をみいだすことが困難な子ども・若者に対して、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築にむけ、まずは、関係部署間の相互連携や情報共有の必要性などについて検討したほか、現場ヒアリング等を実施し、現状把握を行いました。	●家庭の中で居場所をみいだすことが困難な子ども・若者に対して、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築にむけて、引き続き検討します。
施策の方向性2 地域の見守り体制の強化				
	青少年指導員等による取組の推進	●青少年指導員等の地域人材による地域巡回/パトロールを支援し、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。	●青少年指導員の資質向上のための研修会の開催や青少年指導員等の地域人材による地域巡回/パトロールの支援を行いました。	●青少年指導員の充足を図り、資質向上の取組みや地域巡回/パトロールを引き続き支援し、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。
	こども110番事業の推進	●こども110番事業を支援することで、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。	●各小学校区等の学校・PTAや町内会等で構成される「こども110番」実施主体にステッカーや手引き等の配布や、「こども110番」災害補償制度の運営を行いました。また、小学校1～3年生全員への啓発チラシの配布や各区での情報交換会の実施等、事業の円滑な運営のための支援を行いました。	●「こども110番」事業を引き続き支援することで子どもを地域で見守る体制づくりを推進するとともに、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、啓発活動を行い、市民意識の醸成を図ります。
	地域の教育力の向上	●地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。	●地域教育会議や川崎市子ども会議、各行政区・中学校区子ども会議の活動を推進し、地域の教育力を育む取組や、子どもの地域参加を支援しました。	●引き続き各行政区、各中学校区地域教育会議の活動を支援するとともに、子ども会議の取組を推進します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進 施策の方向性3 安全・安心な地域環境の整備				
	防犯灯のLED化の推進	●ESCO事業の実施により、防犯灯の維持管理及び防犯灯の新規設置を促進します。	●ESCO事業については、約68,000灯の防犯灯の維持管理を行うとともに、312灯の防犯灯を新設しました。	●引き続き、防犯灯の維持管理を行うとともに、新規設置事業を継続し、安全・安心なまちづくりを進めていきます。
	防犯カメラの設置による防犯対策の推進	●川崎市防犯カメラ設置補助制度により、地域の自主防犯団体が設置する防犯カメラへの補助を実施し、地域の防犯対策を推進します。	●地域の自主防犯団体を対象に、68台の防犯カメラ設置補助を実施しました。	●地域の自主防犯団体が設置する防犯カメラへの補助事業を継続し、地域の防犯対策を推進します。
	公園内の安全な施設管理	●公園内の安全な施設管理に向けたカメラの設置を促進します。	●さいわいふるさと公園に施設管理用カメラを設置しました。	●今後も施設管理用カメラ設置の推進します。
	防犯に対する意識向上と体制強化の推進	●安全・安心まちづくり推進協議会等における情報共有や連携を推進し、防犯の意識向上と体制強化を推進します。	●川崎市及び各区の安全・安心まちづくり推進協議会の構成メンバーを中心とした地域防犯パトロールや、通学路での見守り活動を実施するとともに、情報共有及び連携を深めました。	●引き続き、関係各所との情報共有や連携を推進し、地域の防犯意識の向上に向け、防犯力を高める取組を推進します。
施策の方向性4 児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発推進				
	児童虐待の早期発見・未然防止の推進	●児童虐待防止センターや児童相談所全国共通ダイヤル(189)などにより、虐待の通報や子育て不安の相談等に迅速かつ適時に対応できる仕組みを構築します。	●児童虐待防止推進月間ポスターを市内幼稚園、保育園、小・中学校などに掲示を依頼し、全国共通ダイヤル189を周知しました。また、市内小・中学校及び高校の児童生徒一人ひとりに、SOSカードを配布しました。	●川崎市児童虐待防止センターや児童相談所全国共通ダイヤル(189)などにより、虐待の通報や子育て不安の相談等が迅速かつ適時にできるしくみを構築し、早期発見・未然防止を図ります。
	SOSへの気づきの推進と機関連携の充実	●児童虐待対応ハンドブック等を活用し、SOSへの気づきの推進と関係機関の連携強化を図ります。	●平成30年改正児童福祉法を反映させた児童虐待対応ハンドブックを関係機関等に配布し、周知を図りました。 ●平成30年度に引き続き、配布及び周知を図りました。	●SOSへの気づきの推進と機関連携の充実を図ります。
	児童虐待・非行・いじめ防止に関わる子どもや保護者等の意識啓発の推進	●オレンジリボン・ファミリーカップなどのイベント等により、児童虐待・非行・いじめ防止の啓発を推進します。	●オレンジリボン・ファミリーカップを12月に開催し、子ども達や保護者に189の認知度についてのアンケートを実施したり、「いじめ・児童虐待防止」について意識啓発を図りました。	●子ども・若者の余暇活動や各種イベントを通じ、児童虐待・非行・いじめ防止について子どもや保護者等への意識啓発を図るとともに、子ども・若者同士の交流を通じたコミュニケーション能力の向上を図ります。
	情報モラルに関わる啓発の推進	●情報モラルについて、保護者向けの啓発とともに、市PTA連絡協議会や関係団体との連携、教職員研修の充実等により、すべての子ども・若者たちが情報化社会において安心して暮らしていけるよう、情報活用能力を育成します。	●市PTA連絡協議会や警察等関係団体と子どものネット問題について協議するとともに、保護者向けインターネットガイドを作成し、市立学校各保護者に配付する等、情報モラルに関わる啓発を行いました。	●今後も子ども・若者たちが情報化社会において安心して暮らしていけるよう、情報モラルに関わる課題について関係団体と連携し、最新の情報を共有し、啓発を推進していきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進 施策の方向性5 専門的支援ネットワークの構築				
	地域みまもり支援センターにおける多職種協働の推進	●地域みまもり支援センターの各専門職が連携し、専門的・総合的な支援を実施するための研修を充実します。	●区役所職員向けに、「児童福祉及び母子保健福祉分野の自殺・自傷リスク評価研修」、「児童虐待による重症事例の発生防止に向けた研修」などの研修を実施するとともに、要保護児童対策地域協議会調整機関向け研修を実施しました。	●「地域みまもり支援センター」内の各専門職が同一部署に配置された強みを活かし、多職種連携して情報共有及び組織的な対応を強化し、専門的・総合的支援を推進します。
	要保護児童対策地域協議会の体制強化	●学識経験者などのスーパーバイズを活用するなど、各区役所の要保護児童対策地域協議会における実務者会議や個別支援会議の充実を図ります。	●各区役所の要保護児童対策地域協議会から「子どもの虹情報研修センター」などにスーパーバイズを依頼し、実務者会議などの充実を図りました。	●各区役所における要保護児童対策地域協議会として実施する実務者会議や個別支援会議の充実を図ります。
	地域の医療機関との連携強化	●緊急かつ重症の虐待事例等に対応する市内の小児科及び産科のある中核医療機関を中心に、児童虐待防止のネットワークを強化するとともに、地域の医療機関との連携や医療従事者に対する研修等、児童虐待対策の取組を推進します。	●川崎市児童虐待防止医療ネットワークにおいて定期的に会議を開催しました。	●緊急かつ重症の虐待事例等に対応する市内の救急告示医療機関であり小児科及び産科のある中核医療機関を中心に、児童虐待防止のネットワークを構築するとともに、地域の医療機関との連携や医療従事者に対する研修等、児童虐待対策の取組を推進します。
施策の方向性6 専門的な児童支援の充実・強化				
	児童虐待への対策の強化	●増加する児童虐待の相談・通告への迅速かつ的確な対応に向けて、児童相談所の体制を強化します。	●平成28年改正児童福祉法等に基づき、児童福祉司及び児童心理司を増員しました。	●児童相談所が対応する児童虐待相談・通告件数が大幅に増加している中で、相談援助体制を強化します。
	学齢期の非行等の早期対応・未然防止の推進	●多様化・複雑化する学齢期の非行等の問題行動等に対し、早期発見や未然防止を推進するために、児童相談所の体制を強化するとともに、児童相談所・学校・警察等の関係機関の連携を強化します。	●平成28年改正児童福祉法等に基づき児童福祉司及び児童心理司を増員し、体制強化を図りました。 ●学校と警察の連携協議会に参画するとともに、児童相談所と警察の連絡会議を開催するなど連携推進を行いました。	●学齢期の非行等の問題行動等に対し、関係機関と連携して、早期対応や未然防止を図るための相談援助体制を強化します。
	ICTによる情報ネットワークの推進	●児童相談所と各区役所地域みまもり支援センターにおける情報管理と情報の共有について、ICTを活用したネットワークの仕組みを検討します。	●平成31年4月に運用を開始した児童相談システムを活用し、情報管理及び共有を適切に図りました。	●児童相談所と各区みまもり支援センターにおいて、ICTを活用した情報ネットワークを推進し、市内転居や居所不明児童及び一時保護児童等に対する適切な対応を図ります。
	民間児童福祉施設による相談・支援の充実	●市内の乳児院及び児童養護施設に設置した児童家庭支援センターを活用し、ネグレクトを背景とした不登校、非行等の相談・支援や育児不安の解消に向けた相談・支援を充実します。	●市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、支援を必要とする児童や家庭からの相談を受けました(4,177件)。	●身近な地域における専門的な相談支援機関として、児童家庭支援センターにおける相談・支援の取組を進めます。
	長期欠席傾向のある児童生徒への対応の強化	●長期欠席傾向のある児童生徒の情報を各区・教育担当が各学校と共有し、登校に困難さを抱える児童生徒の状況の把握に努め、関係機関と連携して課題解決に向けた取組を推進します。	●各区・教育担当が、毎月各学校に長期欠席生徒の確認を行い、生徒の状況を把握し、関係機関と連携して、解決に向けて取り組みました。	●各区・教育担当が、毎月各学校に長期欠席生徒の確認を行い、適切に対応を取っているかどうかきめ細かく生徒の状況を把握し、関係機関と連携して課題解決に向けて取り組みます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
	○困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進			
	健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取組の推進	●「教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定」を適正に運用し、健全育成等の取組を充実します。	●各区・教育担当が、各学校の生徒指導担当や児童支援コーディネーターが要となり、児童、生徒の様子を細かく把握するよう指導し、各区・教育担当と警察とが相互に連携して、児童生徒の健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取り組みを行いました。	●各区・教育担当が、各学校の生徒指導担当や児童支援コーディネーターが要となり、児童、生徒の様子を細かく把握するよう指導し、各区・教育担当と警察とが総合に連携して、児童生徒の健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取り組みを行っていきます。
	非行・不登校等の未然防止・重症化予防等に向けた関係機関の連携の強化	●児童相談所、教育委員会、警察、法務少年支援センターによる実効的なネットワークの強化を図ります。	●学齢児支援(非行・不登校)に係る専門機関による連絡会を定期的に開催し、事例検討会などを開催しました。	●非行・不登校等の未然防止・重症化予防等に向けて、児童相談所・教育委員会・警察(各警察署・少年相談・保護センター)・法務少年支援センター等関係機関による実効的なネットワークの強化を図ります。

(3) 第6章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」
の実績

ア 教育・保育

(1)教育・保育
【全市域】

平成31年4月1日								
		1号	2号	3号		計	計	
		3歳以上		0歳	1～2歳			
量の見込み		19,067	18,591	3,712	15,310	19,022	56,680	
確保 方策	教育保育施設		19,067	18,324	2,370	11,035	13,405	50,796
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	17,724	2,370	11,035	13,405	31,129
		幼稚園・認定こども園(1号)	2,407	64	－	－	－	2,471
		私学助成を受ける幼稚園	16,660	536	－	－	－	17,196
	地域型保育事業		－	－	278	757	1,035	1,035
	認可外保育施設等		－	267	1,064	3,518	4,582	4,849
合計		19,067	18,591	3,712	15,310	19,022	56,680	
利用 状況 (実績)	教育保育施設		19,664	17,063	2,235	10,588	12,823	49,550
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	17,063	2,235	10,588	12,823	29,886
		幼稚園・認定こども園(1号)	2,527	0	－	－	－	2,527
		私学助成を受ける幼稚園	17,137	0	－	－	－	17,137
	地域型保育事業		－	1	187	625	812	813
	認可外保育施設等		－	1,552	356	2,360	2,716	4,268
合計		19,664	18,616	2,778	13,573	16,351	54,631	

令和2年4月1日								
		1号	2号	3号		計	計	
		3歳以上		0歳	1～2歳			
量の見込み		18,325	19,734	3,468	14,903	18,371	56,430	
確保 方策	教育保育施設		18,325	19,003	2,306	11,097	13,403	50,731
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	18,464	2,306	11,097	13,403	31,867
		幼稚園・認定こども園(1号)	2,495	67	－	－	－	2,562
		私学助成を受ける幼稚園	15,830	472	－	－	－	16,302
	地域型保育事業		－	－	291	745	1,036	1,036
	認可外保育施設等		－	829	871	3,061	3,932	4,761
合計		18,325	19,832	3,468	14,903	18,371	56,528	
利用 状況 (実績)	教育保育施設		18,136	18,023	2,333	11,027	13,360	49,519
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	18,023	2,333	11,027	13,360	31,383
		幼稚園・認定こども園(1号)	2,082	－	－	－	－	2,082
		私学助成を受ける幼稚園	16,054	－	－	－	－	16,054
	地域型保育事業		－	－	190	723	913	913
	認可外保育施設等		－	1,470	279	1,945	2,224	3,694
合計		18,136	19,493	2,802	13,695	16,497	54,126	

令和元年度(内部評価) 令和元年度の整備拡充	
保育所・認定こども園(2・3号)	・認可保育所については、新規整備、既存施設の民営化等により合計1,415人の定員増となった。 ・認定こども園については、幼稚園からの移行により合計175人の定員増となった。
幼稚園・認定こども園(1号)	・施設型給付幼稚園については、1園を幼保連携型認定こども園に移行した。
私学助成を受ける幼稚園	・私学助成幼稚園については、1園を施設型給付(幼稚園型認定こども園)に移行した。
地域型保育事業	・地域型保育事業については、新規整備、認可外保育施設からの移行により合計148人の定員増となった。
認可外保育施設等	・川崎認定保育園については、新規認定等による定員増があった一方で、認可化、又は、小規模保育事業への移行等による定員減により差し引き194人の定員減となった。 ・年度限定型保育事業の実施により合計96人分の受入枠を確保した。

【川崎市】

平成31年4月1日							
		1号	2号	3号		計	
		3歳以上	0歳	1～2歳	計		
量の見込み		2,383	2,465	421	1,900	2,321	7,169
確保 方策	教育保育施設	2,383	2,456	320	1,403	1,723	6,562
	内 訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,235	320	1,403	1,723	3,958
	幼稚園・認定こども園(1号)	311	29	-	-	-	340
	私学助成を受ける幼稚園	2,072	192	-	-	-	2,264
	地域型保育事業	-	-	43	126	169	169
認可外保育施設等		-	9	58	371	429	438
合計		2,383	2,465	421	1,900	2,321	7,169
利用 状況 (実績)	教育保育施設	2,665	2,177	269	1,269	1,538	6,380
	内 訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,177	269	1,269	1,538	3,715
	幼稚園・認定こども園(1号)	336	0	-	-	-	336
	私学助成を受ける幼稚園	2,329	0	-	-	-	2,329
	地域型保育事業	-	-	30	120	150	150
認可外保育施設等		-	230	13	206	219	449
合計		2,665	2,407	312	1,595	1,907	6,979
令和2年4月1日							
		1号	2号	3号		計	
		3歳以上	0歳	1～2歳	計		
量の見込み		2,504	2,501	383	1,738	2,121	7,126
確保 方策	教育保育施設	2,504	2,361	286	1,386	1,672	6,537
	内 訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,271	286	1,386	1,672	3,943
	幼稚園・認定こども園(1号)	316	11	-	-	-	327
	私学助成を受ける幼稚園	2,188	79	-	-	-	2,267
	地域型保育事業	-	-	48	118	166	166
認可外保育施設等		-	140	49	234	283	423
合計		2,504	2,501	383	1,738	2,121	7,126
利用 状況 (実績)	教育保育施設	2,523	2,233	286	1,333	1,619	6,375
	内 訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,233	286	1,333	1,619	3,852
	幼稚園・認定こども園(1号)	349	-	-	-	-	349
	私学助成を受ける幼稚園	2,174	-	-	-	-	2,174
	地域型保育事業	-	-	30	126	156	156
認可外保育施設等		-	147	19	153	172	319
合計		2,523	2,380	335	1,612	1,947	6,850

令和元年度(内部評価) 令和元年度の整備拡充	
保育所・認定こども園(2・3号)	・認可保育所については、4か所の新規整備、1か所の認可外保育施設からの認可化により合計270人の定員増となった。
幼稚園・認定こども園(1号)	
私学助成を受ける幼稚園	
地域型保育事業	・地域型保育事業については、1か所の新規整備、1か所の既存施設の定員増、1か所の認可外保育施設からの認可化により合計20人の定員増となった。
認可外保育施設等	

【幸区】

平成31年4月1日								
		1号	2号	3号		計	計	
		3歳以上	0歳	1～2歳				
量の見込み		2,187	2,362	490	1,975	2,465	7,014	
確保 方策	教育保育施設	2,187	2,320	310	1,420	1,730	6,237	
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,300	310	1,420	1,730	4,030
		幼稚園・認定こども園(1号)	306	3	－	－	－	309
		私学助成を受ける幼稚園	1,881	17	－	－	－	1,898
	地域型保育事業	－	－	44	111	155	155	
	認可外保育施設等	－	42	136	444	580	622	
合計		2,187	2,362	490	1,975	2,465	7,014	
利用 状況 (実績)	教育保育施設	2,267	2,226	311	1,355	1,666	6,159	
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,226	311	1,355	1,666	3,892
		幼稚園・認定こども園(1号)	258	0	－	－	－	258
		私学助成を受ける幼稚園	2,009	0	－	－	－	2,009
	地域型保育事業	－	－	22	79	101	101	
	認可外保育施設等	－	145	53	261	314	459	
合計		2,267	2,371	386	1,695	2,081	6,719	

令和2年4月1日								
		1号	2号	3号		計	計	
		3歳以上	0歳	1～2歳				
量の見込み		2,046	2,551	491	1,982	2,473	7,070	
確保 方策	教育保育施設	2,046	2,477	298	1,355	1,653	6,176	
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,357	298	1,355	1,653	4,010
		幼稚園・認定こども園(1号)	214	13	－	－	－	227
		私学助成を受ける幼稚園	1,832	107	－	－	－	1,939
	地域型保育事業	－	－	36	98	134	134	
	認可外保育施設等	－	74	157	529	686	760	
合計		2,046	2,551	491	1,982	2,473	7,070	
利用 状況 (実績)	教育保育施設	2,110	2,373	334	1,444	1,778	6,261	
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,373	334	1,444	1,778	4,151
		幼稚園・認定こども園(1号)	171	－	－	－	－	171
		私学助成を受ける幼稚園	1,939	－	－	－	－	1,939
	地域型保育事業	－	－	24	87	111	111	
	認可外保育施設等	－	134	29	276	305	439	
合計		2,110	2,507	387	1,807	2,194	6,811	

令和元年度(内部評価) 令和元年度の整備拡充	
保育所・認定こども園(2・3号)	・認可保育所については、2か所の新規整備、2か所の既存施設の民営化、1か所の既存施設の定員増により合計200人の定員増となった。 ・認定こども園については、1か所の幼稚園からの移行により合計60人の定員増となった。
幼稚園・認定こども園(1号)	・施設型給付幼稚園については、1園を幼保連携型認定こども園に移行した。
私学助成を受ける幼稚園	
地域型保育事業	・地域型保育事業については、1か所の既存施設の定員増により合計1人の定員増となった。
認可外保育施設等	・年度限定型保育事業2か所の実施により合計21人分の受入枠を確保した。

【中原区】

平成31年4月1日							
		1号	2号	3号			計
		3歳以上		0歳	1～2歳	計	
量の見込み		2,605	4,007	961	3,528	4,489	11,101
確保 方策	教育保育施設	2,605	3,955	520	2,444	2,964	9,524
	内訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	3,824	520	2,444	2,964	6,788
	幼稚園・認定こども園(1号)	142	7	－	－	－	149
	私学助成を受ける幼稚園	2,463	124	－	－	－	2,587
	地域型保育事業	－	－	59	138	197	197
利用 状況 (実績)	認可外保育施設等	－	52	382	946	1,328	1,380
	合計	2,605	4,007	961	3,528	4,489	11,101
	教育保育施設	3,165	3,507	481	2,350	2,831	9,503
	内訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	3,507	481	2,350	2,831	6,338
	幼稚園・認定こども園(1号)	188	0	－	－	－	188
令和2年4月1日	私学助成を受ける幼稚園	2,977	0	－	－	－	2,977
	地域型保育事業	－	－	38	110	148	148
	認可外保育施設等	－	392	106	645	751	1,143
	合計	3,165	3,899	625	3,105	3,730	10,794
令和2年4月1日							
		1号	2号	3号			計
		3歳以上		0歳	1～2歳	計	
量の見込み		3,006	4,251	807	3,349	4,156	11,413
確保 方策	教育保育施設	3,006	4,251	540	2,627	3,167	10,424
	内訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	4,222	540	2,627	3,167	7,389
	幼稚園・認定こども園(1号)	178	2	－	－	－	180
	私学助成を受ける幼稚園	2,828	27	－	－	－	2,855
	地域型保育事業	－	－	55	119	174	174
利用 状況 (実績)	認可外保育施設等	－	－	212	603	815	815
	合計	3,006	4,251	807	3,349	4,156	11,413
	教育保育施設	2,964	3,736	503	2,417	2,920	9,620
	内訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	3,736	503	2,417	2,920	6,656
	幼稚園・認定こども園(1号)	94	－	－	－	－	94
令和2年4月1日	私学助成を受ける幼稚園	2,870	－	－	－	－	2,870
	地域型保育事業	－	－	23	101	124	124
	認可外保育施設等	－	394	99	514	613	1,007
	合計	2,964	4,130	625	3,032	3,657	10,751

令和元年度(内部評価) 令和元年度の整備拡充	
保育所・認定こども園(2・3号)	・認可保育所については、5か所の新規整備、1か所の認可外保育施設からの認可化、1か所の既存施設の定員増により合計405人の定員増となった。
幼稚園・認定こども園(1号)	
私学助成を受ける幼稚園	
地域型保育事業	
認可外保育施設等	・川崎認定保育園については、1か所の既存施設の定員変更により合計11人の定員増となった。 ・年度限定型保育事業5か所の実施により合計42人分の受入枠を確保した。

【高津区】

平成31年4月1日								
		1号	2号	3号		計	計	
		3歳以上		0歳	1～2歳			
量の見込み		3,347	2,821	591	2,383	2,974	9,142	
確保方策	教育保育施設	3,347	2,810	365	1,709	2,074	8,231	
	内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,706	365	1,709	2,074	4,780
		幼稚園・認定こども園(1号)	28	1	－	－	－	29
		私学助成を受ける幼稚園	3,319	103	－	－	－	3,422
	地域型保育事業	－	－	39	106	145	145	
	認可外保育施設等	－	11	187	568	755	766	
合計		3,347	2,821	591	2,383	2,974	9,142	
利用状況 (実績)	教育保育施設	3,048	2,725	349	1,686	2,035	7,808	
	内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,725	349	1,686	2,035	4,760
		幼稚園・認定こども園(1号)	141	0	－	－	－	141
		私学助成を受ける幼稚園	2,907	0	－	－	－	2,907
	地域型保育事業	－	－	36	92	128	128	
	認可外保育施設等	－	246	67	416	483	729	
合計		3,048	2,971	452	2,194	2,646	8,665	

令和2年4月1日								
		1号	2号	3号		計	計	
		3歳以上		0歳	1～2歳			
量の見込み		2,732	3,092	574	2,436	3,010	8,834	
確保方策	教育保育施設	2,732	2,906	334	1,653	1,987	7,625	
	内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,756	334	1,653	1,987	4,743
		幼稚園・認定こども園(1号)	337	19	－	－	－	356
		私学助成を受ける幼稚園	2,395	131	－	－	－	2,526
	地域型保育事業	－	－	51	126	177	177	
	認可外保育施設等	－	186	189	657	846	1,032	
合計		2,732	3,092	574	2,436	3,010	8,834	
利用状況 (実績)	教育保育施設	2,784	2,824	356	1,729	2,085	7,693	
	内訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,824	356	1,729	2,085	4,909
		幼稚園・認定こども園(1号)	227	－	－	－	－	227
		私学助成を受ける幼稚園	2,557	－	－	－	－	2,557
	地域型保育事業	－	－	39	130	169	169	
	認可外保育施設等	－	205	43	344	387	592	
合計		2,784	3,029	438	2,203	2,641	8,454	

令和元年度(内部評価) 令和元年度の整備拡充	
保育所・認定こども園(2・3号)	・認可保育所については、2か所の新規整備により合計90人の定員増となった。 ・認定こども園については、1か所の幼稚園からの移行により合計45人の定員増となった。
幼稚園・認定こども園(1号)	・私学助成幼稚園については、1園を施設型給付(幼稚園型認定こども園)に移行した。
私学助成を受ける幼稚園	
地域型保育事業	・地域型保育事業については、3か所の認可外保育施設からの移行により合計52人の定員増となった。
認可外保育施設等	・年度限定型保育事業2か所の実施により合計11人分の受入枠を確保した。

【宮前区】

平成31年4月1日								
		1号	2号	3号		計	計	
		3歳以上	0歳	1～2歳				
量の見込み		3,718	2,638	457	2,165	2,622	8,978	
確保方策	教育保育施設	3,718	2,606	340	1,562	1,902	8,226	
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,581	340	1,562	1,902	4,483
		幼稚園・認定こども園(1号)	982	7	－	－	－	989
		私学助成を受ける幼稚園	2,736	18	－	－	－	2,754
	地域型保育事業	－	－	31	87	118	118	
	認可外保育施設等	－	32	86	516	602	634	
合計		3,718	2,638	457	2,165	2,622	8,978	
利用状況 (実績)	教育保育施設	3,616	2,618	331	1,570	1,901	8,135	
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,618	331	1,570	1,901	4,519
		幼稚園・認定こども園(1号)	597	0	－	－	－	597
		私学助成を受ける幼稚園	3,019	0	－	－	－	3,019
	地域型保育事業	－	－	19	70	89	89	
	認可外保育施設等	－	173	39	298	337	510	
合計		3,616	2,791	389	1,938	2,327	8,734	
令和2年4月1日								
		1号	2号	3号		計	計	
		3歳以上	0歳	1～2歳				
量の見込み		3,352	2,974	499	2,084	2,583	8,909	
確保方策	教育保育施設	3,352	2,773	345	1,553	1,898	8,023	
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,653	345	1,553	1,898	4,551
		幼稚園・認定こども園(1号)	554	20	－	－	－	574
		私学助成を受ける幼稚園	2,798	100	－	－	－	2,898
	地域型保育事業	－	－	38	98	136	136	
	認可外保育施設等	－	201	116	433	549	750	
合計		3,352	2,974	499	2,084	2,583	8,909	
利用状況 (実績)	教育保育施設	3,399	2,795	332	1,612	1,944	8,138	
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,795	332	1,612	1,944	4,739
		幼稚園・認定こども園(1号)	536	－	－	－	－	536
		私学助成を受ける幼稚園	2,863	－	－	－	－	2,863
	地域型保育事業	－	－	26	104	130	130	
	認可外保育施設等	－	191	23	241	264	455	
合計		3,399	2,986	381	1,957	2,338	8,723	

令和元年度(内部評価) 令和元年度の整備拡充	
保育所・認定こども園(2・3号)	・認可保育所については、3か所の新規整備により合計180人の定員増となった。
幼稚園・認定こども園(1号)	
私学助成を受ける幼稚園	
地域型保育事業	・地域型保育事業については、3か所の認可外保育施設からの移行等により合計44人の定員増となった。
認可外保育施設等	

【多摩区】

平成31年4月1日								
		1号	2号	3号		計	計	
		3歳以上	0歳	1～2歳	計			
量の見込み		2,227	2,532	519	1,947	2,466	7,225	
確保 方策	教育保育施設	2,227	2,532	332	1,512	1,844	6,603	
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,462	332	1,512	1,844	4,306
		幼稚園・認定こども園(1号)	490	15	－	－	－	505
		私学助成を受ける幼稚園	1,737	55	－	－	－	1,792
	地域型保育事業	－	－	38	99	137	137	
	認可外保育施設等	－	0	149	336	485	485	
合計		2,227	2,532	519	1,947	2,466	7,225	
利用 状況 (実績)	教育保育施設	2,157	2,348	325	1,455	1,780	6,285	
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,348	325	1,455	1,780	4,128
		幼稚園・認定こども園(1号)	812	0	－	－	－	812
		私学助成を受ける幼稚園	1,345	0	－	－	－	1,345
	地域型保育事業	－	－	26	78	104	104	
	認可外保育施設等	－	97	46	274	320	417	
合計		2,157	2,445	397	1,807	2,204	6,806	
令和2年4月1日								
		1号	2号	3号		計	計	
		3歳以上	0歳	1～2歳	計			
量の見込み		2,062	2,609	435	2,005	2,440	7,111	
確保 方策	教育保育施設	2,062	2,707	343	1,616	1,959	6,728	
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,707	343	1,616	1,959	4,666
		幼稚園・認定こども園(1号)	709	－	－	－	－	709
		私学助成を受ける幼稚園	1,353	－	－	－	－	1,353
	地域型保育事業	－	－	33	76	109	109	
	認可外保育施設等	－	0	59	313	372	372	
合計		2,062	2,707	435	2,005	2,440	7,209	
利用 状況 (実績)	教育保育施設	1,994	2,521	346	1,560	1,906	6,421	
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,521	346	1,560	1,906	4,427
		幼稚園・認定こども園(1号)	658	－	－	－	－	658
		私学助成を受ける幼稚園	1,336	－	－	－	－	1,336
	地域型保育事業	－	－	29	77	106	106	
	認可外保育施設等	－	119	44	188	232	351	
合計		1,994	2,640	419	1,825	2,244	6,878	

令和元年度(内部評価) 令和元年度の整備拡充	
保育所・認定こども園(2・3号)	・認可保育所については、3か所の新規整備、1か所の認可外保育施設からの認可化により合計260人の定員増となった。 ・認定こども園については、1か所の既存施設の類型変更に伴う定員増により合計70人の定員増となった。
幼稚園・認定こども園(1号)	
私学助成を受ける幼稚園	
地域型保育事業	・地域型保育事業については、1か所の新規整備により合計3人の定員増となった。
認可外保育施設等	・年度限定型保育事業3か所の実施により合計22人分の受入枠を確保した。

【麻生区】

平成31年4月1日						
		1号	2号	3号		
		3歳以上		0歳	1～2歳	計
量の見込み		2,600	1,766	273	1,412	6,051
確保 方策	教育保育施設	2,600	1,645	183	985	5,413
	内訳					
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,616	183	985	2,784
	幼稚園・認定こども園(1号)	148	2	-	-	150
	私学助成を受ける幼稚園	2,452	27	-	-	2,479
	地域型保育事業	-	-	24	90	114
利用 状況 (実績)	認可外保育施設等	-	121	66	337	524
	合計	2,600	1,766	273	1,412	6,051
	教育保育施設	2,746	1,462	169	903	5,280
	内訳					
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,462	169	903	2,534
	幼稚園・認定こども園(1号)	195	0	-	-	195
確保 方策	私学助成を受ける幼稚園	2,551	0	-	-	2,551
	地域型保育事業	-	1	16	76	93
	認可外保育施設等	-	269	32	260	561
	合計	2,746	1,732	217	1,239	5,934
	合計	2,746	1,732	217	1,239	5,934

令和2年4月1日						
		1号	2号	3号		
		3歳以上		0歳	1～2歳	計
量の見込み		2,623	1,756	279	1,309	5,967
確保 方策	教育保育施設	2,623	1,528	160	907	5,218
	内訳					
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,498	160	907	2,565
	幼稚園・認定こども園(1号)	187	2	-	-	189
	私学助成を受ける幼稚園	2,436	28	-	-	2,464
	地域型保育事業	-	-	30	110	140
利用 状況 (実績)	認可外保育施設等	-	228	89	292	609
	合計	2,623	1,756	279	1,309	5,967
	教育保育施設	2,362	1,541	176	932	5,011
	内訳					
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,541	176	932	2,649
	幼稚園・認定こども園(1号)	47	-	-	-	47
確保 方策	私学助成を受ける幼稚園	2,315	-	-	-	2,315
	地域型保育事業	-	-	19	98	117
	認可外保育施設等	-	280	22	229	531
	合計	2,362	1,821	217	1,259	5,659
	合計	2,362	1,821	217	1,259	5,659

令和元年度(内部評価) 令和元年度の整備拡充	
保育所・認定こども園(2・3号)	・認可保育所については、1か所の既存施設の民営化、1か所の認可外保育施設からの認可化により合計10人の定員増となった。
幼稚園・認定こども園(1号)	
私学助成を受ける幼稚園	
地域型保育事業	・地域型保育事業については、1か所の新規整備、1か所の認可外保育施設からの認可化により合計31人の定員増となった。
認可外保育施設等	

(3) 第6章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」
の実績

イ 認定こども園・認可保育所

(イ)認定こども園・認可保育所

【全市域】

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
認定こども園施設数(うち幼保連携型)		目標	15か所 (7か所)	7か所 (3か所)	10か所 (4か所)
内部 評価	認定こども園は主に幼稚園からの移行を見込んで おり、令和元年度は3園が移行した。施設数の合計 は10園となりました。	実績	4か所 (2か所)	7か所 (3か所)	10か所 (3か所)

【全市域】

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
認可保育所の定員枠の拡大				
内部 評価	目標	850人	2,011人	1,791人
	実績	1,635人	1,525人	1,259人
目標を下回りました。5回の公募の実施による民間事業者を活用した認可保育所の整備をはじめ、多様な整備手法により保育受入枠の拡大に努め、保育所整備に適した約40の物件で、定員数合計2,000人を超える応募があったものの、保育所等整備事業者選定委員会により不選定となった事業者があったため、目標を達成することはできなかった。今後は、過去相談があった物件に関して再度関係事業者に対するヒアリングの実施や、公募受付期間前から市ホームページで公募地域等を事業者あて事前に周知するなど、更なる応募数増につながる取組を実施します。				

【区別】

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《川崎区》認可保育所の定員枠の拡大				
内部 評価	目標	180人	289人	199人
	実績	135人	90人	210人
区内4カ所において整備を行い、210人分の定員枠拡大を図り、目標値を上回りました。				

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《幸区》認可保育所の定員枠の拡大				
内部 評価	目標	120人	254人	229人
	実績	180人	85人	200人
区内5カ所において整備を行い、200人分の定員枠拡大を図ったが、目標値を下回りました。				

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《中原区》認可保育所の定員枠の拡大				
内部 評価	目標	190人	467人	467人
	実績	610人	695人	350人
区内5カ所において整備を行い、350人分の定員枠拡大を図ったが、目標値を下回りました。				

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《高津区》認可保育所の定員枠の拡大				
内部 評価	目標	120人	304人	279人
	実績	320人	225人	90人
区内2カ所において整備を行い、90人分の定員枠拡大を図ったが、目標値を下回りました。				

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《宮前区》認可保育所の定員枠の拡大				
内部 評価	目標	120人	269人	259人
	実績	160人	190人	180人
区内3カ所において整備を行い、180人分の定員枠拡大を図ったが、目標値を下回りました。				

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《多摩区》認可保育所の定員枠の拡大				
内部 評価	目標	60人	229人	219人
	実績	130人	180人	230人
区内3カ所において整備を行い、230人分の定員枠拡大を図り、目標値を上回りました。				

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《麻生区》認可保育所の定員枠の拡大				
内部 評価	目標	60人	199人	139人
	実績	100人	60人	-1人
区内2カ所において整備を行い、1カ所19人分の定員枠拡大を図ったものの、公立保育所民営化1カ所について20人分の定員枠減があり、目標値を下回りました。				

(3) 第6章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」
の実績

ウ 地域子ども・子育て支援事業

(ウ)地域子ども・子育て支援事業
【全市域】

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
妊婦健康診査の延べ受診回数 【参考1 推計出生数】 【参考2 推計妊娠届出数】		量の見込み 【参考1】 【参考2】	165,471回 【13,387人】 【14,458件】	178,342回 【14,394人】 【15,114件】	179,618回 【14,497人】 【15,222件】
内部 評価	妊娠届出数の減少により、妊婦健康診査の延べ受診回数の減少した。今後も安心・安全に出産を迎えられるよう保健指導及び支援を充実していきます。	実績	176,494回 【14,136人】 【15,036件】	170081回 【13,816人】 【14,518件】	174,662回 【15,697人】 【15,898件】

【全市域】

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
乳児家庭全戸訪問件数		量の見込み	13,387件	13,271件	13,366件
内部評価	出生数の減少に伴い、実績も微減している。出産後の里帰り期間の長期化や、乳児の入院などにより、生後4か月までの訪問の機会を逸する家庭に対して訪問できていないことが課題となっているが、それらの家庭に対し、電話等による状況把握を実施しており、今後の子供の健やかな成長を支えるため、積極的な訪問、状況把握を実施していきます。	実績	13,256件	13,018件	12,709件

【区別】

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《川崎区》乳児家庭全戸訪問件数		量の見込み	1,887件	1,743件	1,748件
内部評価	目標値をほぼ達成しました。今後の積極的な訪問、状況把握に努めていきます。	実績	1,703件	1,561件	1,668件

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《幸区》乳児家庭全戸訪問件数		量の見込み	1,651件	1,631件	1,667件
内部評価	目標値をほぼ達成しました。今後の積極的な訪問、状況把握に努めていきます。	実績	1,643件	1,645件	1,651件

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《中原区》乳児家庭全戸訪問件数		量の見込み	2,520件	2,684件	2,734件
内部評価	目標値をほぼ達成しました。今後の積極的な訪問、状況把握に努めていきます。	実績	2,757件	2,672件	2,511件

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《高津区》乳児家庭全戸訪問件数		量の見込み	2,125件	2,134件	2,137件
内部評価	目標値をほぼ達成しました。今後の積極的な訪問、状況把握に努めていきます。	実績	2,165件	2,169件	2,062件

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《宮前区》乳児家庭全戸訪問件数		量の見込み	1,969件	2,025件	2,026件
内部評価	目標値をほぼ達成しました。今後の積極的な訪問、状況把握に努めていきます。	実績	1,948件	1,963件	1,802件

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《多摩区》乳児家庭全戸訪問件数		量の見込み	1,593件	1,707件	1,701件
内部評価	目標値を達成しました。今後の積極的な訪問、状況把握に努めていきます。	実績	1,815件	1,859件	1,762件

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《麻生区》乳児家庭全戸訪問件数		量の見込み	1,642件	1,347件	1,353件
内部評価	目標値をほぼ達成しました。今後の積極的な訪問、状況把握に努めていきます。	実績	1,225件	1,149件	1,253件

【全市域】

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
子育て短期支援事業(ショートステイ)延べ利用人数 【参考1 施設数 乳児院】 【参考2 施設数 児童養護施設】		441件 【2か所】	1,900件 【2か所】	1,950件 【2か所】
内部 評価	家庭や地域における育児不安の高まりや、母親の精神疾患などによる家庭の育児力低下を背景に、ここ数年、当該事業の利用人数の伸びが著しいです。(H28年1,231件、H29年2,521件、H30年3,514件)	【4か所】	【4か所】	【4か所】
	実績	2,521件 【2か所】 【4か所】	3,514件 【2か所】 【4か所】	3,649件 【2か所】 【4か所】

【全市域】

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
養育支援訪問事業の訪問件数(専門的相談支援)		375件	389件	406件
内部 評価	国の要綱改正を受け、令和元年度に集計対象を見直した結果、実績が大幅に増加しました。今後も複数の課題を抱えるハイリスクな養育家庭への積極的な訪問、状況把握に努めていきます。	量の見込み		
		実績	331件 378件	2,168件

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
養育支援訪問事業の訪問件数(育児・家事援助)		204件	135件	139件
内部 評価	南部3区において実績が無く、地域特性上活用しにくい状況が発生しています。あらためて制度運用手法の検証を行い、課題の抽出に努めます。	量の見込み		
		実績	98件 45件	53件

【全市域】

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
病児・病後児保育事業延べ利用人数		量の見込み	9,406件	8,697件	9,282件
内部評価	延べ利用人数は令和元年度の量の見込み値を下回りました。	実績	8,040件	7,702件	7,115件

【区別】

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
≪川崎区≫病児・病後児保育事業延べ利用人数		量の見込み	1,241件	878件	937件
内部評価	延べ利用人数は令和元年度の量の見込み値を上回りました。	実績	949件	1,126件	1,179件

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
≪幸区≫病児・病後児保育事業延べ利用人数		量の見込み	1,032件	1,054件	1,113件
内部評価	延べ利用人数は令和元年度の量の見込み値を下回りました。	実績	1,072件	962件	896件

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
≪中原区≫病児・病後児保育事業延べ利用人数		量の見込み	1,984件	996件	1,083件
内部評価	延べ利用人数は令和元年度の量の見込み値を上回りました。	実績	1,352件	1,099件	1,180件

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
≪高津区≫病児・病後児保育事業延べ利用人数		量の見込み	1,026件	1,581件	1,698件
内部評価	延べ利用人数は令和元年度の量の見込み値を下回りました。	実績	987件	1,005件	764件

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
≪宮前区≫病児・病後児保育事業延べ利用人数		量の見込み	1,354件	1,552件	1,640件
内部評価	延べ利用人数は令和元年度の量の見込み値を下回りました。	実績	1,376件	1,226件	1,092件

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
≪多摩区≫病児・病後児保育事業延べ利用人数		量の見込み	1,832件	1,640件	1,757件
内部評価	延べ利用人数は令和元年度の量の見込み値を下回りました。	実績	1,754件	1,510件	1,343件

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
≪麻生区≫病児・病後児保育事業延べ利用人数		量の見込み	937件	996件	1,054件
内部評価	延べ利用人数は令和元年度の量の見込み値を下回りました。	実績	550件	774件	661件

【全市域】

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者支援事業の実施か所数		量の見込み	9か所	9か所	9か所
内部評価	各区役所、大師地区健康福祉ステーション及び田島地区健康福祉ステーションにおいて、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	9か所	9か所	9か所

【区別】

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《川崎区》利用者支援事業の実施か所数		量の見込み	3か所	3か所	3か所
内部評価	川崎区役所、大師地区健康福祉ステーション及び田島地区健康福祉ステーションにおいて、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	3か所	3か所	3か所

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《幸区》利用者支援事業の実施か所数		量の見込み	1か所	1か所	1か所
内部評価	幸区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所	1か所

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《中原区》利用者支援事業の実施か所数		量の見込み	1か所	1か所	1か所
内部評価	中原区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所	1か所

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《高津区》利用者支援事業の実施か所数		量の見込み	1か所	1か所	1か所
内部評価	高津区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所	1か所

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《宮前区》利用者支援事業の実施か所数		量の見込み	1か所	1か所	1か所
内部評価	宮前区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所	1か所

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《多摩区》利用者支援事業の実施か所数		量の見込み	1か所	1か所	1か所
内部評価	多摩区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所	1か所

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《麻生区》利用者支援事業の実施か所数		量の見込み	1か所	1か所	1か所
内部評価	麻生区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所	1か所

【全市域】

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
延長保育事業の月間実利用人数		量の見込み	10,731人	9,087人	9,944人
内部評価	延長保育について、保育所373か所と認定こども園5か所、小規模保育事業所等39か所で事業を実施し、月間で8,525人の実利用がありました。	実績	9,214人	9,105人	8,525人

【区別】

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《川崎区》延長保育事業の月間実利用人数		量の見込み	1,291人	1,105人	1,241人
内部評価	延長保育について、保育所44か所と小規模保育事業所等7か所で事業を実施し、月間で928人の実利用がありました。	実績	1,058人	1,072人	928人

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《幸区》延長保育事業の月間実利用人数		量の見込み	1,148人	1,052人	1,161人
内部評価	延長保育について、保育所48か所と小規模保育事業所等5か所で事業を実施し、月間で1,015人の実利用がありました。	実績	1,174人	1,149人	1,015人

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《中原区》延長保育事業の月間実利用人数		量の見込み	2,432人	2,064人	2,266人
内部評価	延長保育について、保育所90か所と認定こども園1か所、小規模保育事業所等9か所で事業を実施し、月間で2,073人の実利用がありました。	実績	2,062人	2,039人	2,073人

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《高津区》延長保育事業の月間実利用人数		量の見込み	1,680人	1,515人	1,690人
内部評価	延長保育について、保育所59か所と小規模保育事業所等6か所で事業を実施し、月間で1,422人の実利用がありました。	実績	1,516人	1,618人	1,422人

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《宮前区》延長保育事業の月間実利用人数		量の見込み	1,555人	1,318人	1,376人
内部評価	延長保育について、保育所52か所と認定こども園2か所、小規模保育事業所等3か所で事業を実施し、月間で1,197人の実利用がありました。	実績	1,354人	1,213人	1,197人

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《多摩区》延長保育事業の月間実利用人数		量の見込み	1,707人	1,253人	1,403人
内部評価	延長保育について、保育所48か所と認定こども園2か所、小規模保育事業所等5か所で事業を実施し、月間で1,201人の実利用がありました。	実績	1,233人	1,253人	1,201人

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《麻生区》延長保育事業の月間実利用人数		量の見込み	918人	780人	807人
内部評価	延長保育について、保育所32か所と小規模保育事業所等4か所で事業を実施し、月間で689人の実利用がありました。	実績	817人	761人	689人

【全市域】

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
放課後児童健全育成事業の月間実利用人数		量の見込み	6,544人	6,738人
内部評価	月間実利用人数は令和元年度の量の見込み値を上回りました。量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の人数が下回っていたが、ニーズが高まっていることが要因と考えられます。	実績	6,280人	6,684人
				8,266人

【区別】

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《川崎区》放課後児童健全育成事業の月間実利用人数		量の見込み	1,025人	948人
内部評価	量の見込みを定めるにあたって参考とした在校児童数の推計より実際の人数が下回っていましたが、月間実利用人数は令和元年度の量の見込み値を上回りました。	実績	902人	918人
				1,192人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《幸区》放課後児童健全育成事業の月間実利用人数		量の見込み	828人	804人
内部評価	量の見込みを定めるにあたって参考とした在校児童数の推計より実際の人数が下回りましたが、月間実利用人数は令和元年度の量の見込み値を上回りました。	実績	759人	770人
				1,063人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《中原区》放課後児童健全育成事業の月間実利用人数		量の見込み	1,266人	1,278人
内部評価	量の見込みを定めるにあたって参考とした在校児童数の推計より実際の人数が下回りましたが、月間実利用人数は令和元年度の量の見込み値を上回りました。	実績	1,194人	1,241人
				1,624人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《高津区》放課後児童健全育成事業の月間実利用人数		量の見込み	1,100人	1,090人
内部評価	月間実利用人数は令和元年度の量の見込み値を上回っています。	実績	1,015人	1,106人
				1,330人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《宮前区》放課後児童健全育成事業の月間実利用人数		量の見込み	887人	957人
内部評価	量の見込みを定めるにあたって参考とした在校児童数の推計より実際の人数が下回っていましたが、月間実利用人数は令和元年度の量の見込み値を上回りました。	実績	914人	1,033人
				1,219人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《多摩区》放課後児童健全育成事業の月間実利用人数		量の見込み	752人	893人
内部評価	量の見込みを定めるにあたって参考とした在校児童数の推計より実際の人数が下回っていましたが、月間実利用人数は令和元年度の量の見込み値を上回りました。	実績	782人	850人
				1,015人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《麻生区》放課後児童健全育成事業の月間実利用人数		量の見込み	686人	768人
内部評価	量の見込みを定めるにあたって参考とした在校児童数の推計より実際の人数が下回っていましたが、月間実利用人数は令和元年度の量の見込み値を上回りました。	実績	714人	766人
				823人

【全市域】

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数				
内部 評価	子どもの延べ利用人数は、保護者や子どもの状況により利用頻度が変わるため計画値と乖離が生じたと考えられます。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、利用人数が減少しました。引き続き利用促進に向けて広報等を行いながら事業を推進します。	量の見込み	287,016人	278,283人
		実績	261,964人	245,945人

【区別】

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《川崎区》地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数				
内部 評価	子どもの延べ利用人数は、保護者や子どもの状況により利用頻度が変わるため計画値と乖離が生じたと考えられます。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、利用人数が減少しました。引き続き利用促進に向けて広報等を行いながら事業を推進します。	量の見込み	44,160人	37,954人
		実績	34,122人	30,198人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《幸区》地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数				
内部 評価	子どもの延べ利用人数は、保護者や子どもの状況により利用頻度が変わるため計画値と乖離が生じたと考えられます。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、利用人数が減少しました。引き続き利用促進に向けて広報等を行いながら事業を推進します。	量の見込み	37,944人	40,393人
		実績	38,130人	35,931人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《中原区》地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数				
内部 評価	子どもの延べ利用人数は、保護者や子どもの状況により利用頻度が変わるため計画値と乖離が生じたと考えられます。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、利用人数が減少しました。引き続き利用促進に向けて広報等を行いながら事業を推進します。	量の見込み	45,612人	41,364人
		実績	40,559人	40,671人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《高津区》地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数				
内部 評価	子どもの延べ利用人数は、保護者や子どもの状況により利用頻度が変わるため計画値と乖離が生じたと考えられます。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、利用人数が減少しました。引き続き利用促進に向けて広報等を行いながら事業を推進します。	量の見込み	38,352人	45,163人
		実績	43,486人	40,748人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《宮前区》地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数				
内部 評価	子どもの延べ利用人数は、保護者や子どもの状況により利用頻度が変わるため計画値と乖離が生じたと考えられます。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、利用人数が減少しました。引き続き利用促進に向けて広報等を行いながら事業を推進します。	量の見込み	51,348人	54,375人
		実績	51,005人	45,691人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《多摩区》地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数				
内部 評価	子どもの延べ利用人数は、保護者や子どもの状況により利用頻度が変わるため計画値と乖離が生じたと考えられます。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、利用人数が減少しました。引き続き利用促進に向けて広報等を行いながら事業を推進します。	量の見込み	31,608人	29,098人
		実績	28,029人	27,836人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《麻生区》地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数				
内部 評価	子どもの延べ利用人数は、保護者や子どもの状況により利用頻度が変わるため計画値と乖離が生じたと考えられます。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、利用人数が減少しました。引き続き利用促進に向けて広報等を行いながら事業を推進します。	量の見込み	37,992人	29,936人
		実績	26,633人	24,870人

【全市域】

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	247,594人	203,086人
内部評価	令和元年度は補助内容の見直し等もあり、事業実施園は昨年度に比して増加しました。令和元年度は要件緩和の充実等を検討し、さらなる事業の利用促進を図ります。	実績	187,981人	223,755人
				264,316人

【区別】

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《川崎区》幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	46,417人	25,315人
内部評価	令和元年度は補助内容の見直し等もあり、事業実施園は昨年度に比して増加しました。令和元年度は要件緩和の充実等を検討し、さらなる事業の利用促進を図ります。	実績	26,151人	31,241人
				35,822人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《幸区》幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	16,928人	23,232人
内部評価	令和元年度は補助内容の見直し等もあり、事業実施園は昨年度に比して増加しました。令和元年度は要件緩和の充実等を検討し、さらなる事業の利用促進を図ります。	実績	26,268人	30,550人
				30,472人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《中原区》幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	21,743人	28,460人
内部評価	令和元年度は補助内容の見直し等もあり、事業実施園は昨年度に比して増加しました。令和元年度は要件緩和の充実等を検討し、さらなる事業の利用促進を図ります。	実績	27,368人	33,232人
				42,543人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《高津区》幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	66,606人	34,977人
内部評価	令和元年度は補助内容の見直し等もあり、事業実施園は昨年度に比して増加しました。令和元年度は要件緩和の充実等を検討し、さらなる事業の利用促進を図ります。	実績	32,507人	39,940人
				40,970人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《宮前区》幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	27,996人	39,370人
内部評価	令和元年度は補助内容の見直し等もあり、事業実施園は昨年度に比して増加しました。令和元年度は要件緩和の充実等を検討し、さらなる事業の利用促進を図ります。	実績	32,813人	37,359人
				48,605人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《多摩区》幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	38,987人	23,830人
内部評価	令和元年度は補助内容の見直し等もあり、事業実施園は昨年度に比して増加しました。令和元年度は要件緩和の充実等を検討し、さらなる事業の利用促進を図ります。	実績	22,825人	27,424人
				28,994人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
《麻生区》幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	28,917人	27,902人
内部評価	令和元年度は補助内容の見直し等もあり、事業実施園は昨年度に比して増加しました。令和元年度は要件緩和の充実等を検討し、さらなる事業の利用促進を図ります。	実績	20,049人	24,009人
				36,910人

【全市域】

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
保育所における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	142,247人	127,765人	135,750人
内部 評価	一時預かり事業実施保育所を4か所増設し83か所で、年間延べ111,866人の利用が図られました。	実績	122,301人	120,889人	111,866人

【区別】

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《川崎区》保育所における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	15,445人	15,218人	15,744人
内部 評価	一時預かり事業実施保育所を1か所増設し15か所で、年間延べ12,325人の利用が図られました。	実績	12,336人	13,013人	12,325人

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《幸区》保育所における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	17,268人	16,460人	17,993人
内部 評価	一時預かり事業実施保育所を1か所増設し12か所で、年間延べ14,553人の利用が図られました。	実績	15,403人	15,269人	14,553人

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《中原区》保育所における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	30,163人	25,474人	27,658人
内部 評価	一時預かり事業実施保育所13か所で、年間延べ22,502人の利用が図られました。	実績	22,517人	23,226人	22,502人

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《高津区》保育所における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	17,611人	21,797人	23,514人
内部 評価	一時預かり事業実施保育所を1か所増設し15か所で、年間延べ18,805人の利用が図られました。	実績	22,789人	20,549人	18,805人

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《宮前区》保育所における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	16,602人	17,623人	18,571人
内部 評価	一時預かり事業実施保育所を1か所増設し11か所で、年間延べ14,617人の利用が図られました。	実績	15,801人	15,963人	14,617人

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《多摩区》保育所における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	26,578人	17,158人	17,750人
内部 評価	一時預かり事業実施保育所9か所で、年間延べ16,211人の利用が図られました。	実績	17,546人	18,899人	16,211人

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《麻生区》保育所における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	18,580人	14,035人	14,520人
内部 評価	一時預かり事業実施保育所8か所で、年間延べ12,853人の利用が図られました。	実績	15,909人	13,970人	12,853人

【全市域】

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数 【参考 子育てヘルパー会員】		量の見込み 【参考】	16,341人 【761人】	16,464人 【802人】	16,581人 【816人】
内部 評価	実績値は量の見込み値を下回りましたが、昨年度より増加しました。利用実態を適切に把握しながら、利用促進に繋がるよう広報活動に努めます。	実績	14,054人 【764人】	13,906人 【771人】	14,858人 【774人】

【区別】

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《川崎区》ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数 【参考 子育てヘルパー会員】		量の見込み 【参考】	1,844人 【124人】	1,726人 【133人】	1,739人 【135人】
内部 評価	実績値は量の見込み値を上回り、昨年度より増加しました。引き続き、利用実態を適切に把握しながら、利用促進に繋がるよう広報活動に努めます。	実績	1,487人 【133人】	1,562人 【137人】	1,948人 【140人】

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《幸区》ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数 【参考 子育てヘルパー会員】		量の見込み 【参考】	2,037人 【113人】	2,297人 【117人】	2,314人 【119人】
内部 評価	実績値は量の見込み値を下回りましたが、昨年より増加しました。利用実態を適切に把握しながら、利用促進に繋がるよう広報活動に努めます。	実績	1,507人 【118人】	1,519人 【120人】	1,659人 【124人】

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《中原区》ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数 【参考 子育てヘルパー会員】		量の見込み 【参考】	4,468人 【163人】	5,352人 【177人】	5,390人 【180人】
内部 評価	実績値は量の見込み値を下回りましたが、昨年より増加しました。利用実態を適切に把握しながら、利用促進に繋がるよう広報活動に努めます。	実績	5,046人 【201人】	5,028人 【203人】	5,030人 【208人】

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《高津区》ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数 【参考 子育てヘルパー会員】		量の見込み 【参考】	2,614人 【105人】	2,757人 【107人】	2,776人 【109人】
内部 評価	実績値は量の見込み値を下回り、昨年度より減少しました。利用実態を適切に把握しながら、利用促進に繋がるよう広報活動に努めます。	実績	1,353人 【87人】	1,384人 【87人】	1,198人 【89人】

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《宮前区》ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数 【参考 子育てヘルパー会員】		量の見込み 【参考】	1,567人 【98人】	1,793人 【101人】	1,806人 【103人】
内部 評価	実績値は量の見込み値を下回りましたが、昨年より増加しました。利用実態を適切に把握しながら、利用促進に繋がるよう広報活動に努めます。	実績	996人 【81人】	946人 【76人】	1,168人 【71人】

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《多摩区》ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数 【参考 子育てヘルパー会員】		量の見込み 【参考】	2,518人 【92人】	1,425人 【103人】	1,435人 【104人】
内部 評価	実績値は量の見込み値を上回りましたが、昨年度より実績値が減少しました。利用実態を適切に把握しながら利用促進に繋がるよう広報活動に努めます。	実績	2,232人 【92人】	1,867人 【94人】	1,712人 【83人】

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
《麻生区》ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数 【参考 子育てヘルパー会員】		量の見込み 【参考】	1,949人 【66人】	1,114人 【64人】	1,121人 【66人】
内部 評価	実績値は量の見込み値を上回り、昨年度より増加しました。引き続き、利用実態を適切に把握しながら、利用促進に繋がるよう広報活動に努めます。	実績	1,433人 【52人】	1,600人 【54人】	2,143人 【59人】

川崎市子ども・若者の未来応援プラン
令和元年度点検・評価結果報告書

令和2年8月発行

発行者 川崎市こども未来局総務部企画課
川崎市川崎区宮本町1
電話 044-200-1134



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市